

岩国市地域福祉計画（第四次）
岩国市成年後見制度利用促進基本計画
岩国市再犯防止推進計画

岩国市地域福祉計画



だれもが住み慣れた地域で
共に生き生きと暮らせるまちづくり

令和3（2021）年3月
岩 国 市

は じ め に

近年のわが国では、情報通信技術の一層の発展やインターネット環境の飛躍的な普及により、国や地域を越えた情報交流が盛んに行われるようになりました。その一方で、私たちが暮らす地域社会においては、近所とのつきあいや人と人との関わりが希薄になっているといわれています。

また、少子高齢化、中山間地域における過疎化は、全国的にも進行が加速しており、地域で行われる活動の担い手不足とコミュニティの衰退が懸念されています。



本市においても、人口は減少する傾向が続いており、地域で行われる行事など、地域住民が集い、参加する機会が少なくなることは、地域の支えあい機能が低下することにつながると危惧しています。なぜなら、地域における様々な課題を解決していくためには、地域に関わる住民が意見や知恵を出し合い、共に協力して課題に取り組んでいくことが大変重要だと考えているからです。

このような状況の中で、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間を計画期間とする第四次地域福祉計画を策定しました。本計画では、「だれもが住み慣れた地域で共に生き生きと暮らせるまちづくり」を基本理念として、第三次計画を継承しながら、改正社会福祉法に盛り込まれた、包括的な相談支援体制の整備に努め、地域共生社会の実現と地域福祉の更なる推進に、官民一体となって取り組んでいくことを目指しています。

また多様化、複合化する地域での課題や、制度の狭間で生ずる課題にも目を向ける必要があることから、地域福祉計画と合わせて、このたび新たに成年後見制度の利用を促進するための取組と、再犯防止を推進するための取組を一体的に策定しました。

市民の皆様や関係各位におかれましては、本計画を通じた地域福祉の推進に当たり、より一層の御理解と御協力を賜りたく存じます。また、本計画を策定するに当たり、策定等検討会の参加者はもとより、アンケート調査に御協力いただいた方々、パブリックコメント等により貴重な御意見をいただきました方々に対しまして、深く御礼を申し上げます。

令和 3（2021）年 3 月

岩国市長

岩国市長 福田 良秀

目 次

第 1 章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	6
第 2 章	岩国市の地域福祉の現状及び課題	7
1	統計データからみえる岩国市の現状	7
2	アンケート調査結果からみえる岩国市の現状	14
3	社会福祉制度の状況	23
4	地域福祉の推進を担う団体	28
5	第三次計画の取組状況と評価	30
6	岩国市の地域福祉の課題のまとめ	34
第 3 章	計画の基本的な考え方	37
1	基本理念	37
2	地域福祉圏域	38
3	基本目標	40
4	計画の体系	42
第 4 章	地域福祉を推進するための取組	43
	基本目標 1 地域福祉を推進するための意識の醸成	43
	(1) 隣近所の住民とのコミュニケーションの促進	43
	(2) 住民参加の促進	45
	(3) 地域での「助け合い」の促進	48
	(4) 地域の見守りの促進	50
	(5) 寄附文化の醸成	53
	(6) 福祉教育の推進	55

基本目標 2 地域福祉を推進するための地域資源の活性化	57
(1) 地域福祉の担い手の育成.....	57
(2) 高齢者の社会参加の促進.....	59
(3) ボランティアへの参加の促進.....	62
(4) 地域の交流の促進.....	64
(5) 学校と地域との連携促進.....	66
(6) 遊休施設や社会福祉施設などを活用した拠点の整備.....	68
(7) 地域の子どもの地域全体で育てる環境づくり.....	70
(8) 交通弱者の支援.....	72
基本目標 3 地域福祉の推進に取り組む団体の応援	74
(1) 岩国市社会福祉協議会の活動支援.....	74
(2) 自治会等の地域福祉にかかわる団体の活動支援.....	77
(3) 民生委員・児童委員及び福祉員の活動支援.....	79
(4) NPOや市民活動団体の活動支援.....	81
(5) サロンの活動支援.....	83
基本目標 4 地域福祉の課題の解決に向けた相談支援体制の強化	86
(1) 包括的な相談支援体制の推進.....	86
(2) 様々な悩みや生活上の困難を抱える人への支援.....	88
(3) 福祉に関する情報発信の充実.....	90
(4) 地域の情報の共有.....	92
基本目標 5 安全・安心に暮らせる環境づくり	94
(1) 災害時要援護者の支援体制.....	94
(2) 多様な福祉サービスの確保・質の向上.....	96
(3) ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくり.....	98
(4) 権利擁護事業、成年後見制度の普及促進.....	100

第5章 成年後見制度の利用を促進するための取組

(岩国市成年後見制度利用促進基本計画)

103

第6章 再犯防止を推進するための取組

(岩国市再犯防止推進計画)

117

第7章 計画の推進体制.....

135

参考資料.....

137



計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨と背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題等、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。

そのような中、近年、地域の絆の大切さが再認識され、地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、日常からの顔の見える関係づくりが必要とされています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービスだけでなく、地域での支え合いや、人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられる相互の関係をつくっていくことが求められています。

国では、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災の経験から、災害対策基本法が改正（平成25（2013）年6月）され、高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者に対し、災害時に備えた日頃からの地域での見守り・支え合いの体制が強化されました。また、介護保険法の改正（平成27（2015）年4月）により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

生活困窮者自立支援法（平成27（2015）年4月施行）において、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、障害者差別解消法（平成28（2016）年4月施行）においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった動きがみられます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められました。（平成30（2018）年4月1日施行）

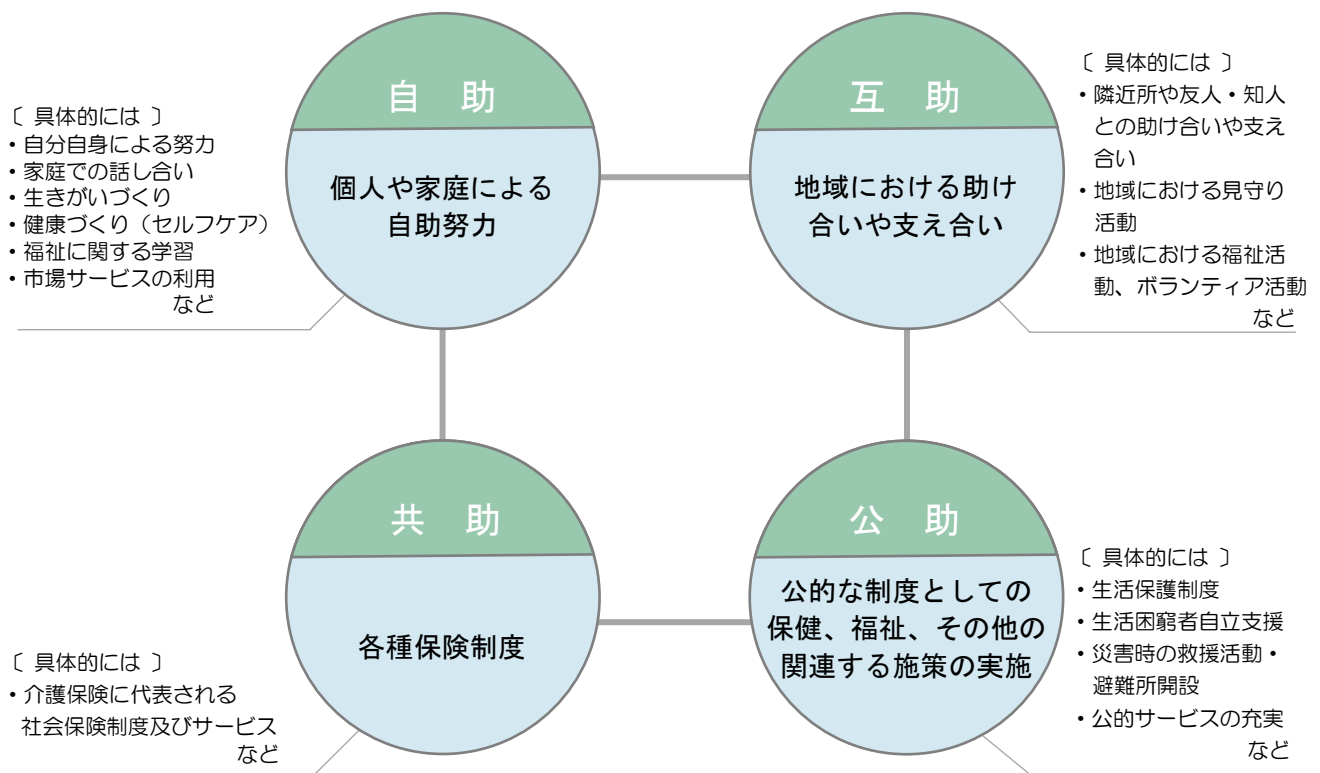
本市においては、平成 27（2015）年 7 月に「岩国市地域福祉計画（第三次）」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、第三次計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます多様化していく福祉課題に対し適切に対応するため、「岩国市地域福祉計画（第四次）」を策定します。

〔 地域福祉とは 〕

「地域福祉」とは、地域においてだれもが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障害のある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成 30（2018）年 4 月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を運営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、解決を図っていくことが規定されています（法第 4 条第 2 項）。生活課題や地域課題の解決に向けて、自助、共助、互助、公助の考えに基づいて、市民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取組をしていくことが必要とされています。



2 計画の位置づけ

(1) 法令上の位置付け

地域福祉計画とは、社会福祉法（以下「法」という。）第 107 条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために市町村が定める計画です。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

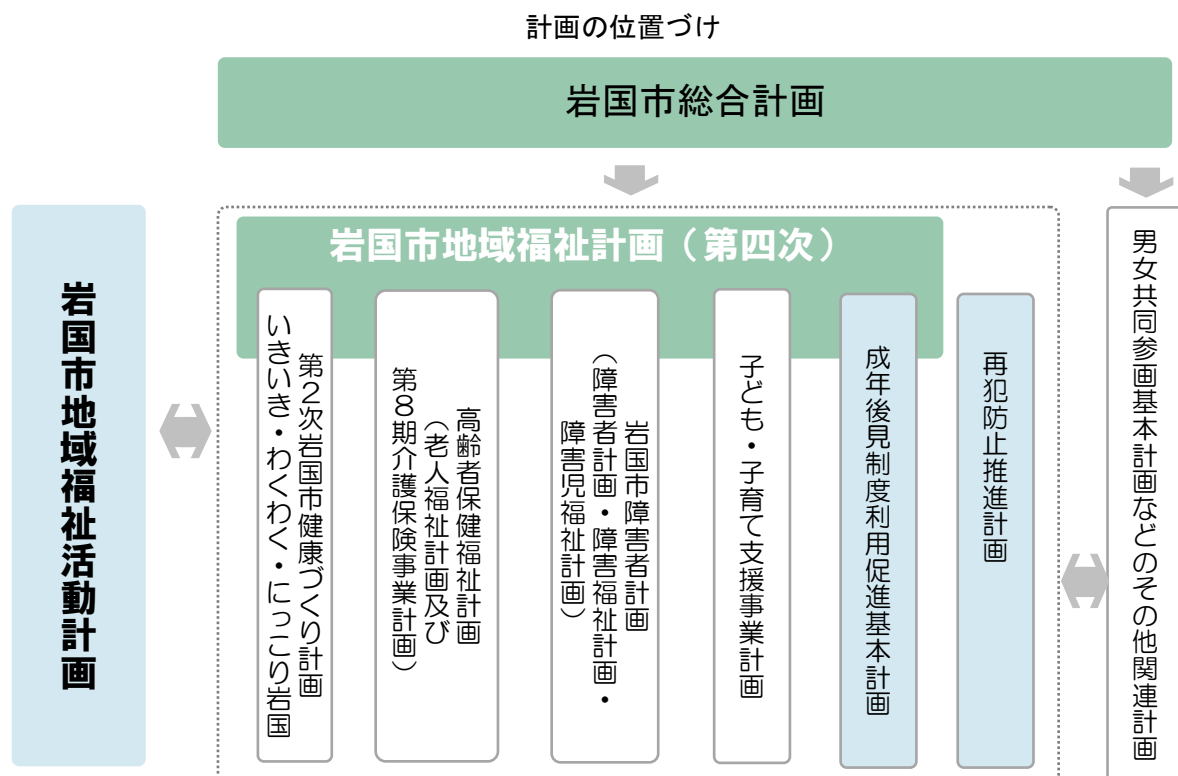
(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、以下の5つの事項について具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。(法107条)

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
 - ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
 - ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
- (法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

(3) 他計画との関連

本計画は、市の最上位計画である岩国市総合計画との整合を保ちながら策定しています。また、地域福祉を推進する観点から、高齢者や障害のある人、子どもなど、福祉分野での個別計画の上位計画とするとともに、男女共同参画、防災、まちづくりなど、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

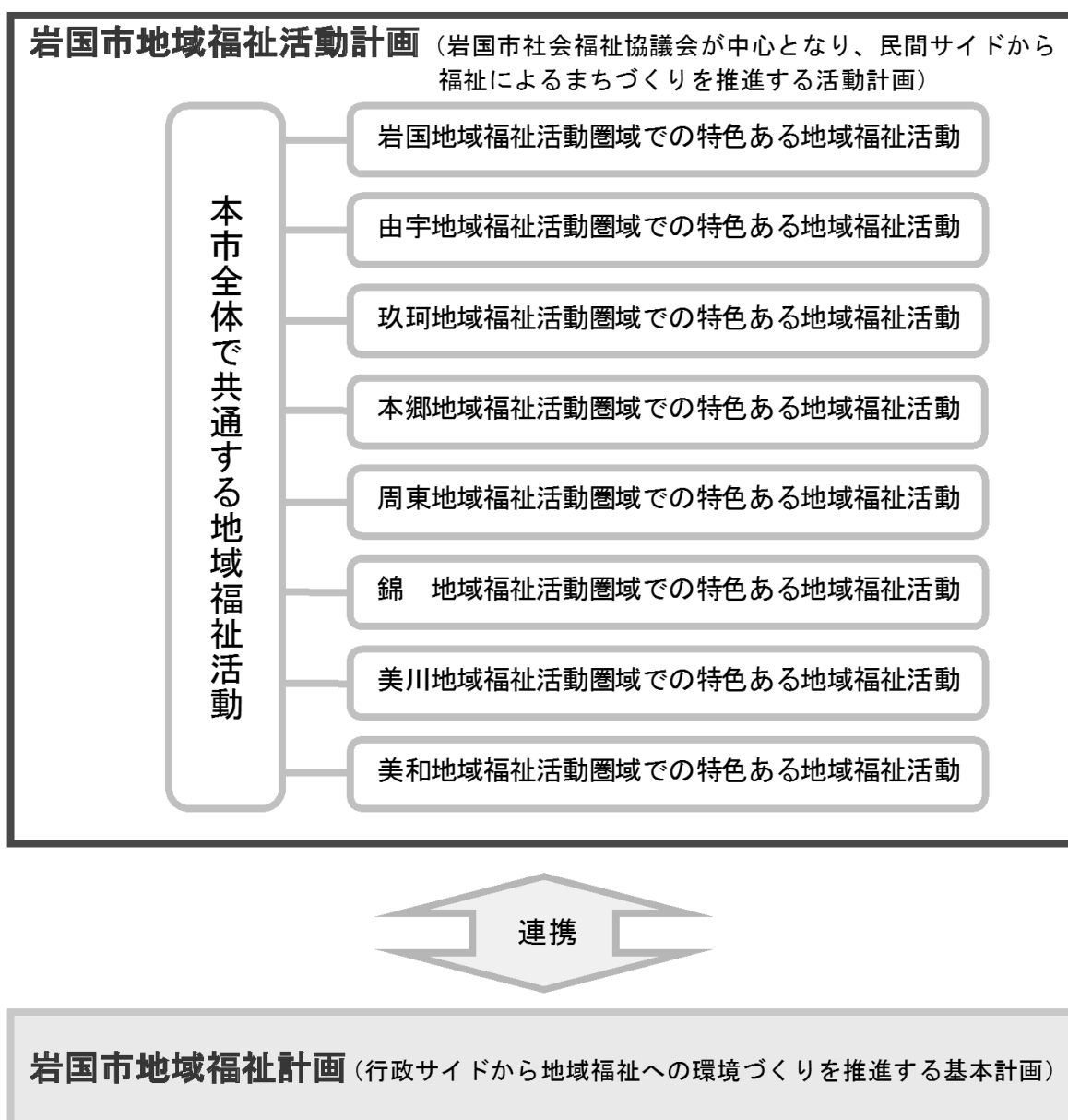


(4) 岩国市地域福祉活動計画との関係

岩国市地域福祉活動計画とは、岩国市社会福祉協議会が中心となり策定している計画です。この計画は、社会福祉協議会が中心的役割を担い、地域住民や各団体などと協力して、民間サイドからの福祉によるまちづくりを推進するために策定された具体的な活動を示す計画です。

行政サイドから地域福祉への環境づくりを推進する地域福祉計画と、民間サイドから福祉によるまちづくりを推進する地域福祉活動計画とが連携して取り組むことで、より効果的に地域福祉の推進を図ります。

■ 地域福祉計画と 地域福祉活動計画 との関係



（５）山口県地域福祉支援計画との関係

山口県では、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度を計画期間とする第四次山口県地域福祉支援計画を策定しています。

山口県地域福祉支援計画とは、山口県における地域福祉推進の基本方針を示したもので、県民、民間団体、市町及び県における役割や支援事項などについて定めています。

岩国市地域福祉計画は、山口県地域福祉支援計画が示す役割に基づき支援を受けながら、本市独自の地域福祉施策を推進していくことで地域福祉の推進に取り組みます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの 6 年間とします。また、計画期間中であっても、法の改正や社会情勢の変化に応じ、適宜見直しを行います。





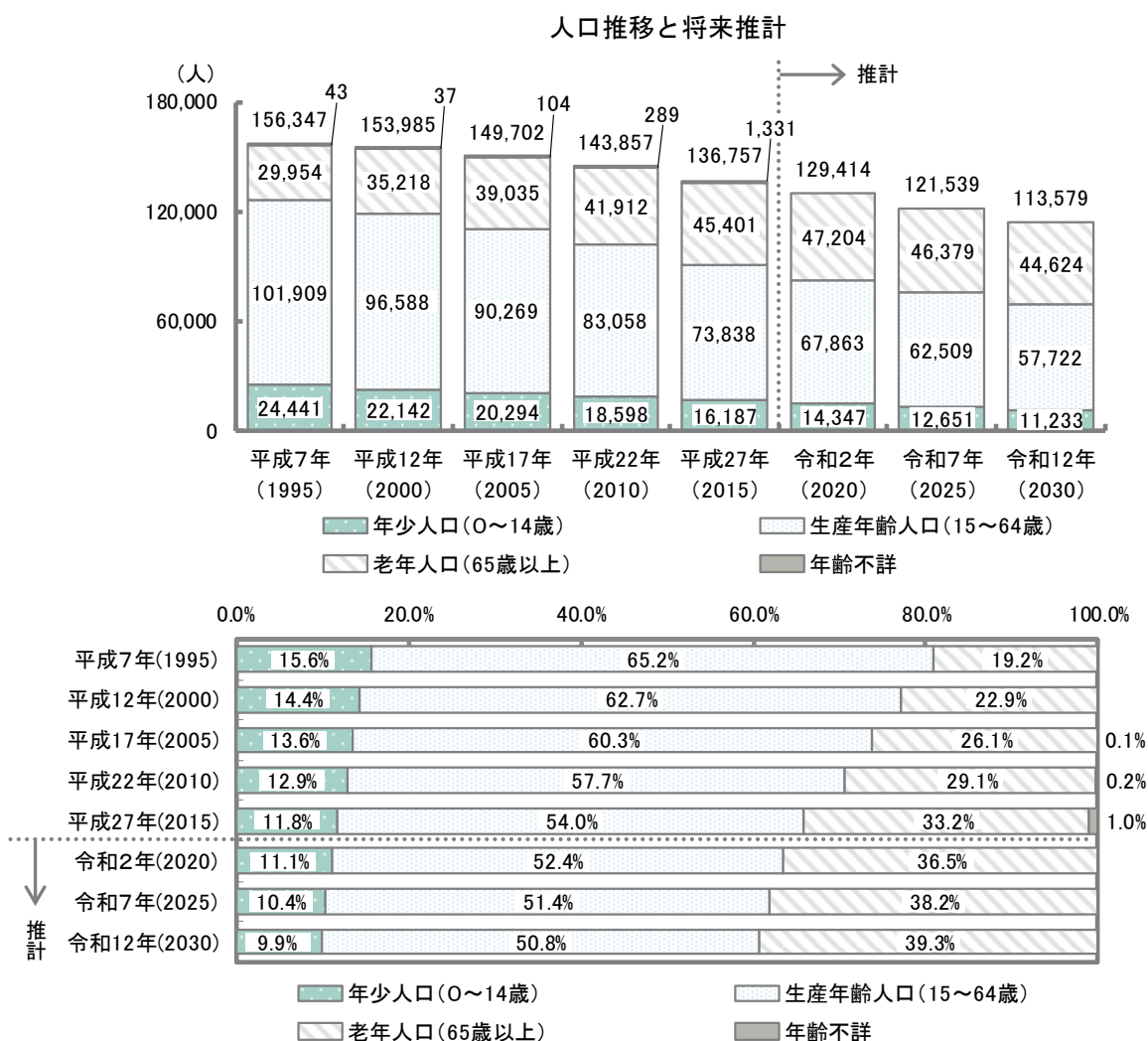
岩国市の地域福祉の現状及び課題

1 統計データからみえる岩国市の現状

(1) 人口の将来推計と年齢3区分別人口割合

本市の人口は減少を続け、令和 12（2030）年には 113,579 人になると予測されています。

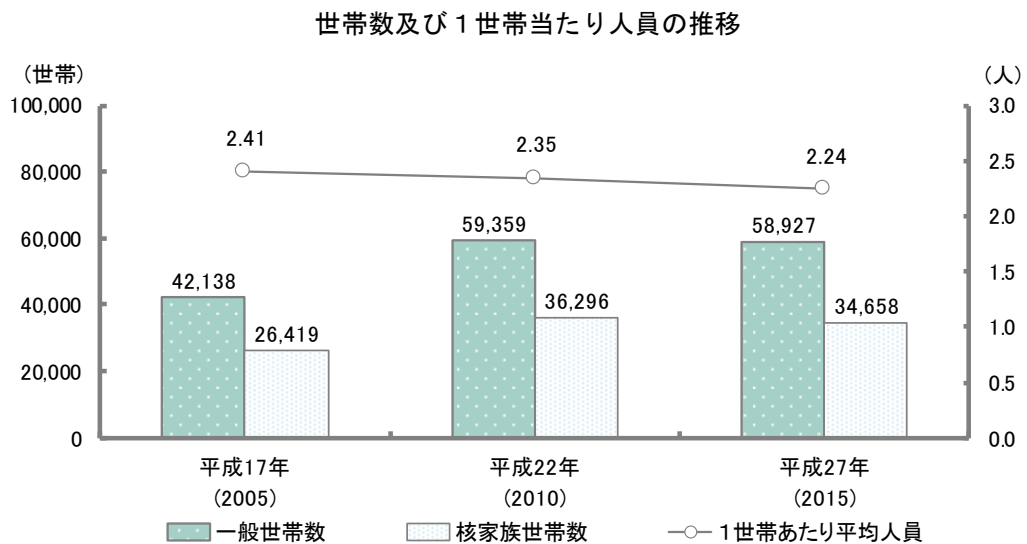
また、年齢3区分別の人口割合をみると、0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口の割合が減少するのに対し、65 歳以上の高齢者人口の割合が急激に増加しており、少子高齢化は更に進行することが予測されます。



資料：平成 7（1995）年から平成 27（2015）年は国勢調査
 令和 2（2020）年、令和 7（2025）年、令和 12（2030）年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

(2) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

核家族世帯数は増加傾向となっており、平成27(2015)年で34,658世帯となっています。また、1世帯あたりの平均人員は年々減少しており、平成27(2015)年で2.24人となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

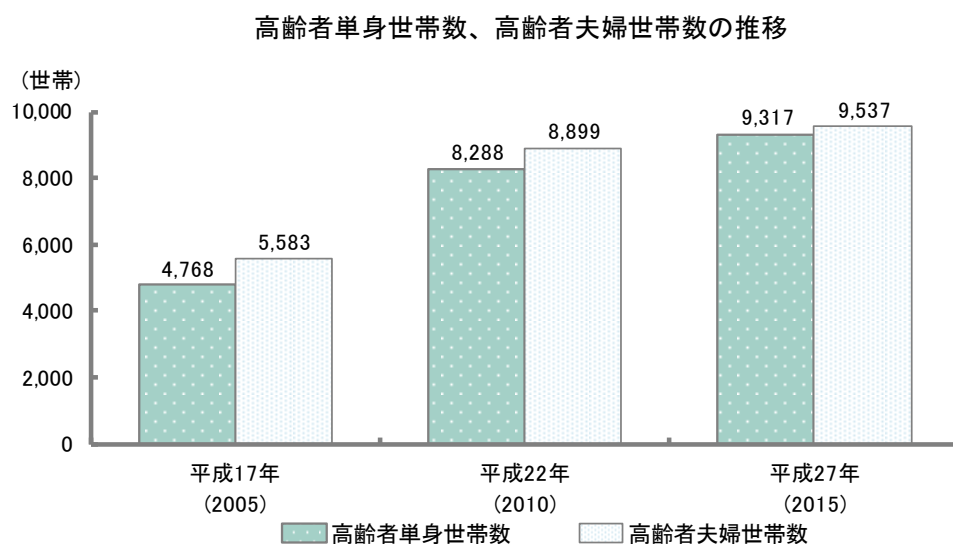
※一般世帯とは、世帯総数から施設等の世帯（寮の学生、病院の入院者、施設の入所者等）を除いた世帯をいう。

※核家族世帯とは、(1)夫婦のみの世帯、(2)夫婦と子供から成る世帯、(3)男親と子供から成る世帯、(4)女親と子供から成る世帯をいう。

※1世帯あたり平均人員＝一般世帯人員数／一般世帯数により算定

(3) 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

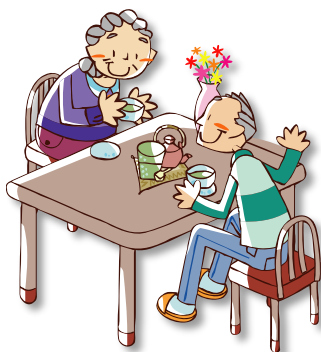
高齢者単身世帯数は、平成 17 (2005) 年と比較して、平成 27 (2015) 年は 2.0 倍の 9,317 世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数は、平成 17 (2005) 年と比較して、平成 27 (2015) 年は 1.7 倍の 9,537 世帯となっています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

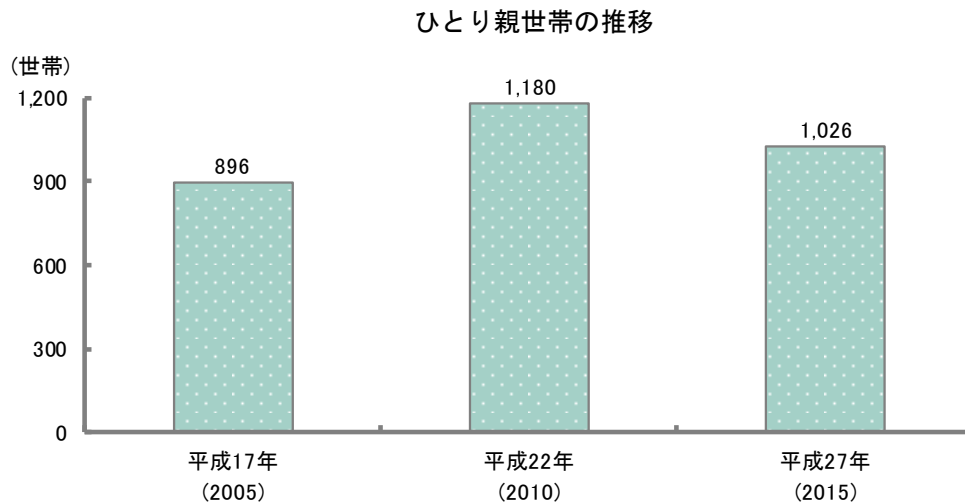
※高齢者単身世帯とは、65 歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

※高齢者夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。



(4) ひとり親世帯の推移

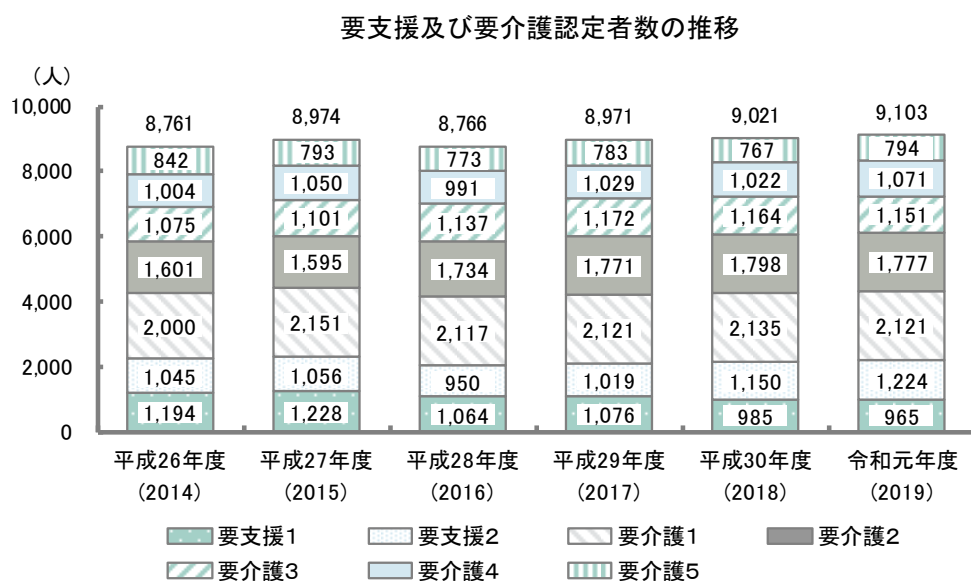
ひとり親世帯の推移は、増減を繰り返しながら増加傾向となっており、平成 27 (2015) 年で 1,026 世帯となっています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(5) 要支援及び要介護認定者数の推移

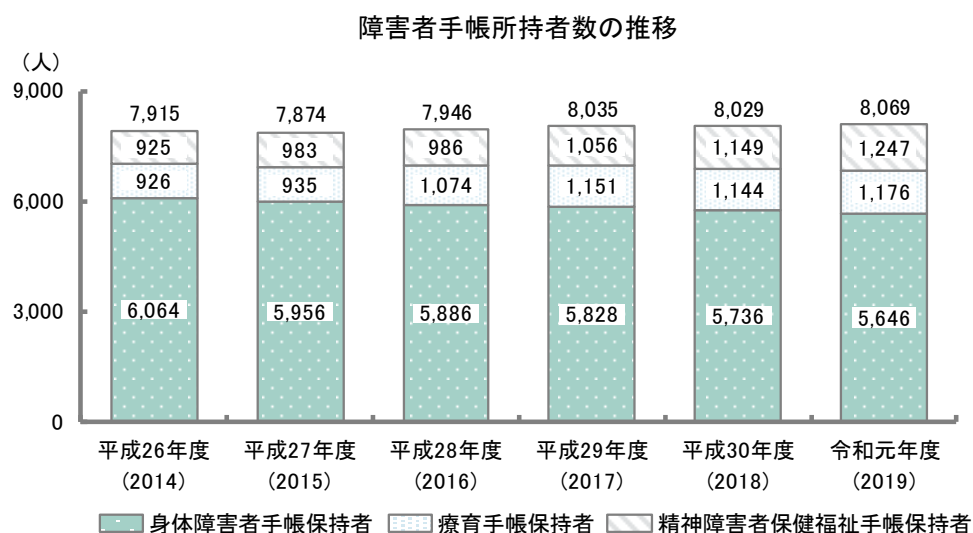
要支援及び要介護認定者は増加傾向となっており、令和元 (2019) 年度で 9,103 人となっています。介護度別でみると、平成 26 (2014) 年度と比較して令和元 (2019) 年度で、要支援 2 の伸びが 1.2 倍と最も大きく、次いで、要介護 2 が 1.1 倍となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年度 3 月 31 日現在）

(6) 障害者手帳所持者数の推移

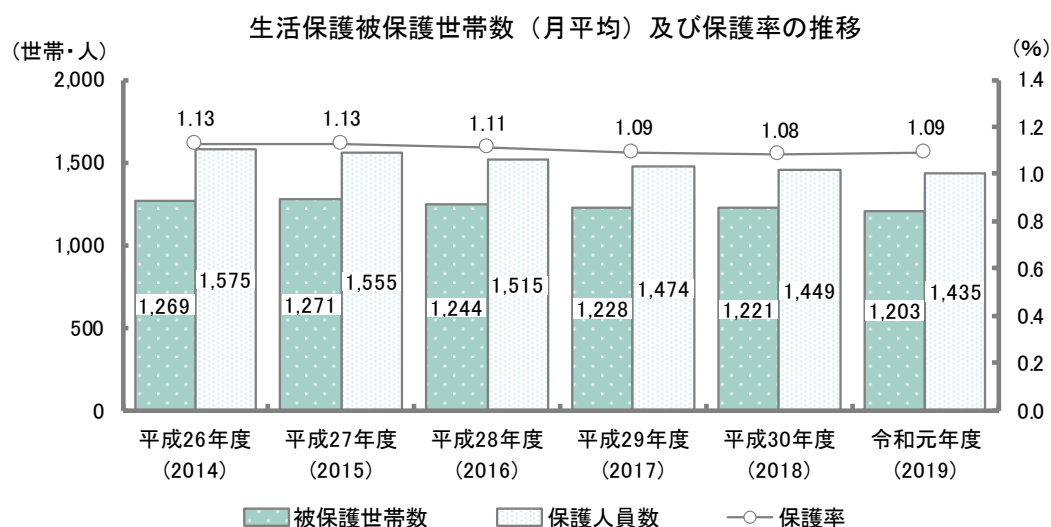
手帳交付数を平成 26（2014）年度と令和元（2019）年度で比較すると、身体障害者手帳保持者交付数は 0.9 倍で 5,646 人、療育手帳保持者交付数は 1.3 倍で 1,176 人、精神障害者保健福祉手帳保持者交付数は 1.3 倍で 1,247 人となっています。



資料：社会福祉の概要（各年度 4 月 1 日現在）

(7) 生活保護被保護世帯数及び保護率の推移

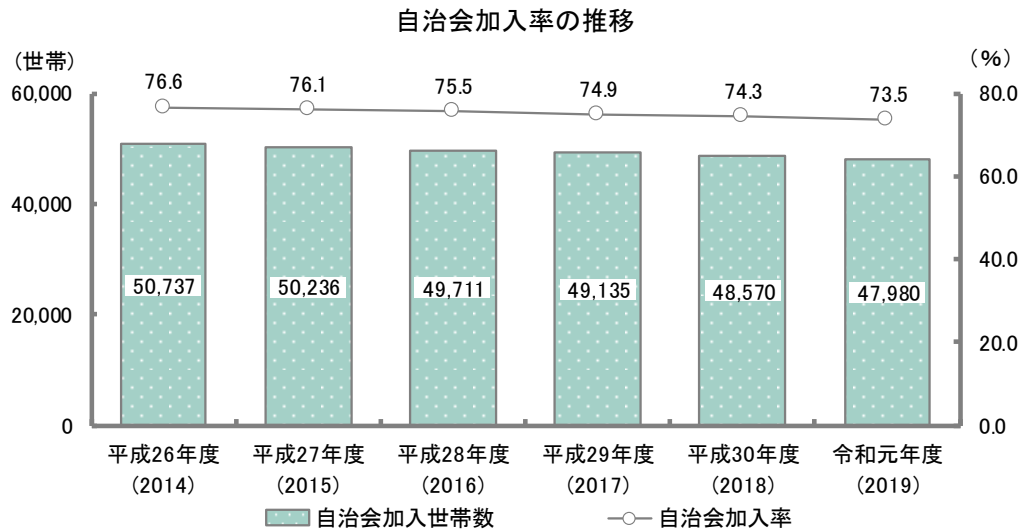
生活保護の状況は、被保護世帯数、保護人員数ともに減少傾向となっており、令和元（2019）年度で被保護世帯数が 1,203 世帯、保護人員数が 1,435 人となっています。また、保護率は横ばいで推移しており、令和元（2019）年度で 1.1%となっています。



資料：社会福祉の概要（各年度平均値）

（８）自治会加入率の推移

自治会は、地域住民にとって最も身近な地域の団体の一つですが、近年は自治会加入率が徐々に低下しています。地域による「助け合い」の必要性が見直される現在、自治会はますます重要な存在であるといえます。



資料：岩国市調べ（各年度４月１日現在）
 ※自治体加入率＝自治会加入世帯数/世帯総数により算定

（９）児童扶養手当受給者の推移

ひとり親家庭などの児童の保護者に対して支給される「児童扶養手当」の受給者は、平成 26（2014）年度の 1,337 人から令和元（2019）年度には 1,112 人に減少しています。

精神または身体に障害を有する 20 歳未満の児童の保護者に対して支給される「特別児童扶養手当」の受給者は、年々増加しています。

児童扶養手当受給者数の推移

単位：人

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
支給人員	1,337	1,302	1,268	1,225	1,170	1,112

資料：社会福祉の概要（各年度３月３１日現在）

特別児童扶養手当受給者数の推移

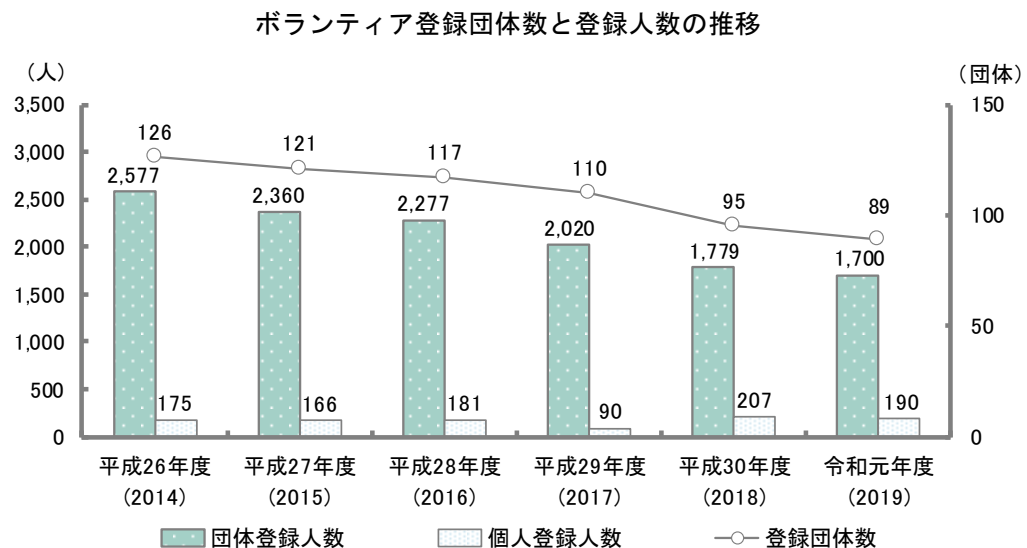
単位：人

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
支給人員	230	238	249	282	309	333

資料：社会福祉の概要（各年度３月３１日現在）

(10) ボランティア登録団体数と登録人数の推移

岩国市社会福祉協議会へのボランティア登録は、団体登録人数、個人登録人数ともに減少傾向となっています。また、登録団体数も年々減少しており、令和元（2019）年度で団体登録人数が 1,700 人、個人登録人数が 190 人、登録団体数が 89 団体となっています。



資料：市町社会福祉協議会基本調査（各年度 4 月 1 日現在）

2 アンケート調査結果からみえる岩国市の現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「第四次岩国市地域福祉計画」「第三次岩国市地域福祉活動計画」策定の基礎資料として、調査を実施しました。

② 調査対象

- 1 岩国市在住の18歳以上を無作為抽出
- 2 岩国市在住の民生委員・児童委員
- 3 岩国市内の成年後見制度事業所等（成年後見制度の利用の可能性のある高齢者、障害者等の入所施設等）

③ 調査期間

- 1 市民：令和2（2020）年7月10日から令和2（2020）年8月3日
- 2 民生委員・児童委員：令和2（2020）年6月1日から
令和2（2020）年6月30日
- 3 成年後見制度事業所等：令和2（2020）年6月1日から
令和2（2020）年6月30日

④ 調査方法

- 1 郵送による配布・回収
- 2 直接配布、郵送による回収
- 3 郵送、メール、FAXによる配布・回収

⑤ 回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
市民	2,000 通	870 通	43.5%
民生委員・児童委員	400 通	334 通	83.5%
成年後見制度事業所等	163 通	121 通	74.2%

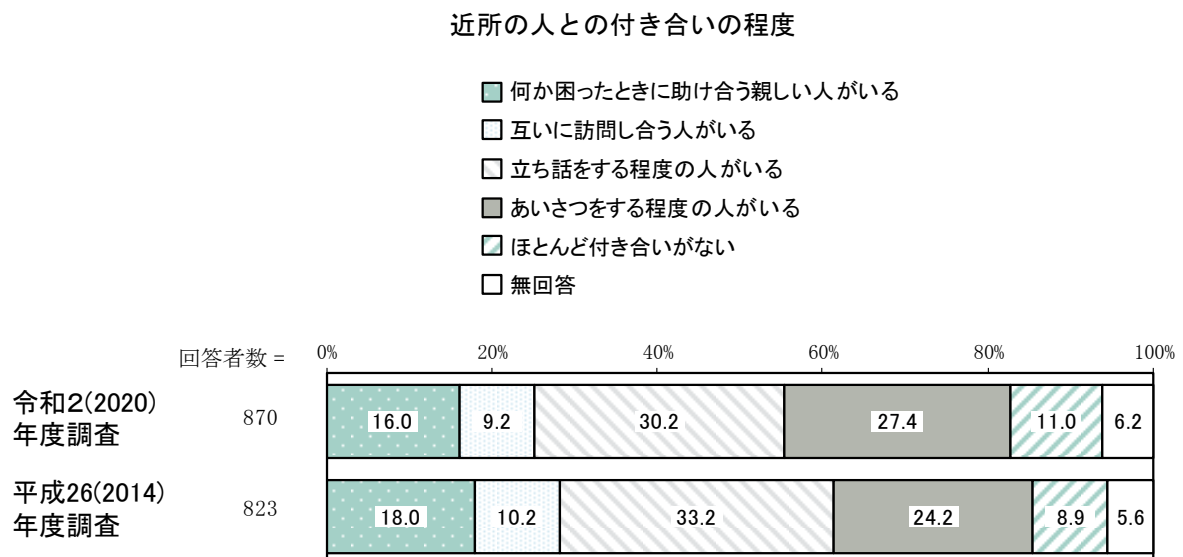
☆アンケート調査結果の内、本市の課題の分析に活用した主なアンケート調査結果についてグラフを掲載しています。

(2) 市民アンケート結果

① 近隣住民との関わり・地域の活動について

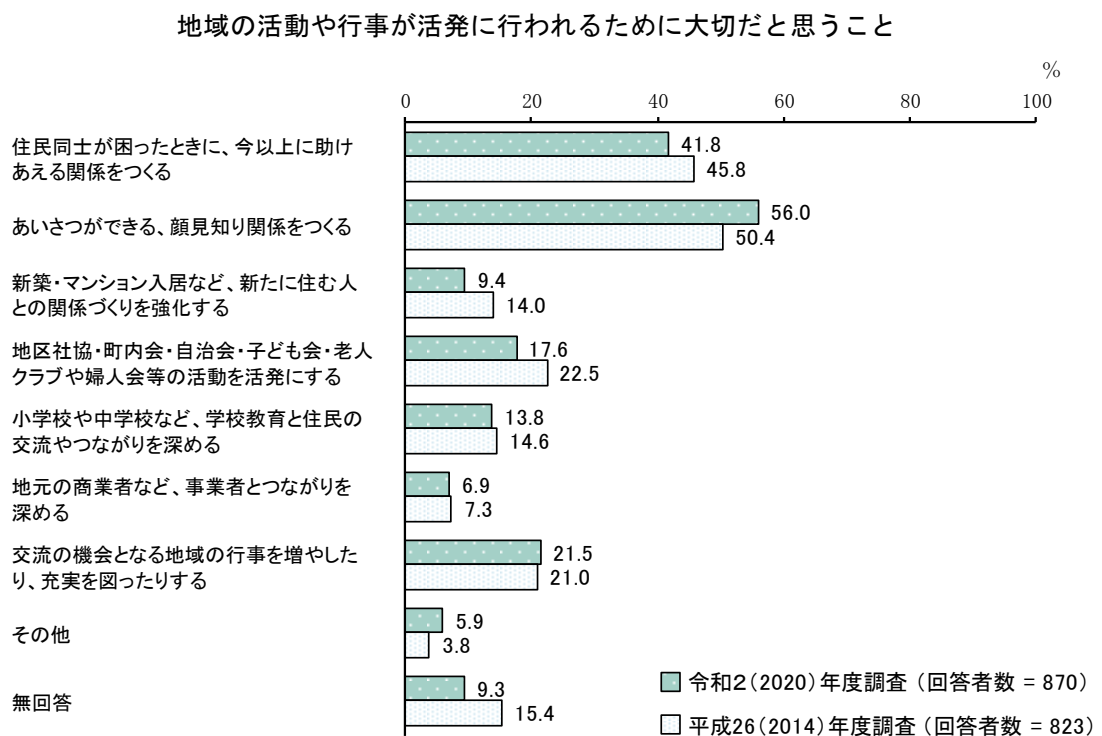
近所の人との付き合いの程度は、「立ち話をする程度の人がいる」の割合が30.2%と最も高く、次いで「あいさつをする程度の人がいる」の割合が27.4%、「何か困ったときに助け合う親しい人がある」の割合が16.0%となっています。

平成26（2014）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



地域の活動や行事が活発に行われるために大切だと思うことは、「あいさつができる、顔見知り関係をつくる」の割合が56.0%と最も高く、次いで「住民同士が困ったときに、今以上に助けあえる関係をつくる」の割合が41.8%、「交流の機会となる地域の行事を増やしたり、充実を図ったりする」の割合が21.5%となっています。

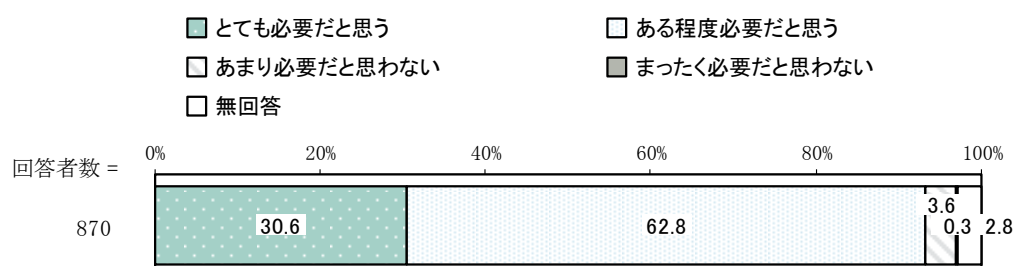
平成26（2014）年度調査と比較すると、「あいさつができる、顔見知り関係をつくる」の割合が増加しています。



② 地域での支え合いについて

地域の身近な生活課題における住民同士の自主的な支え合いや助け合いの必要性は、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」を合わせた“必要だと思う”の割合が93.4%、「あまり必要だと思わない」と「まったく必要だと思わない」を合わせた“必要だと思わない”の割合が3.9%となっています。

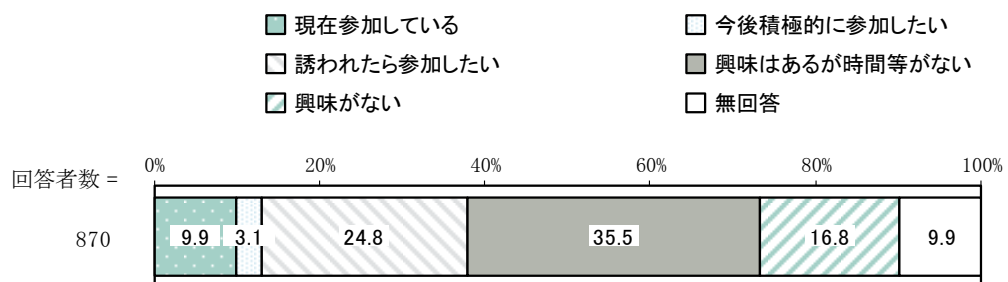
地域の身近な生活課題における住民同士の自主的な支え合いや助け合いの必要性



③ ボランティア活動について

ボランティア活動への参加意向は、「興味はあるが時間等がない」の割合が 35.5%と最も高く、次いで「誘われたら参加したい」の割合が 24.8%、「興味がない」の割合が 16.8%となっています。

ボランティア活動（地域にこだわらない）への参加意向

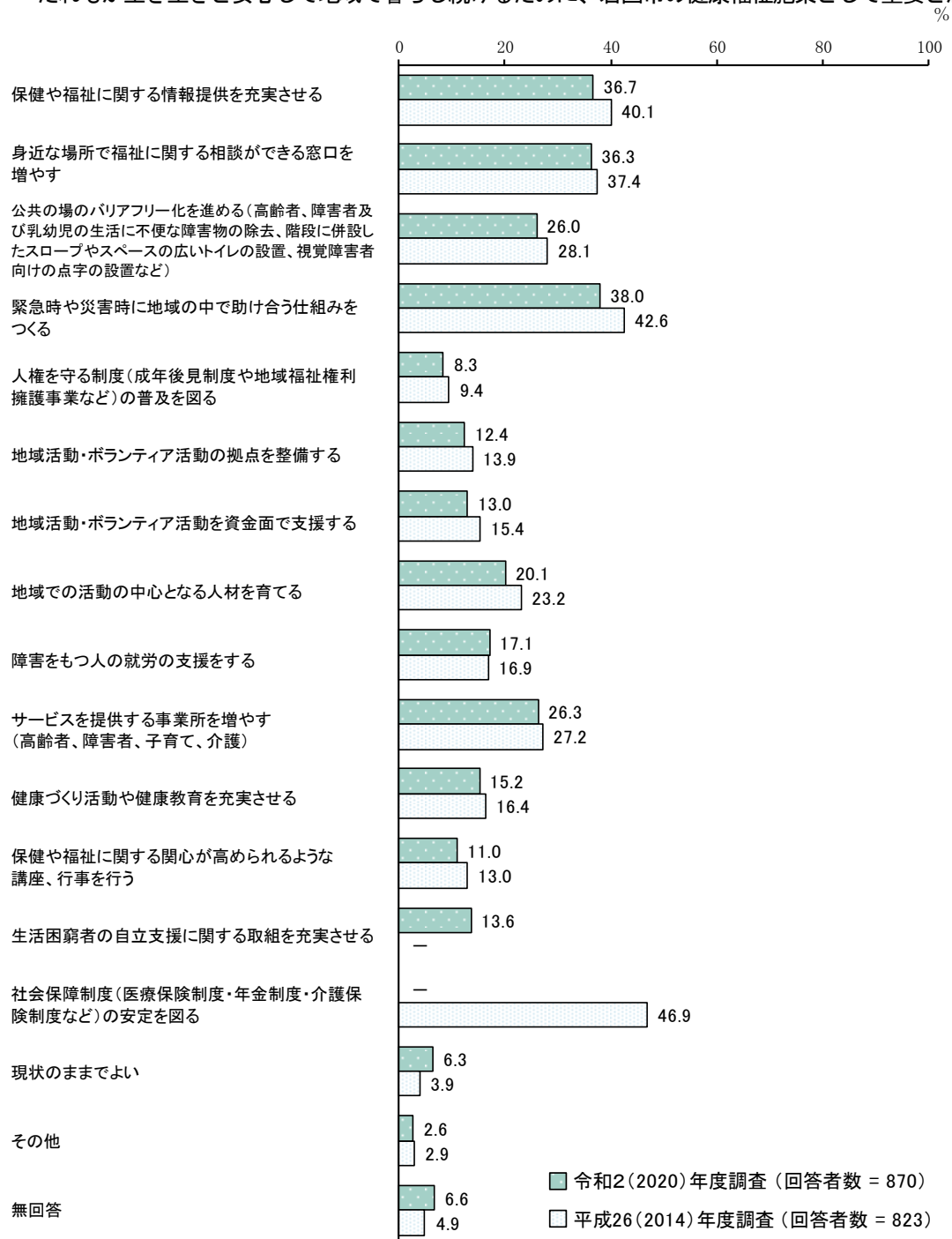


④ 岩国市の健康福祉施策に関する取組について

だれもが生き生きと安心して地域で暮らし続けるために、岩国市の健康福祉施策として重要と思う取組は、「緊急時や災害時に地域の中で助け合う仕組みをつくる」の割合が38.0%と最も高く、次いで「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」の割合が36.7%、「身近な場所で福祉に関する相談ができる窓口を増やす」の割合が36.3%となっています。

平成26（2014）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

だれもが生き生きと安心して地域で暮らし続けるために、岩国市の健康福祉施策として重要と思う取組



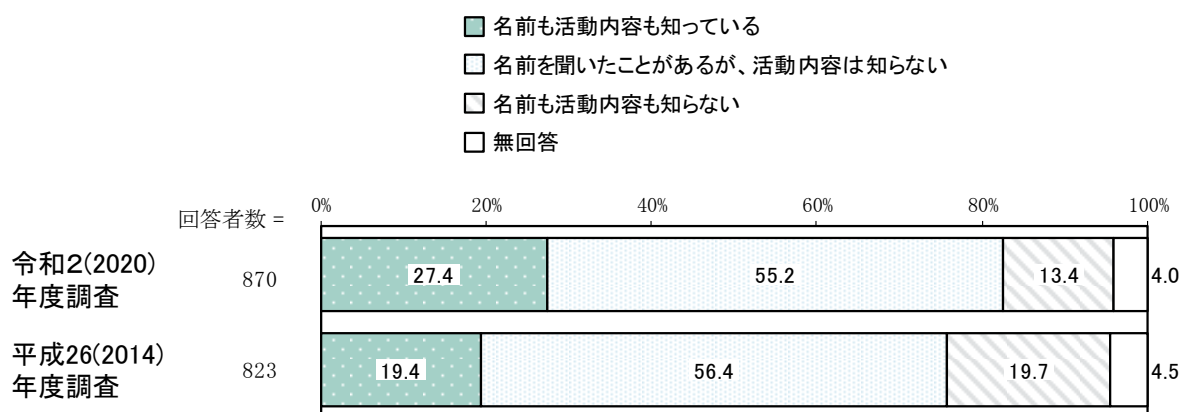
※「生活困窮者の自立支援に関する取組を充実させる」は、令和2（2020）年度調査で追加されたものです。
「社会保障制度（医療保険制度・年金制度・介護保険制度など）の安定を図る」は、令和2（2020）年度調査では聞いていません。

⑤ 地域福祉に関わる機関や団体、仕組みについて

「岩国市社会福祉協議会」の活動の認知度は、「名前を聞いたことがあるが、活動内容は知らない」の割合が55.2%と最も高く、次いで「名前も活動内容も知っている」の割合が27.4%、「名前も活動内容も知らない」の割合が13.4%となっています。

平成26（2014）年度調査と比較すると、「名前も活動内容も知っている」の割合が増加し、「名前も活動内容も知らない」の割合が減少しています。

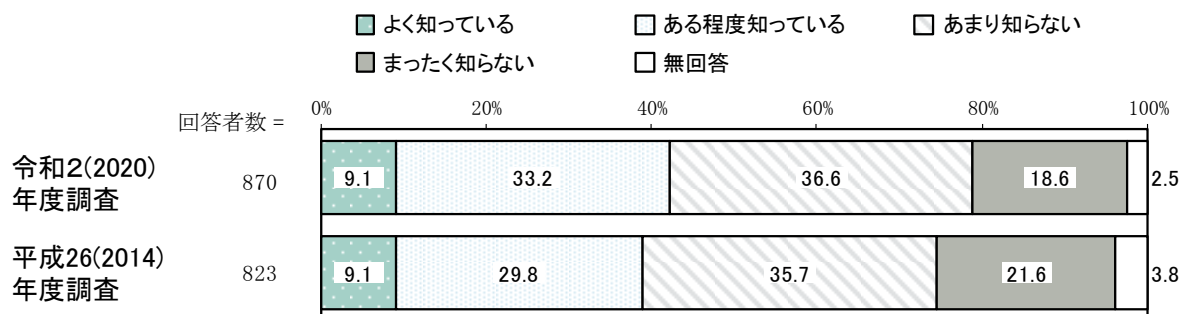
「岩国市社会福祉協議会」の活動の認知度



地区の民生委員・児童委員の活動（役割）の認知度は、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた、「知っている」の割合が42.3%、「あまり知らない」と「まったく知らない」を合わせた「知らない」の割合が55.2%となっています。

平成26（2014）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

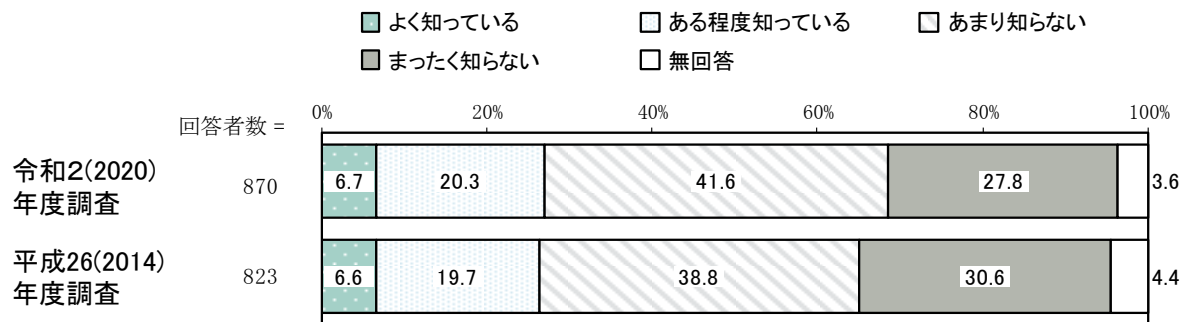
地区の民生委員・児童委員の活動（役割）の認知度



地区（地域）の福祉員の活動（役割）の認知度は、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた、“知っている”の割合が27.0%、「あまり知らない」と「まったく知らない」を合わせた“知らない”の割合が69.4%となっています。

平成26（2014）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

地区（地域）の福祉員の活動（役割）の認知度

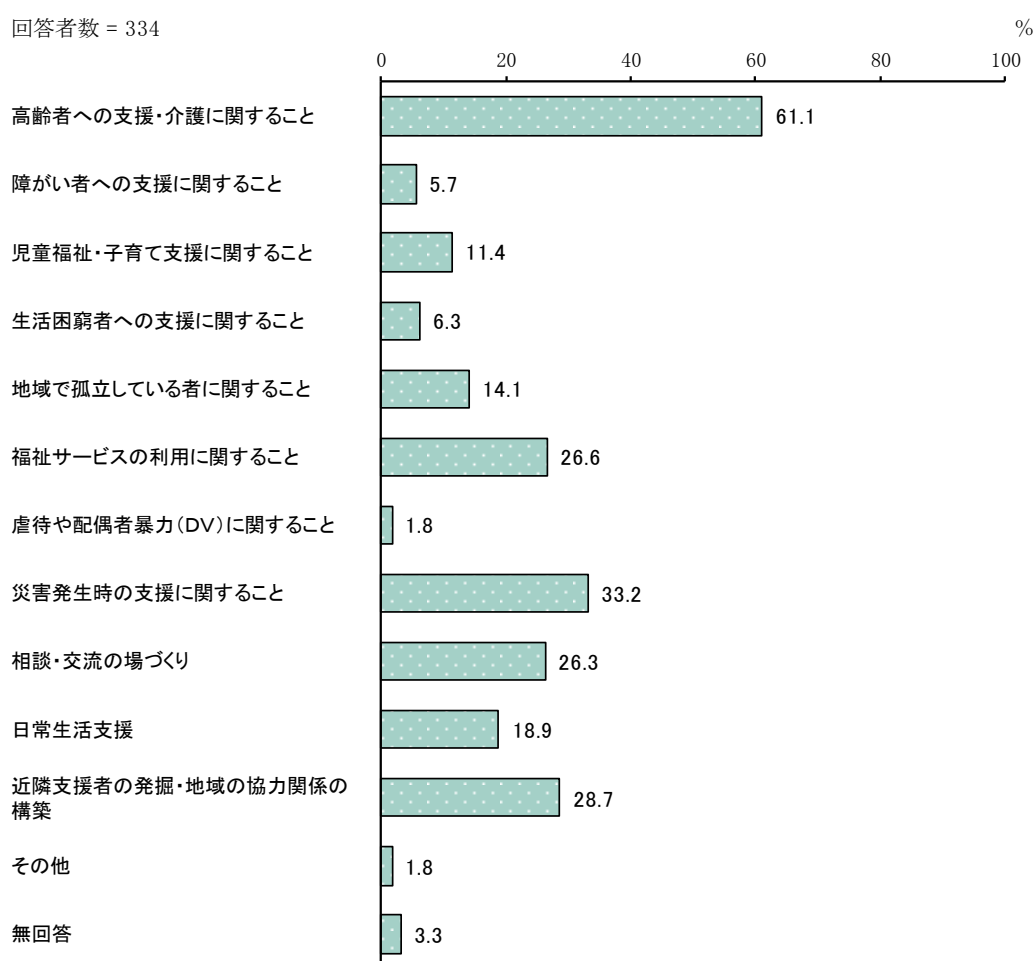


(3) 民生委員・児童委員アンケート結果

① 地域との連携・協力について

今後、特に積極的に取り組んでいく必要があると思うことは、「高齢者への支援・介護に関すること」の割合が61.1%と最も高く、次いで「災害発生時の支援に関すること」の割合が33.2%、「近隣支援者の発掘・地域の協力関係の構築」の割合が28.7%となっています。

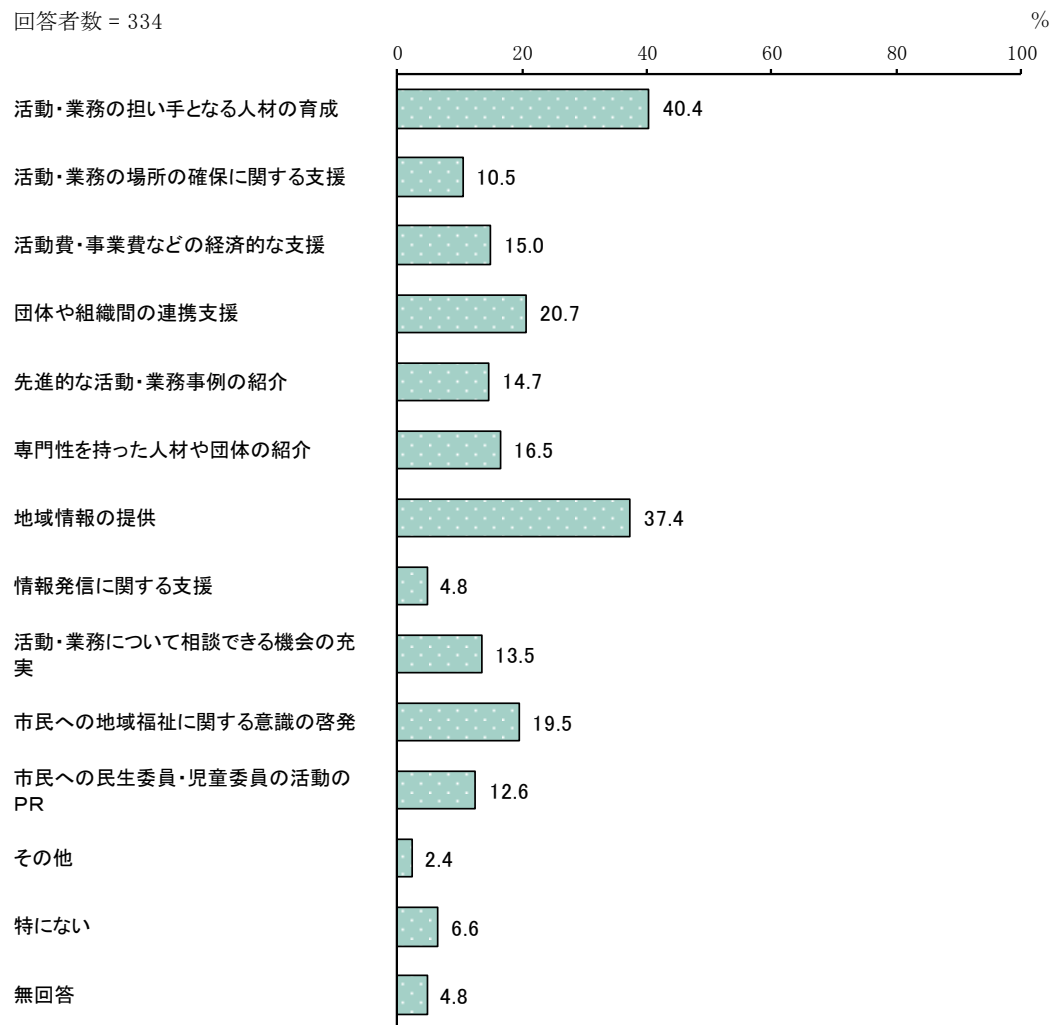
今後、特に積極的に取り組んでいく必要があると思うこと



地域活動・業務を行う上で、求められる岩国市、社会福祉協議会の支援は、「活動・業務の担い手となる人材の育成」の割合が40.4%と最も高く、次いで「地域情報の提供」の割合が37.4%、「団体や組織間の連携支援」の割合が20.7%となっています。

地域活動・業務を行う上で、求められる岩国市、社会福祉協議会の支援

回答者数 = 334



3 社会福祉制度の状況

(1) 介護、高齢者福祉の状況

平成 12（2000）年から始まった「介護保険制度」により、介護が必要な高齢者を社会全体で支えていくための仕組みがつけられました。平成 18（2006）年には、「介護保険制度」の全般的な改革が行われ、「地域密着型サービス」や「地域支援事業」などが導入されました。

また、平成 23（2011）年には、地域包括ケアシステムに係る理念規定が介護保険法に明記され、平成 29（2017）年には、地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の法改正により、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進等の措置を講ずることをはじめとした「地域包括ケアシステムの深化・推進」等が示されたところです。

今後は、いわゆる団塊世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年に向けて、具体的な取組内容やその目標を計画に位置付けることが必要となってきます。

山口県では、「第六次やまぐち高齢者プラン」を策定し、「だれもが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくり」の実現に向け、各市町と連携して高齢者施策の推進に取り組んでいます。

本市においても、平成 30（2018）年に、「岩国市高齢者保健福祉計画（老人福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画）」を策定し、「すべての高齢者が、住み慣れた地域で希望と生きがいに満ちて幸せな生活を送ることができる地域社会の実現」を目指しており、令和 3（2021）年には、「岩国市高齢者保健福祉計画（老人福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画）」を新たに策定し、「高齢者の社会参加の実現」、「高齢者が安心して生活できる環境づくりの推進」の実現を目指した取組を進めていくこととしています。

（２）障害者福祉の状況

平成 18（2006）年に施行された「障害者自立支援法」により、身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別にかかわらず、一元的に福祉サービスを受けることができる仕組みや、就労を支援する制度など、障害者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自立することができる体制が整えられました。

また、平成 24（2012）年には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、平成 25（2013）年には、障害者自立支援法から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行、平成 28（2016）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行等、障害者を取り巻く環境の変化等に対応した法整備が図られてきました。

本市においても、平成 18（2006）年度から「岩国市障害者計画」を策定し、法改正等の環境変化に対応するため、3年ごとに計画の見直しを行いながら、計画的に各種障害者施策を推進しています。

令和 3（2021）年には、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度を計画期間とする新たな計画を策定し、「障害者が自立し、安心して生活しているまち」の実現を目指した取組を、進めていくこととしています。

(3) 児童福祉の状況

国においては、平成 15（2003）年に次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

また、平成 24（2012）年に子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27（2015）年から幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

さらに、平成 30（2018）年にすべての児童が放課後等を安心・安全に過ごしながら、学習や体験・交流活動などを行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、令和元（2019）年には「子どもの貧困対策に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、子どもの現在から将来に向けての貧困対策を総合的に推進するための、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。そして、令和元（2019）年 10 月からは幼児教育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育・保育の無償化が実施されました。

山口県では、平成 19（2007）年に、山口県らしい「子育て文化の創造」を目指して、「子育て文化創造条例」を策定しました。また、平成 17（2005）年に策定した「やまぐち子どもきららプラン 21」を見直し、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための基本指針となる「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定しました。

本市においても、平成 27（2015）年に子ども・子育て支援法に基づく「岩国市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な子育て支援事業を計画的に取り組んでまいりました。

令和 2（2020）年 3 月には、その後の国の方針や保育ニーズ等を勘案し、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間を計画期間とした「第 2 期岩国市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの安全を確保する」、「子どもと親の健康を守る」、「支援を要する子どもや家庭を支える」、「多様なニーズに応じた子育て環境をつくる」を基本目標とし、「安心して子どもを産み育てられるまち」の実現を目指して各種施策に取り組んでいます。

（４）健康づくりの状況

平成 12（2000）年に策定された「健康日本 21（第三次国民健康づくり運動）」に基づき、生活習慣病などを改善する対策として、国民が主体的に取り組む健康づくり運動を総合的に推進することとなりました。その後、平成 24（2012）年に厚生労働大臣が、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を告示し、「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を最終目標とするなど、新たな国民健康づくり運動の今後の方向性等を示しました。

山口県では、国の動きやこれまでの取組の成果、新たな健康課題、社会背景を踏まえ、より一層県民の健康づくりを推進するため、都道府県健康増進計画「健康やまぐち 21 計画」を改定し、新たに「健康やまぐち 21 計画（第 2 次）」を平成 25（2013）年に策定しました。

本市においても、健康増進法の規定に基づく市町村健康増進計画「岩国市健康づくり計画いきいき・わくわく・にっこり岩国」を平成 22（2010）年に策定しました。

この計画において、「楽しくおいしく食べる」という市民に共通する健康な姿の実現を目標に、市民一人ひとりや、家族・地域・学校などの地域全体及び市が取り組むことを明確に定めることで、全市一体となって健康を支援する環境（まち）づくりを推進しています。

また、平成 26（2014）年 3 月に「岩国市食育推進計画」を策定し、市民一人ひとりが健やかで豊かな食生活を主体的に実践できることを目指して家庭、学校、職域、関係機関と連携を深めながら、食育に関する施策を総合的に推進してきました。

一方、国において、平成 28（2016）年に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が改正され、平成 29（2017）年に見直された自殺総合対策大綱においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを基本理念として掲げ、「生きることの包括的な支援としての推進」、「関係機関や庁内連携の強化」など 5 つの基本方針が示されました。

この度、「岩国市健康づくり計画」、「岩国市食育推進計画」の計画期間が終了するとともに自殺対策基本法の改正によって、市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられたことから、これまでの取組を評価するとともに新たな課題を踏まえ、平成 31（2019）年 3 月に「岩国市健康づくり計画」の中に「岩国市食育推進計画」、「岩国市自殺対策計画」を含めて一体的に策定しました。

本計画に掲げる基本方針に基づき、家庭、地域、学校、企業、関係機関・団体、市の協働により、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援していく環境づくりを推進します。

(5) 生活保護等の状況

生活保護は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という憲法第 25 条第 1 項に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

生活保護の受給者数は平成 20（2008）年の世界金融危機以降、失業等により急増し、また、生活保護受給者数の増加に加え、非正規雇用の労働者など生活に困窮するリスクの高い層も増加する傾向にあることから、平成 27（2015）年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

同法の施行により、本市においても、相談窓口として「くらし自立応援センターいわくに」を設置し、生活困窮者に対する自立相談支援事業などを行っています。相談者の抱える課題を分析し、関係機関との連携により、必要に応じた支援を包括的・継続的に行い、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

4 地域福祉の推進を担う団体

(1) 社会福祉法人岩国市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間の組織です。

平成 18（2006）年に旧岩国市、旧由宇町、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町及び旧美和町の各社会福祉協議会が合併し、現在の岩国市社会福祉協議会に至っています。

岩国市社会福祉協議会では、地域の住民やボランティア団体及び福祉員など、様々な関係機関の参加・協力のもと、地域における社会福祉の向上と福祉活動の推進に積極的に取り組んでおり、本市の地域福祉の拠点として重要な役割を果たしています。

(2) 地域を単位として活動する団体

① 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、地域でだれもが住みやすいまちづくりを目指し、自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員・児童委員、福祉員など、地域の団体が主体となって構成された団体です。

地域における生活課題を自らの課題と捉え、解決に向けて積極的な活動を行うなど、地域福祉推進の中心的な役割を果たしている団体の一つです。

本市には、旧岩国市域内に 22 地区、旧周東町域内に 6 地区、旧錦町域内に 4 地区、旧美川町域内に 1 地区、旧本郷村域内に 1 地区の地区社会福祉協議会があります。

② 自治会

自治会とは、同じ地区内やマンションなどの集合住宅に居住する住民により、住民相互の連帯と親睦を図ることを目的として組織された地縁による団体です。

自治会の活動は、環境美化整備、青少年に対する社会教育活動、コミュニケーションを図るためのレクリエーション活動、広報活動など、多岐にわたっており、地域のまちづくりの中心的団体として活動しています。

本市には、786 団体の単位自治会や各地区自治会連合会があります。

③ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法の規定により設置が定められ、児童委員は児童福祉法の規定により民生委員が兼ねることとなっています。また、民生委員・児童委員の中には、児童福祉に関する問題を専門に担当する主任児童委員が設置されています。厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年間となっています。

民生委員・児童委員は、担当区域内の住民の実態を把握し、福祉サービスなどの情報提供や、地域住民の抱える悩みごとの相談に親身に応じるなど、地域住民の日常生活圏内において最も身近な存在として活動しています。

④ 福祉員

福祉員とは、岩国市社会福祉協議会会長の委嘱を受けて、地域内の関係団体と協力して活動する小地域福祉推進の担い手です。一人暮らし高齢者の見守りや地域内の課題の把握、地域住民に対する地域福祉活動の普及などを行っています。

(3) NPO（民間非営利団体）

NPO（民間非営利団体）とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称のことで、一般的には『Non Profit Organization』の略称といわれています。NPOは民間の団体や組織であることを前提としており、自治会などの地縁団体や身近なボランティア団体などの市民活動団体も、幅広い概念でとらえるとNPOに含まれます。

NPOは法人格の有無を問わず、福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など、様々な分野で社会の多様化したニーズに応えて重要な役割を果たしており、近年では、その活動が地域福祉に重要な役割を果たしている地域もあります。

内閣府資料「内閣府NPO」によると、令和2（2020）年8月時点で、本市を拠点として保健、医療又は福祉の増進等を分野として活動している、山口県に設立登記済のNPO法人数は28団体あります。

5 第三次計画の取組状況と評価

第三次計画（平成 27（2015）年度～32（2020）年度）では、基本理念「だれもが住み慣れた地域で生き生きと暮らせるまちづくり」の実現に向け、3つの基本目標を掲げ、地域福祉の推進を図ってきました。

第三次計画に掲げる各課題の市が取り組むことは次のとおりで、関係部署で「◎：取組を達成し終えた（達成度 100%）」「○：概ね取組を達成した（達成度 80%以上、100%未満）」「△：十分取組を達成できていない（達成度 50%以上、80%未満）」「×：ほとんど取組を達成できていない（達成度 50%未満）」「－：評価不能」の5区分による評価を行いました。

取組状況評価

課題		評価
1 地域福祉を推進するための基盤の整備	(1) 隣近所の住民とのコミュニケーションの促進	△
	(2) 住民参加の促進	○
	(3) 地域での「助け合い」の促進	○
	(4) 地域の見守りの促進	○
	(5) 相談体制の充実	○
	(6) 福祉に関する情報発信の充実	○
	(7) 地域の情報の共有	○
	(8) 寄附文化の醸成	◎
	(9) 福祉教育の推進	○
	(10) 権利擁護事業、成年後見制度の普及促進	○
	(11) ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくり	○
	(12) 災害時要援護者の支援体制	△

取組状況評価

課題		評価
2 地域福祉を推進するための地域資源の活性化	(1) 地域福祉の担い手の育成	△
	(2) 高齢者や定年退職者の社会参加の促進	×
	(3) ボランティアへの参加の促進	△
	(4) 地域内の交流の促進	△
	(5) 地域間交流の促進	△
	(6) 学校と地域との連携促進	△
	(7) 空き家や社会福祉施設などを活用した拠点の整備	○
	(8) 地域の子どもを地域全体で育てる環境づくり	○
	(9) 交通弱者の支援	○
3 地域福祉の推進に取り組む団体の応援	(1) 岩国市社会福祉協議会の活動支援	○
	(2) 地区社会福祉協議会など地域福祉に取り組む団体の活動支援	×
	(3) 自治会の活動支援	○
	(4) 民生委員・児童委員及び福祉員の活動支援	○
	(5) NPOや市民活動団体の活動支援	△
	(6) サロンの活動支援	○

取組状況評価合計

基本目標	取組状況（構成比：％）				
	◎：取組を達成し終えた（達成度100％）	○：概ね取組を達成した（達成度80％以上、100％未満）	△：十分取組を達成できていない（達成度50％以上、80％未満）	×：ほとんど取組を達成できていない（達成度50％未満）	－：評価不能
1 地域福祉を推進するための基盤の整備	1 (8.3%)	9 (75.0%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2 地域福祉を推進するための地域資源の活性化	0 (0.0%)	3 (33.3%)	5 (55.6%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)
3 地域福祉の推進に取り組む団体の応援	0 (0.0%)	4 (66.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)
合計	1 (3.7%)	16 (59.3%)	8 (29.6%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)

3つの基本目標に基づく取組については、全体のうち63.0％が「取組を達成し終えた」・「概ね取組を達成した」と評価できました。

基本目標1の地域福祉を推進するための基盤の整備では、住民参加の促進においては、高齢者の生きがい対策推進事業を行い、小規模・高齢化集落などで、ボランティアを活用した地域活動の推進に取り組みました。

地域での「助け合い」の促進においては、民生委員・児童委員の充実を行い、住民に身近な場所での相談体制の充実を図りました。また、生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託し、各地域に協議体を設置して、地域で支え合いについて考える体制を整備しました。

地域の見守りの促進においては、見守りに関する課題を持つ地域の地域ケア会議において、住民と共に協議を行いました。

相談体制の充実においては、平成28(2016)年4月に障害者基幹相談支援センターを開設し、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所会議を実施しました。また、自立相談支援事業や家計改善支援事業を社会福祉協議会へ業務委託することで、複雑化した問題に対して、地域の相談窓口として、相談の受付や支援を行いました。

福祉に関する情報発信の充実においては、民生委員・児童委員協議会理事会への情報提供を行うとともに、平成31(2019)年4月に「ふれあいeタウンいわくに」のリニューアルを実施し、ホームページの普及強化を図ることにより、市民への情報発信に努めました。

福祉教育の推進においては、平成29（2017）年から実施している架け橋プロジェクトにて、障害者福祉の事業所等関係機関と連携を図り、地域住民も一緒に参加できるイベントを実施し、障害者福祉についての理解を市民に浸透させることに努めました。

災害時要援護者の支援体制においては、社会福祉協議会の災害ボランティアへの取次ぎ、災害時のボランティア募集に対するホームページなどでの情報提供を実施しました。

基本目標3の地域福祉の推進に取り組む団体の応援については、サロンの活動支援において、ふれあいサロンに対する、保険の加入手続きを行うことで、ふれあい補償制度の充実を図りました。

一方で、基本目標2の地域福祉を推進するための地域資源の活性化では、高齢者や定年退職者の社会参加の促進として活用される、高齢者生きがいボランティアグループやシルバー人材センター、老人クラブ等についての情報の発信は行っているものの、シルバー人材センター、老人クラブの参加者は年々減少傾向であり、取組に対して対象者に届く情報発信の方法が検討されます。

また、基本目標3の地域福祉の推進に取り組む団体の応援については、各地域で地域福祉に取り組む団体の活動は活発に行われているものの、市民への認知度が低い現状があります。各地域での活動内容が広く周知されるよう取組方法を検討する必要があります。また地域活動を行う人材の育成の支援についても、検討していく必要があります。

さらに、今後複雑な問題が増加することが予想されることから、各相談支援事業所の人材確保を含めた体制づくりが必要といった課題も見えてきました。

今後は、第三次計画の取組状況の評価を踏まえ、その結果を本計画に反映していくことが重要です。

6 岩国市の地域福祉の課題のまとめ

地域福祉の動向や国の方針、統計データ、アンケート調査結果、第三次計画の取組状況と評価を踏まえ、岩国市の地域福祉を推進する上での課題を第三次計画の基本目標ごとに整理しました。

基本目標 1 地域福祉を推進するための基盤の整備

地域福祉を推進するためには、地域住民の協力が必要不可欠です。また、地域での支え合い、助け合いを進めていくうえで、だれもが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができるよう、日ごろの近所づきあいや地域活動への参加などが重要です。

事業評価によると、12施策中、十分取組を達成できていない施策は、「隣近所の住民とのコミュニケーションの促進」「災害時要援護者の支援体制」となっています。

アンケート調査によると、普段近所の人との付き合いの状況は、「立ち話をする程度の人がいる」が30.2%と最も高く、次いで「あいさつをする程度の人がいる」が27.4%、「ほとんど付き合いがない」が11.1%となっています。

一方、地域の活動や行事が、地域でもっと活発に行われるようにしていくために大切なこととして、「あいさつができる、顔見知り関係をつくる」が56.0%と最も高く、次いで「住民同士が困ったときに、今以上に助けあえる関係をつくる」が41.8%となっています。また、地域の中で起きている身近な生活の課題について、住民同士の支え合いや助け合いをすることの必要性については、「ある程度必要だと思う」が62.8%と最も高く、次いで「とても必要だと思う」が30.6%となっています。

地域の課題や地域活動について、近所の人たちと相談し、助け合える関係を望む人が多くいますが、実際には立ち話をする程度やあいさつを交わす程度の付き合いとなっています。今後も、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進することが必要です。

近年は地震や台風などの自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、非常時の地域での助け合いが求められています。

アンケート調査によると、だれもが生き生きと安心して地域で暮らし続けるために、岩国市の健康福祉施策として重要な点では、「緊急時や災害時に地域の中で助け合う仕組みをつくる」が38.0%と最も高くなっています。

今後は、非常時にお互いが声をかけあい避難することができるように、平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促し、また防災訓練など、地域での防災活動を支援する必要があります。

家族や地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人々の増加が懸念される中、近隣住民の関わりや地域での支え合いを維持しながら、高齢者や障害のある人、生活困窮者、ひとり親家庭など様々な支援や配慮を必要とする人に対して、地域福祉の活動を行う団体や専門機関等との連携を推進し、適切な対応を行っていくためのネットワークを充実させることが必要です。

基本目標 2 地域福祉を推進するための地域資源の活性化

本市は、山口県東部に位置し、工業地帯、多数の観光地、伝統芸能、豊かな自然景観など多様な地域特性を有しています。その中で、地域福祉につながる様々な地域活動をしている人も多数存在しています。

事業評価によると、9施策中、十分取組を達成できていない施策は、「地域福祉の担い手の育成」「ボランティアへの参加の促進」「地域内の交流の促進」「地域間交流の促進」「学校と地域との連携促進」、ほとんど取組を達成できていない施策は、「高齢者や定年退職者の社会参加の促進」となっています。

アンケート調査によると、地域活動への参加の経験については、「清掃などの環境美化活動」が53.2%と最も高く、次いで「参加していない」が26.2%、「盆踊りや文化活動など」は21.4%となっています。

また、地域活動に参加していない理由としては、「時間的な余裕がないから」が32.5%、次いで「関心がないから」が21.9%、「知らない人ばかりで参加しにくいから」が21.1%となっています。

ボランティア活動（地域にこだわらない）への参加意向では、「興味はあるが時間等がない」が35.5%と最も高く、次いで「誘われたら参加したい」が24.8%、「現在参加している」が9.9%、「今後積極的に参加したい」が3.1%となっています。

また、岩国市の健康福祉施策として重要な点では、「地域での活動の中心となる人材を育てる」が20.1%となっています。

地域福祉を推進するために、地域で活動する担い手を増やし、各活動のさらなる広がりや促進のための支援を行うとともに、初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供するなど、今まで地域活動等に参加し

ていなかった人でも、参加できる環境づくりや、きっかけづくりにつながる必要があります。

また、地域に点在する人、場所、物及び地域で取り組んでいる活動を、地域福祉を推進するための資源として再認識し、地域福祉に有効活用していくことが必要です。

基本目標 3 地域福祉の推進に取り組む団体の応援

過疎化やコミュニケーションの希薄化など、地域により事情は異なりますが、団体役員の高齢化、活動参加者の減少等により、活動が困難になっている団体が増えています。地域福祉を推進するには、各地域で活動に取り組む団体の活性化が重要な要件になります。

事業評価によると、6施策中、十分取組を達成できていない施策は、「NPOや市民活動団体の活動支援」、ほとんど取組を達成できていない施策は、「地区社会福祉協議会など地域福祉に取り組む団体の活動支援」となっています。

民生委員・児童委員アンケート調査によると、地域活動・業務を行う上で、岩国市、社会福祉協議会に求める支援や協力では、「活動・業務の担い手となる人材の育成」が40.4%と最も高く、次いで「地域情報の提供」が37.4%となっています。

また、市民アンケート調査によると、岩国市の健康福祉施策として重要な点では、「地域での活動の中心となる人材を育てる」は20.1%、「地域活動・ボランティア活動を資金面で支援する」は13.0%となっています。

また、地域で活動を行っている、社会福祉協議会の活動についての認知度は「名前も活動も知っている」が27.4%、民生委員・児童委員の活動の認知度は「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせて42.3%、福祉委員の活動の認知度は「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせて27.0%となっています。

地域における生活課題等を地域で解決できるように、地域で活動を行う団体への支援や人材の育成支援が必要です。また、地域福祉に取り組む団体の活動は活発に行われているものの、地域住民への認知度が低い現状があり、各地域での活動内容が広く周知されるよう地域福祉活動を行っている団体の情報やこれから活動しようとしている人に対しての、幅広い情報提供の方法を検討する必要があります。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、第三次計画において、すべての住民が住み慣れた地域でいつまでも生活していきたいと思えるようなまちとなることを目指して、基本理念を『だれもが住み慣れた地域で生き生きと暮らせるまちづくり』と定め、地域福祉を推進してきました。

本計画では、第三次計画の基本理念を継承しつつ、地域共生社会※の実現に向け、次の理念に基づき地域福祉の推進に取り組んでいきます。

**だれもが住み慣れた地域で
共に生き生きと暮らせるまちづくり**

※地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

2 地域福祉圏域

本市における地域福祉圏域とは、従来から日常生活を営むうえでの共同体として機能してきたそれぞれの地域（岩国、由宇、玖珂、本郷、周東、錦、美川及び美和）が基礎となり、第三次計画のもと地域福祉活動においても様々な取組が進められてきました。

近年の我が国に見られる過疎化や人口減少傾向などの社会問題は本市においても例外ではなく、地域福祉の担い手不足につながっていく要因となることが懸念されます。

そのような状況であっても、第四次計画の基本理念を「だれもが住み慣れた地域で共に生き生きと暮らせるまちづくり」とすることは、従来の身近な生活圏域での地域福祉活動とあわせて、近隣地域との共同活動、広域での連携した組織づくりなども今後は検討していく必要があります。

本市における地域福祉圏域（イメージ）

第5層 岩国市全域	
考えられる活動主体 ⇒	岩国市、岩国市社会福祉協議会など
地域福祉活動例 ⇒	ふれあい保険、地域福祉権利擁護事業 ボランティア交流集会、福祉大会など
第4層 地域の圏域（地域福祉活動圏域）	
考えられる活動主体 ⇒	岩国市（総合支所・支所）、社会福祉協議会支部、 自治会連合会、NPO など
地域福祉活動例 ⇒	地域福祉講演会、総合相談窓口など
第3層 地区の圏域（福社区）	
考えられる活動主体 ⇒	地区社会福祉協議会、地区自治会連合会、 地区民生委員児童委員協議会、NPO など
地域福祉活動例 ⇒	地区の防犯防災活動、敬老会行事など
第2層 隣近所、自治会単位の圏域（小地域）	
考えられる活動主体 ⇒	自治会、自治会の班、隣近所 民生委員・児童委員、福祉員など
地域福祉活動例 ⇒	隣近所の助け合い、サロン活動など
第1層 市民、家族の圏域	
考えられる活動主体 ⇒	市民一人ひとり、家族
地域福祉活動例 ⇒	あいさつ、地域福祉活動への参加など

第三次計画策定時（H27（2015）年）と第四次計画策定時（R2（2020）年）の圏域人口比較表

	平成 27 年 (2015) (人)	令和 2 年 (2020) (人)	増減数 (人)	増減率
岩国地域	97,525	92,338	▲ 5,187	▲ 5.3%
由宇地域	8,619	8,124	▲ 495	▲ 5.7%
玖珂地域	10,783	10,453	▲ 330	▲ 3.1%
周東地域	13,021	11,838	▲ 1,183	▲ 9.1%
錦地域	2,849	2,372	▲ 477	▲ 16.7%
美川地域	1,157	925	▲ 232	▲ 20.1%
美和地域	4,192	3,725	▲ 467	▲ 11.1%
本郷地域	926	761	▲ 165	▲ 17.8%
合計	139,072	130,536	▲ 8,536	▲ 6.1%

※資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

本市における地域の圏域



3 基本目標

本計画の基本理念「だれもが住み慣れた地域で共に生き生きと暮らせるまちづくり」を実現していくため、5つの基本目標を設定しました。

(1) 地域福祉を推進するための意識の醸成

だれもが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画しながら解決につなげることができるよう、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組み、住民同士がコミュニケーションを図ることで、みんなで支えあう地域を目指します。

(2) 地域福祉を推進するための地域資源の活性化

地域福祉に関わる活動を行う担い手の育成や、活動に取り組みやすくするための環境の整備、地域福祉に関わる様々な活動を広く周知することにより、活動への興味を促し参加者を増やす取組を行います。

また、地域に点在する人、場所、物及び地域で取り組んでいる活動を、地域福祉を推進するための資源として有効活用します。

(3) 地域福祉の推進に取り組む団体の応援

地域の福祉課題を解決するためには、市と自治会、NPO、ボランティアグループなどが、協働して連携を図りながら活動を進めていくことが必要です。地域福祉の推進に取り組む団体が継続的かつ元気に活動できるよう支援し、地域における様々な活動団体がお互いの役割を効果的に果たすよう地域福祉のネットワークの構築を目指します。

(4) 地域福祉の課題の解決に向けた相談支援体制の強化

複合化した問題により、解決が困難な悩みや生活上の問題について、だれもが気軽に相談でき、解決につながる支援ができるような仕組みづくりを行います。また、切れ目のない相談支援を行うため、地域団体との連携や関係機関との情報の共有化を図ります。

（５）安全・安心に暮らせる環境づくり

日頃から地域の助け合いを進め、災害時においても対応できる仕組みづくりを推進するとともに、福祉サービスや権利の保障、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設整備を促進し、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる環境づくりを目指します。



4 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[課題]

だれもが住み慣れた地域で共に生き生きと暮らせるまちづくり

1 地域福祉を推進するための意識の醸成

- ①隣近所の住民とのコミュニケーションの促進
- ②住民参加の促進
- ③地域での「助け合い」の促進
- ④地域の見守りの促進
- ⑤寄附文化の醸成
- ⑥福祉教育の推進

2 地域福祉を推進するための地域資源の活性化

- ①地域福祉の担い手の育成
- ②高齢者の社会参加の促進
- ③ボランティアへの参加の促進
- ④地域の交流の促進
- ⑤学校と地域との連携促進
- ⑥遊休施設や社会福祉施設などを活用した拠点の整備
- ⑦地域の子どもを地域全体で育てる環境づくり
- ⑧交通弱者の支援

3 地域福祉の推進に取り組む団体の応援

- ①岩国市社会福祉協議会の活動支援
- ②自治会等の地域福祉にかかわる団体の活動支援
- ③民生委員・児童委員及び福祉員の活動支援
- ④NPOや市民活動団体の活動支援
- ⑤サロンの活動支援

4 地域福祉の課題の解決に向けた相談支援体制の強化

- ①包括的な相談支援体制の推進
- ②様々な悩みや生活上の困難を抱える人への支援
- ③福祉に関する情報発信の充実
- ④地域の情報の共有

5 安全・安心に暮らせる環境づくり

- ①災害時要援護者の支援体制
- ②多様な福祉サービスの確保・質の向上
- ③ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくり
- ④権利擁護事業、成年後見制度の普及促進

岩国市成年後見制度利用促進基本計画

岩国市再犯防止推進計画



第4章

地域福祉を推進するための取組

基本目標 1 地域福祉を推進するための意識の醸成

(1) 隣近所の住民とのコミュニケーションの促進

【課題】

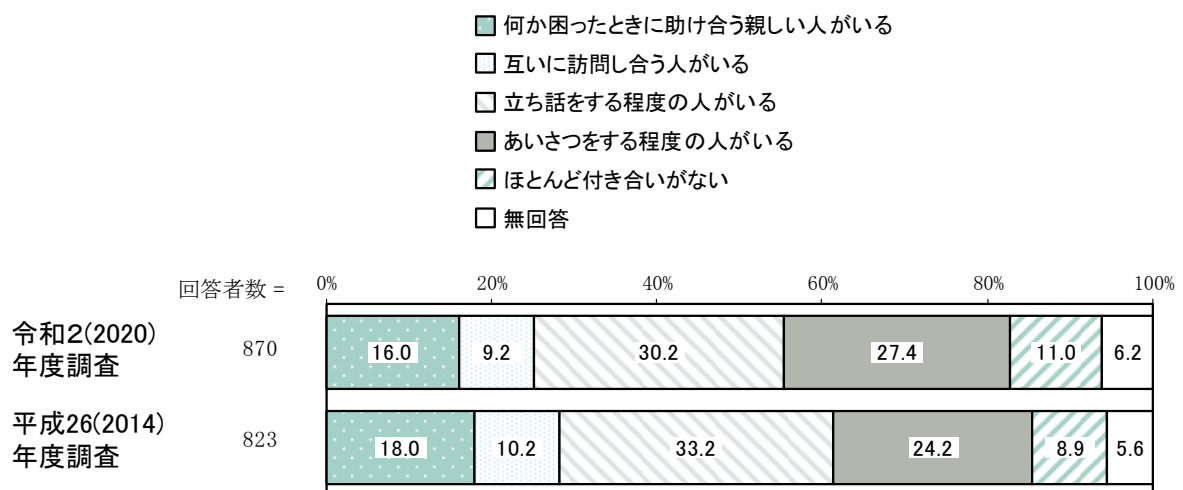
近年、少子高齢化や世帯の小規模化などから、地域での交流の希薄化が懸念されています。

そのような中、近所の人に積極的にあいさつをすることや声かけ等による、コミュニケーションの重要性が高まっています。

アンケート調査結果では、普段近所の人との付き合いについて、「立ち話をする程度の人がいる」が3割と最も高く、次いで「あいさつをする程度の人がいる」が約3割、「何か困ったときに助け合う親しい人がある」が1割半ばとなっています。

近所で困ったときに助け合える関係にある割合は、平成26(2014)年度調査と変わらず、1割半ばにとどまっていることから、今後はさらに地域での交流を活発にし、より深いものとしていく必要があります。

普段近所の人との付き合いについて【市民アンケート】



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域コミュニティの重要性について啓発し、身近な人とのコミュニケーションが活発になるよう促進します。

- 「地域コミュニティ」をテーマにした講演会や講座を実施します。
- 地域でのコミュニティの重要性について、パンフレットなどの配布により啓発を行います。
- 地域福祉計画を通して、地域のつながりの大切さについて、さらなる啓発、推進をしていきます。
- あいさつ運動を啓発、推進していきます。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

「遠くの親戚より近くの他人」という言葉もあります。隣近所の住民とのコミュニケーションを大切にしてみましょう。

- 大人も子どももあいさつする習慣を身に付けましょう。
- 家庭であいさつの大切さを子どもたちに教えましょう。
- 近所の人とあいさつを交わしたり、自分から声をかけたりして、近所付き合いを始めましょう。
- 転入居者を好意的に受け入れましょう。
- アパート住民に対し、あいさつや近所付き合いの大切さを伝えましょう。

地域全体で取り組むこと

地域の行事や会合などにおいて、だれもが気兼ねなく参加できるような雰囲気づくりに努め、地域コミュニティを深めていきましょう。

- 地域のコミュニケーションづくりを目的に行事を実施してみましょう。
- 地域の行事への積極的な参加を呼びかけましょう。
- 会合などにおいて参加者の意見を尊重し、何でも話し合える雰囲気づくりに努めましょう。
- 近所同士でのコミュニケーションを増やしましょう。

(2) 住民参加の促進

【課題】

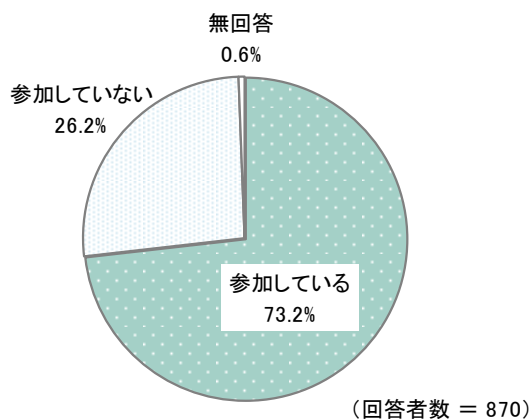
地域での活動の促進に向けて、地域住民が積極的に参加できるように、地域の支え合いの輪に子どもから高齢者までのすべての人が参加し、地域に関心を持つ人を増やすことが重要です。

アンケート調査結果では、地域活動の参加について、約7割の人が参加していると回答しています。また、参加していない理由としては、「時間的な余裕がないから」が3割と最も高く、次いで「関心がないから」「知らない人ばかりで参加しにくいから」がともに2割となっています。さらに、18歳～64歳において「時間的な余裕がないから」と回答した割合は約5割、「関心がないから」と回答した割合はいずれの年代においても、2割前後となっています。

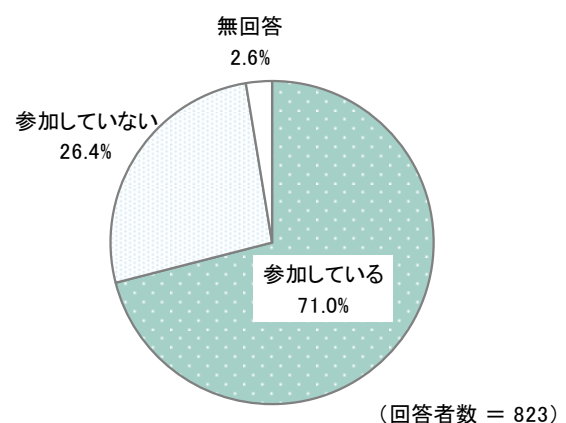
若い年代では時間のなさ、高齢者では関心のなさが不参加の理由となっていることから、より参加しやすい仕組みなどのきっかけをつくり、地域活動への参加につなげていく必要があります。また、地域活動団体は活動内容についての情報提供を進め、関心を高める必要があります。

参加したことがある地域活動について【市民アンケート】

【令和2年（2020）度調査】

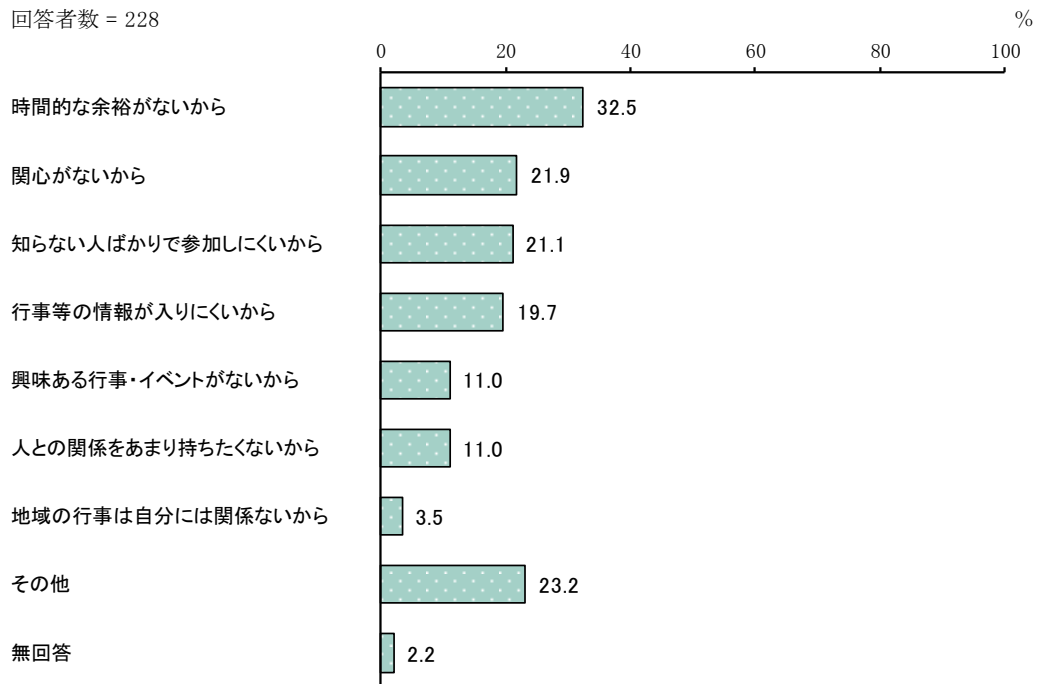


【平成26（2014）年度調査】



地域活動に参加していない理由について【市民アンケート】

回答者数 = 228



【年齢別】

単位：%

区分	有効回答数（件）	興味ある行事・イベントがないから	人との関係をあまり持ちたくないから	行事等の情報が入りにくいから	地域の行事は自分には関係ないから	時間的な余裕がないから	知らない人ばかりで参加しにくいから	関心がないから	その他	無回答
18 歳～39 歳	50	16.0	8.0	36.0	4.0	48.0	30.0	18.0	12.0	—
40 歳～64 歳	60	8.3	11.7	15.0	5.0	50.0	25.0	21.7	20.0	—
65 歳～74 歳	68	14.7	16.2	19.1	2.9	23.5	19.1	25.0	19.1	—
75 歳以上	48	4.2	4.2	10.4	2.1	8.3	10.4	20.8	43.8	10.4

【今後の方向性】

市が取り組むこと

住民の地域福祉への関心・理解を深め、地域活動に取り組みやすい環境を整備し、地域活動へのさらなる参加を促します。

- 地域福祉への理解を目的とした講演会を実施します。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と私生活の調和）を推進し、若い世代が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- 小規模・高齢化集落などでは、ボランティアを活用した地域活動の推進に取り組みます。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

地域では、地域を良くするための様々な活動が行われています。家族や隣近所の住民と誘い合って、気軽な気持ちで地域活動に参加してみましょう。

- 地域の一員として、自分が貢献できることについて考えてみましょう。
- 地域活動に気軽な気持ちで参加してみましょう。
- 家族や隣近所の住民を地域活動に誘ってみましょう。

地域全体で取り組むこと

だれもが気兼ねなく地域活動に参加できるよう工夫し、雰囲気づくりに努めましょう。また、地域の団体、事業所などと協力してみましょう。

- 地域の行事への積極的な参加を呼びかけましょう。
- 地域のコミュニケーションづくりを目的に行事を実施してみましょう。
- 地域の団体、事業所などに協力をお願いし、一緒に活動しましょう。
- 住んでいる人が住んでいる地域で自治を担っていきましょう。

(3) 地域での「助け合い」の促進

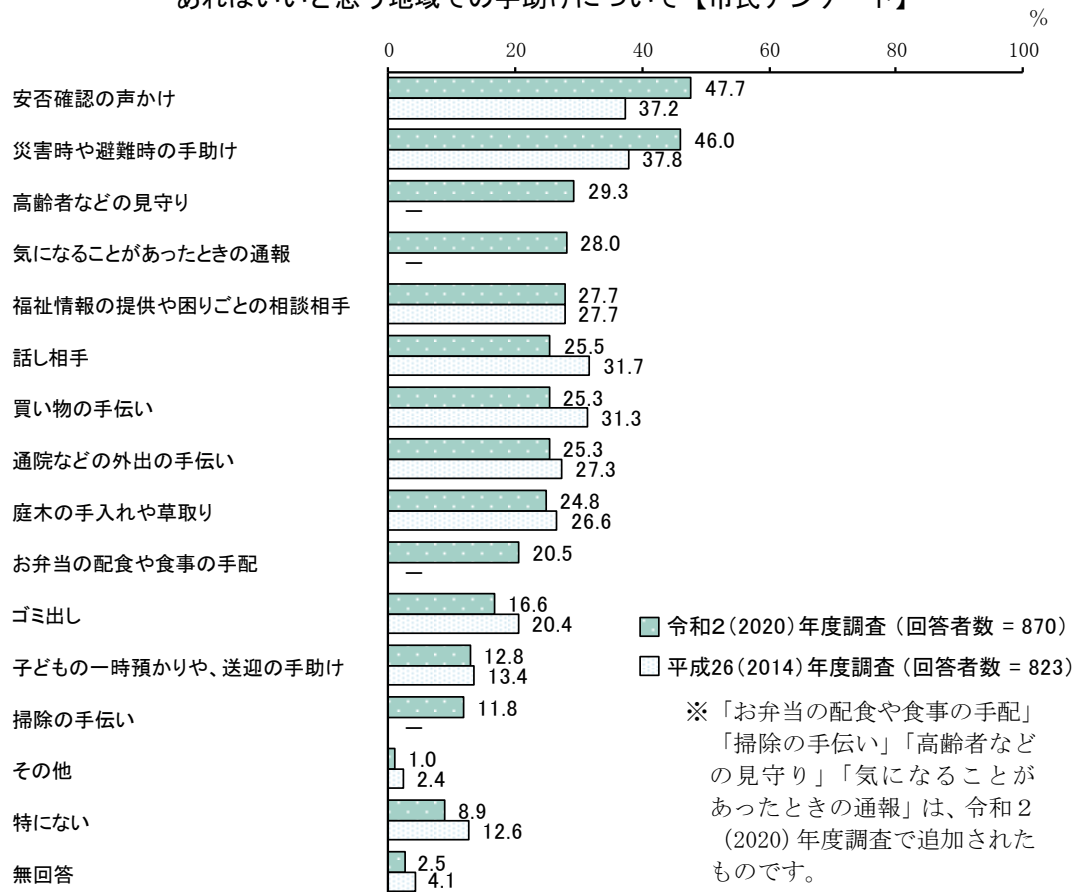
【課題】

社会状況の変化に伴い、生活の中での地域のつながりは大きく変化してきています。世帯の核家族化の進行や高齢者世帯の増加、ライフスタイルの多様化等により、近所同士での助け合いの文化がなくなりつつあるといわれています。地域の課題も複雑化・多様化し、助けを必要とする人への支援につながらないというような、社会的孤立も問題化してきています。

アンケート調査結果では、あればいいと思う地域での手助けについて、「安否確認の声かけ」が約5割と最も高く、次いで「災害時や避難時の手助け」が4割半ば、「高齢者などの見守り」が約3割となっています。平成 26（2014）年度調査と比較すると、「安否確認の声かけ」「災害時や避難時の手助け」が増加し、「話し相手」「買い物の手伝い」が減少しています。

声かけや、災害時や避難時の手助けを必要とする人が増加しており、災害時の支え合いが求められていることがわかります。平時から、日常生活におけるあいさつから始まる隣近所との交流をすすめ、困ったときの相談相手やいざという時に助け合える地域づくりをすすめることが重要です。

あればいいと思う地域での手助けについて【市民アンケート】



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域での助け合い・支え合いの重要性の啓発、交流のきっかけづくりに取り組むとともに、地域での相談体制を充実させ、地域の福祉ニーズの把握に努めます。

- 本市全体の課題について、常に状況把握に努めます。
- 身近な場所での相談体制の充実を図ります。
- 「助け合い」の重要性について、講演会や講座を実施します。
- 地域での助け合いや見守りなどについて、交流のきっかけになる仕組みづくりを検討します。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

今は元気でも、将来は助けられる立場になるかもしれません。地域は「助け合い」により成立していることを理解し、助け合う関係を築いていきましょう。

- 自分が「助け合い」や支え合いとしてできることを考えましょう。
- 地域での交流活動に積極的に参加しましょう。
- 日ごろから隣近所の人々の状況を把握しておくよう努めましょう。
- いざというときのため、自分のことも地域の人には話しておきましょう。
- 困ったことがあれば、一人で悩まずに隣近所の住民や地域の団体を頼ってみましょう。
- 困っている人がいれば、積極的に助けてあげましょう。また、状況によっては地域の団体や行政機関に伝えましょう。
- 高齢者がごみ出しされているのを見かけたら手伝いましょう。

地域全体で取り組むこと

地域の人々の状態について把握し、地域住民の「助け合い」を支援しましょう。

- 「助け合い」を促進する交流のきっかけとなる行事を実施してみましょう。
- 「助け合いマップ」を作成するなど、地域の状況把握に努めましょう。
- 民生委員・児童委員、福祉員など相談できる人の周知に取り組みましょう。
- 地域で取り組むことが適切な課題は、地域全体で課題を共有し、協力して取り組みましょう。

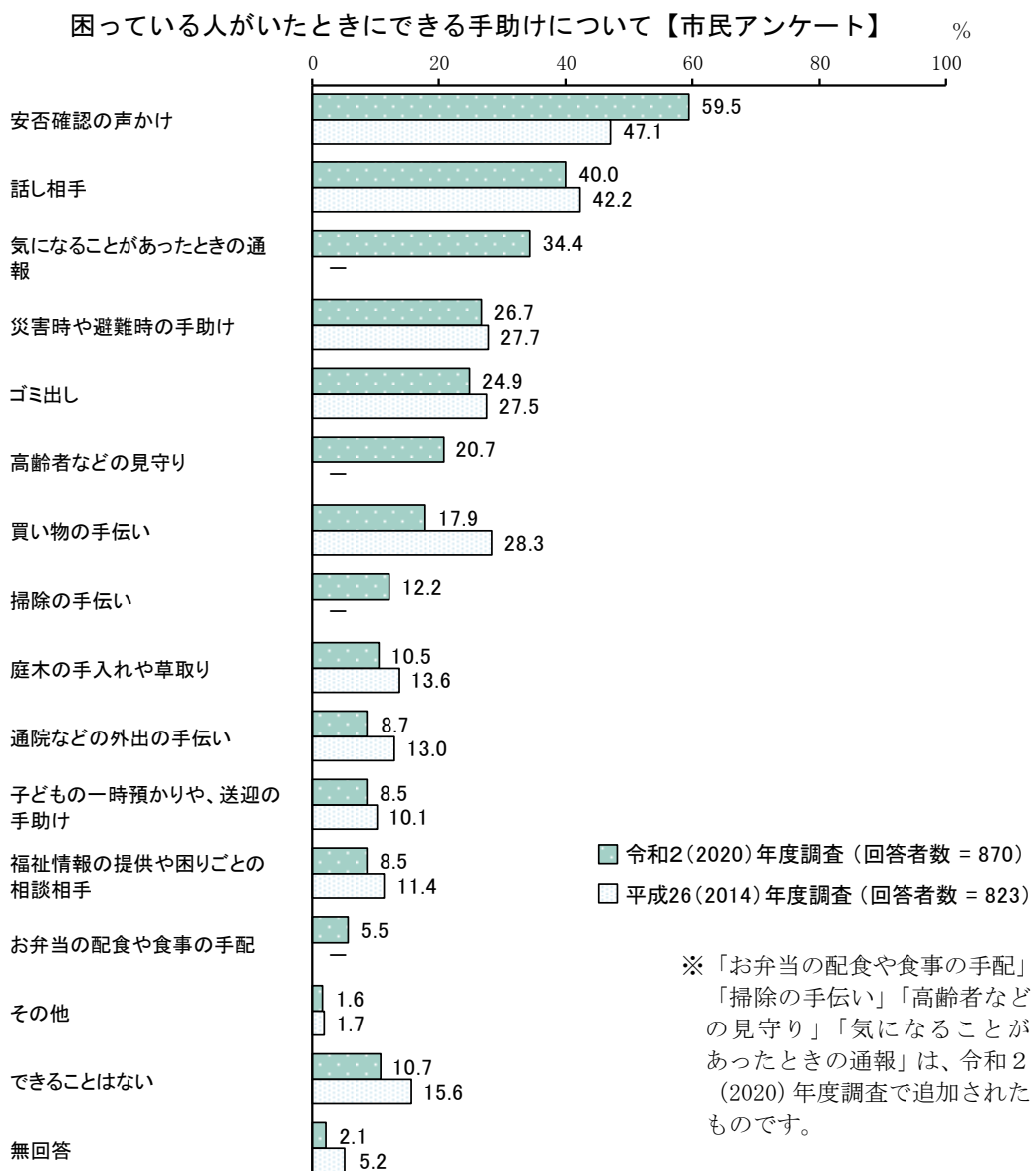
(4) 地域の見守りの促進

【課題】

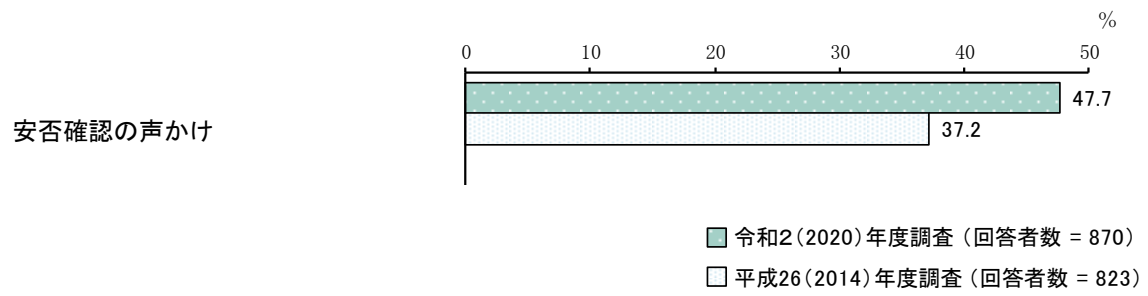
我が国において少子高齢化が進行する中、平成 27（2015）年国勢調査によると、本市の高齢化率は 33.2%となっており、山口県の 31.1%、国の 26.6%と比較しても高く推移しており、高齢者世帯や単身の高齢者の増加による「孤立化」が問題となっています。

アンケート調査結果では、困っている人がいたときにできる手助けについて、「安否確認の声かけ」が約6割であり、平成 26（2014）年度の4割半ばと比べて1割以上増加しています。また、あればいいと思う地域での手助けについても、「安否確認の声かけ」が約5割であり、平成 26（2014）年度の3割半ばと比較して、1割以上増加しています。

支援が必要な人が孤立せず、福祉課題を早期に把握し、支援につなげる観点から、地域での見守りは重要であり、さまざまな見守り活動を行っている団体と連携した見守りネットワークを構築することが重要です。



あればいいと思う地域での手助けについて【市民アンケート】（複数回答可）



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域の見守り活動を啓発するとともに、見守り体制を整備することで、地域での見守り活動を推進します。

- 地域の見守りに関する講演会や講座を実施し、地域住民による見守り活動を啓発、推進していきます。
- 緊急通報システム装置の設置の推進に取り組みます。
- 高齢者への訪問活動事業を促進します。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

日ごろから、住民一人ひとりが防犯や高齢者の安否確認などに対して、高い意識を持つことが必要です。見守り活動の効果を高めるためにも協力していきましょう。

- 日ごろから隣近所の状況に異変がないか意識し、もし異変があれば相談機関につなげましょう。
- 安否確認や声かけをしてみましょう。
- 地域の見守り活動に参加してみましょう。また、見守りの対象となる住民は、地域の見守り活動に協力しましょう。
- 地域の見守り活動に、誘い合って参加しましょう。
- 子どもたちの通学時の見守りなどに参加し、声かけをしましょう。
- 地域の中におられる要援護者に対して、見守りや声かけを行いましょう。
- 隣近所の人と協力して、災害時を含め、支援を必要とする人の日頃からの見守り活動に参加しましょう。
- 一人暮らし高齢者などを対象に本市が進めている緊急通報システム装置を設置してみましょう。

地域全体で取り組むこと

地域住民が安心して暮らせるための見守り活動を充実させ、地域住民一人ひとりの見守りに対する啓発に取り組みましょう。

- 地域で見守りが必要な世帯を共有しておきましょう。
- 見守りが必要な世帯を定期的に訪問し、子どもたちや一人暮らしの高齢者、障害のある人のいる世帯等に声をかけましょう。
- 地域で行われている見守り活動を周知しましょう。
- 地域住民に見守りへの積極的な参加を呼びかけましょう。
- 地域の防犯教室を開催してみましょう。

(5) 寄附文化の醸成

【課題】

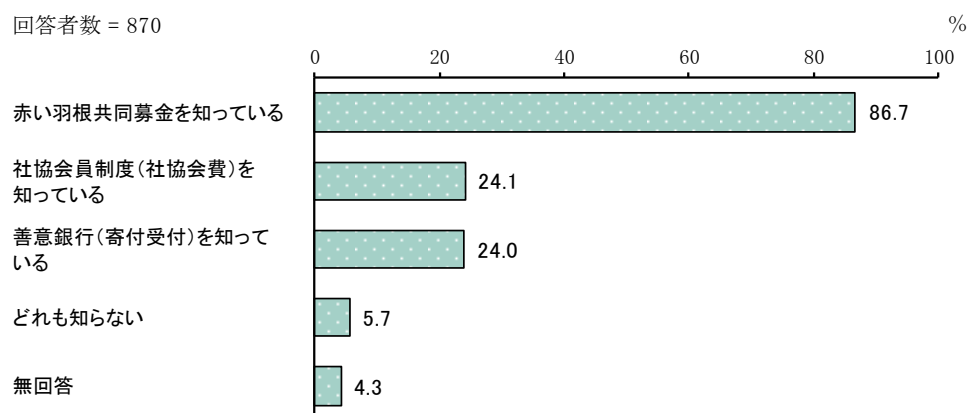
地域福祉活動は、多くの担い手によって支えられています。特に、社会福祉法人や NPO の活動は地域において重要な役割を果たしています。機会がない等の理由から、ボランティアや NPO に参加していない人も、その活動を「寄附」という形で支援することが間接的に福祉活動の促進につながるということを認識することが重要です。

アンケート調査結果では、岩国市社会福祉協議会の事業運営に必要な財源確保の取組の認知度について、「赤い羽根共同募金」が8割半ばと最も高く、次いで「社協会員制度（社協会費）」、「善意銀行（寄付受付）」が2割半ばとなっています。

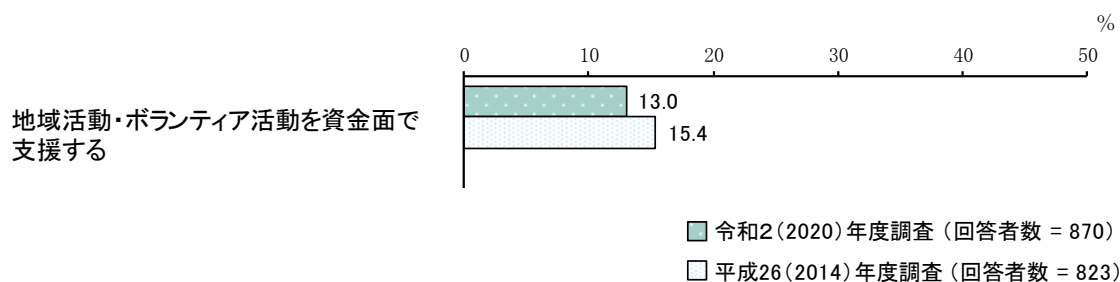
また、市の健康福祉施策として、重要な取組だと思うものについて、「地域活動・ボランティア活動を資金面で支援する」が1割となっています。

寄附による支援も、地域福祉活動の一環であることを周知し、募金活動を支援することが必要です。

岩国市社会福祉協議会の事業運営に必要な財源確保の取組の
認知度について【市民アンケート】



市の健康福祉施策として、重要な取組だと思うものについて
【市民アンケート】（複数回答可）



【今後の方向性】

市が取り組むこと

寄附や募金活動についての理解を深め、地域福祉活動の推進には欠かせないものであることを啓発し、地域の募金活動の支援に取り組みます。

- 寄附についての理解を深めるための啓発を行います。
- 共同募金などの募金活動について、協力を行います。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

寄附行為は社会参加の一つで、社会貢献につながります。寄附について理解を深めてみましょう。

- 寄附を通じた社会貢献について理解を深めましょう。
- 寄付・募金により、どのような活動が行われているか理解を深めましょう。
- 共同募金などの募金に協力しましょう。

地域全体で取り組むこと

募金を通じた社会福祉への貢献について、地域への周知を図りましょう。

- 寄附や募金について、理解を深める機会を設けましょう。
- 共同募金などの募金について、地域全体で協力しましょう。
- 寄附の必要性について、地域全体で考えてみましょう。

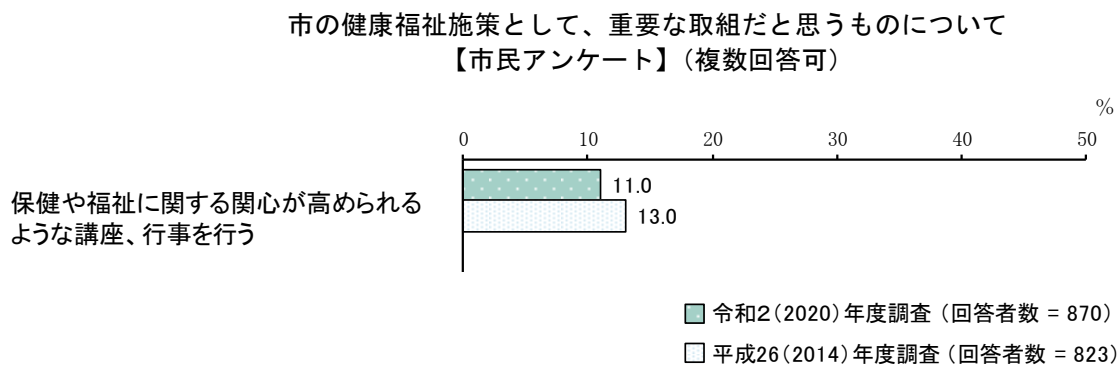
(6) 福祉教育の推進

【課題】

生活形態が大きく変わり、地域で暮らす人が持つ価値観や考え方も多様化する中、お互いが存在を認め合い、尊重することが求められています。子どもの頃から地域福祉への理解を深め、重要性を学ぶことが、心豊かな人間性を育むことにつながります。また、大人においても、生涯学習を通じて地域での助け合いや支え合いについて関心を高めることが大切です。

アンケート調査結果では、市の健康福祉施策として、重要な取組だと思えるものについて、「保健や福祉に関する関心が高められるような講座、行事を行う」が1割となっています。

今後はさらに、学校での福祉教育に取り組むとともに、地域においても福祉に関する市民活動講座や情報提供を行い、福祉への理解促進に努める必要があります。



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域住民の福祉に対する意識を向上させるため、関係機関と連携を図りつつ、学校での福祉教育を推進し、地域においても生涯学習を通じて福祉への理解を深めるための取組を行います。

- 学校教育などを通じた福祉教育の推進を図ります。
- 福祉に関する市民活動講座や福祉イベントの開催やイカルの活用を促進します。
- 地域福祉について関係機関と連携を図り、住民に浸透させることに努めます。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

福祉体験や福祉に関する市民活動講座、生涯学習市民講座イカルスを利用した研修会などに参加することや、福祉情報の把握に努め、福祉についての関心を高めてみましょう。

- 家庭で小さい時から交通ルールを子どもに教えましょう。
- 家庭で子どもへの福祉教育やボランティア教育をしましょう。
- 地域に貢献できることについて考えてみましょう。
- 地域や学校で行う研修会等に参加しましょう。
- 福祉体験や福祉に関する市民活動講座、イカルス講座などに積極的に参加してみましょう。
- 広報紙や新聞にある福祉情報に目を通してみましょう。

地域全体で取り組むこと

地域で子どもを対象にした福祉体験の機会を提供し、子どもやその家族などに対する福祉への理解促進に努めてみましょう。また、地域で福祉に関するイカルスなどを利用して、福祉に対する関心を高めてみましょう。

- 福祉への関心を高めるため、福祉関係団体やボランティア関係団体と協力し、様々な体験を提供しましょう。
- 子どもを対象にした福祉体験を実施してみましょう。
- 福祉に関するイカルスを利用してみましょう。
- 地域で「認知症サポーター養成講座」等の講座を行いながら、福祉に対する意識の向上に努めましょう。

基本目標 2 地域福祉を推進するための地域資源の活性化

(1) 地域福祉の担い手の育成

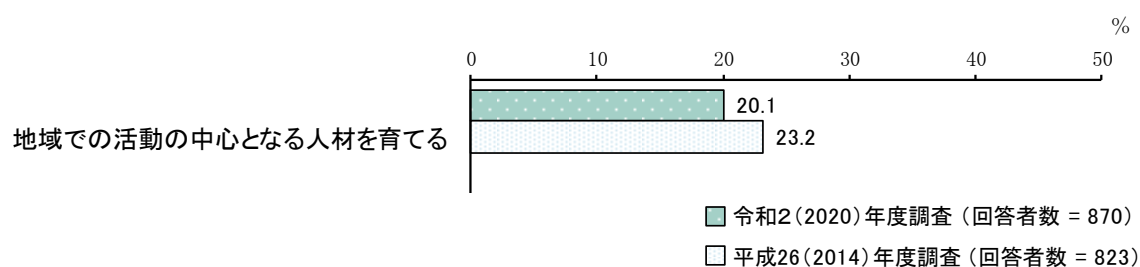
【課題】

地域の人々が抱える悩みは様々であり、支え合い・助け合いにより解決していくためには、地域福祉活動を中心となって推進する担い手が不可欠です。地域の担い手を増やし、地域福祉活動を持続的なものにしていくには、活動の支援に取り組む必要があります。

アンケート調査結果では、市の健康福祉施策として、重要な取組だと思うものについて、「地域での活動の中心となる人材を育てる」が2割となっています。

今後はさらに、福祉の担い手や福祉専門職の確保・育成に取り組む必要があります。

市の健康福祉施策として、重要な取組だと思うものについて
【市民アンケート】（複数回答可）



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域福祉活動に主体となって取り組む人材の育成支援や、福祉に携わる人の確保・育成を推進するとともに、地域活動の支援に取り組めます。

- 地域福祉に関わる人材育成の支援に取り組めます。
- 福祉専門職の確保・育成に取り組めます。
- 民生委員・児童委員、ボランティア団体などを中心とした地域の活動を支援します。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

地域福祉の必要性について理解を深めるよう努めましょう。また、担い手の負担を軽くしてあげることが必要です。住民一人ひとりが積極的に支えていきましょう。

- 地域の一員として、自分が貢献できることについて考えてみましょう。
- 地域活動に興味を持ち、情報収集しましょう。
- 地域福祉をテーマとした講演会に参加してみましょう。
- 一人ひとりが持っている知識や技術を地域活動に生かしてみましょう。
- 地域活動に参加し、担い手の意見を尊重しましょう。
- 一人ひとりが担い手の負担を軽くできるよう手伝いましょう。

地域全体で取り組むこと

地域の担い手となり得る人は地域にたくさんいます。そのような人を地域全体で支えながら、地域福祉の人材として取り込んでいきましょう。

- 地域活動の内容について、情報提供しましょう。
- 経験豊富で活力がある人を地域の担い手として活用してみましょう。
- 地域の行事などの際は、地域の担い手となり得る人の意見を尊重しながら取り込んでいきましょう。
- 地域の担い手の発掘に努めましょう。
- 各団体の連携を図るリーダーを養成しましょう。

(2) 高齢者の社会参加の促進

【課題】

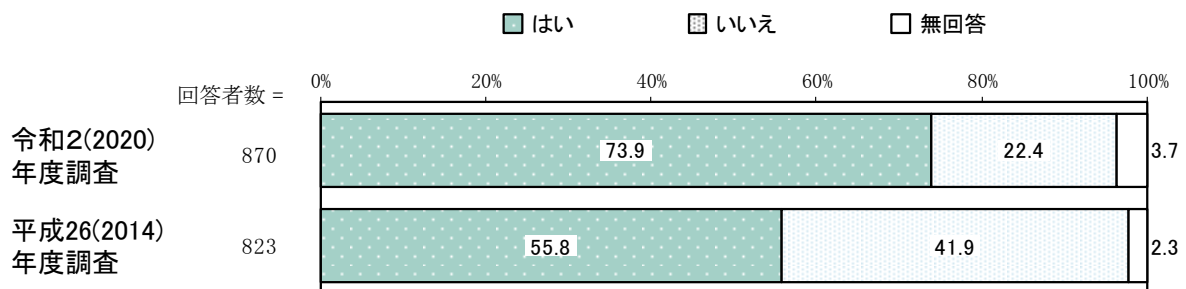
地域福祉を推進する上で、「地域のために力になりたい」と考える高齢者も数多くいます。高齢者の社会参加は生きがいづくりや、地域の活性化につながります。そのため、積極的な地域福祉活動への参加を図り、地域福祉を推進していくことが必要です。

アンケート調査結果では、地域の活動（地区社会福祉協議会、自治会、サロン、趣味、ボランティア活動など）の認知度について、65歳～74歳で8割、75歳以上で7割半ばとなっています。

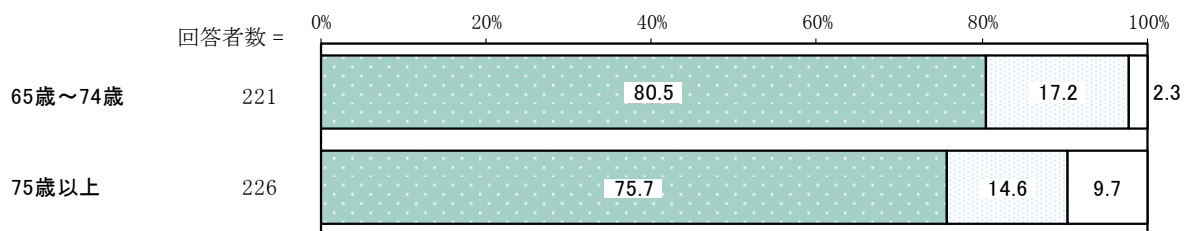
また、参加したことがある地域活動について、「清掃などの環境美化活動」が65歳～74歳で約5割、75歳以上でも5割となっています。

今後も興味のあるテーマや活動から多くの高齢者の社会参加を促進し、さらに活動の幅を広げていくことが必要です。

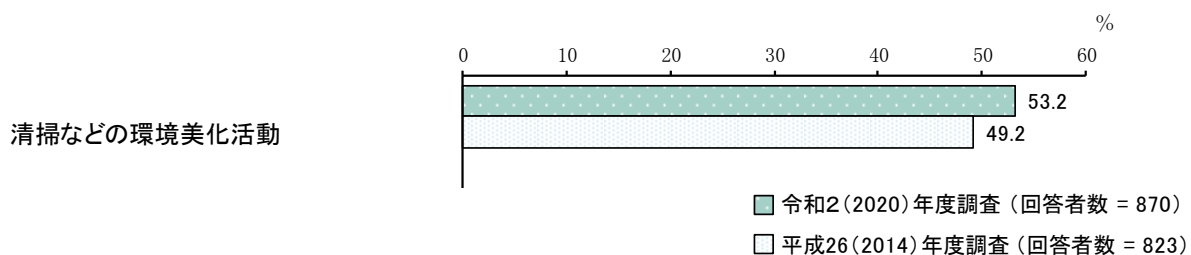
地域の活動の認知度について【市民アンケート】



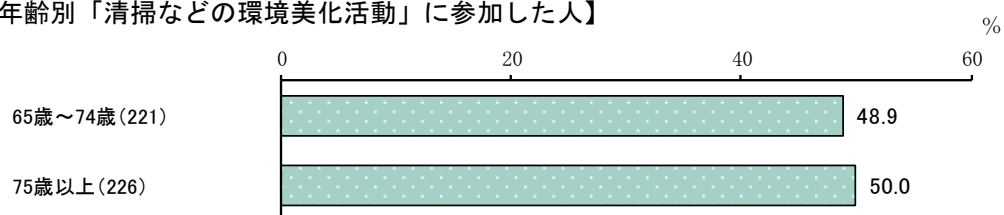
【年齢別】



参加したことがある地域活動について【市民アンケート】（複数回答可）



【年齢別「清掃などの環境美化活動」に参加した人】



※括弧内は回答者数



【今後の方向性】

市が取り組むこと

高齢者が生涯を通じて生きがいを持ち、活躍し続けられるよう、高齢者の社会参加を促進します。

○高齢者の地域貢献を通じた生きがいづくりに取り組みます。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

いつまでも活力のある状態を保つため、健康づくりや生きがい活動に参加してみましよう。また、隣近所の人と誘い合ってみましよう。

○健康づくりや生きがい活動に参加し、趣味や生きがいを見つけましよう。

○自分がこれまで培った経験を活かし、できることを考えましよう。

○隣近所の高齢者や定年退職者を地域活動に誘ってみましよう。

地域全体で取り組むこと

地域で生活している高齢者や定年退職者に声をかけ、地域活動に取り込んでいきましよう。

○高齢者や定年退職者に声かけをしてみましよう。

○高齢者が活躍しやすい活動を実施しましよう。

○地域の担い手につながる人材として意見を尊重し、地域福祉に取り込んでいみましよう。

(3) ボランティアへの参加の促進

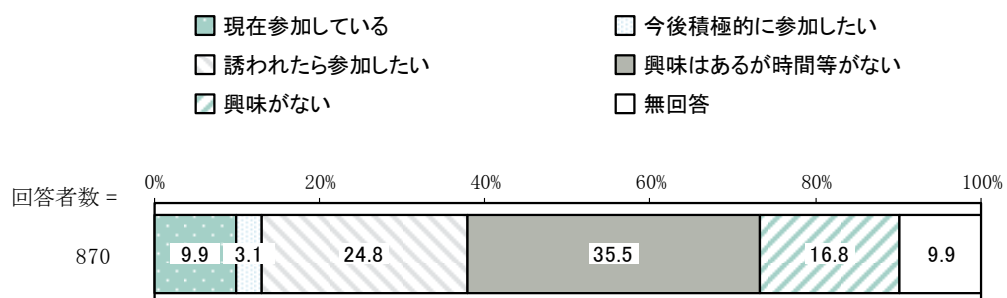
【課題】

地域のために貢献したいという思いを活動につなげるため、ボランティアの活動内容についての情報提供や参加しやすい環境づくりが必要です。

近年、頻発する異常気象による災害の発生から、ボランティアの必要性が高まっています。特に、豪雨災害についてはここ数年で多く発生していることから、ボランティアの重要性が広く認知されつつあります。

アンケート調査結果では、ボランティア活動への参加意向について、「現在参加している」が約1割となっています。また、「今後積極的に参加したい」「誘われたら参加したい」「興味はあるが時間がない」が合わせて6割となっていることから、ボランティア活動につながるよう、個々のニーズや活動したいテーマに沿った情報提供や、参加しやすい仕組みなどのきっかけづくりを行い、参加促進につなげる必要があります。

ボランティア活動への参加意向について【市民アンケート】



【今後の方向性】

市が取り組むこと

ボランティアに対する意識を高めるため、積極的な情報提供やボランティアの担い手づくりに取り組むとともに、ボランティアに参加しやすい環境づくりを進め、ボランティアの参加を促進します。

- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する情報提供の場を設けます。また、ボランティアに対する意識を高めるため、ボランティア講座等を開催します。
- 災害時には、ボランティアの需要についての情報提供を行います。
- ボランティア休暇の促進に努めます。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

ボランティアに対する理解を深め、自分ができる範囲でボランティアに参加してみましょう。

- 地域で行われているボランティア活動について、情報収集しましょう。
- 家庭での子どものボランティア教育に努めましょう。
- 市民活動講座などに参加し、ボランティアに対する理解を深め、ボランティアの大切さを認識しましょう。
- ボランティア活動に参加しようという意識を持ちましょう。
- 無理のない程度で自分ができるボランティア活動に参加してみましょう。
- 岩国市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録してみましょう。

地域全体で取り組むこと

地域住民だけで取り組むことが難しい場合などにおいて、ボランティアを活用していくことが一つの有効な解決策になります。様々な方法により募集を呼びかけてみましょう。

- 必要な分野のボランティアの情報を提供しましょう。
- 地域活動団体やボランティア団体は、活動内容の情報発信をしましょう。
- 様々な方法によりボランティアの募集を呼びかけてみましょう。
- 地域活動やボランティアに参加しやすい環境を作っていきましょう。
- 地域の中でボランティア活動をする人を支援、育成しましょう。
- ONPO やボランティア団体の育成に努めましょう。

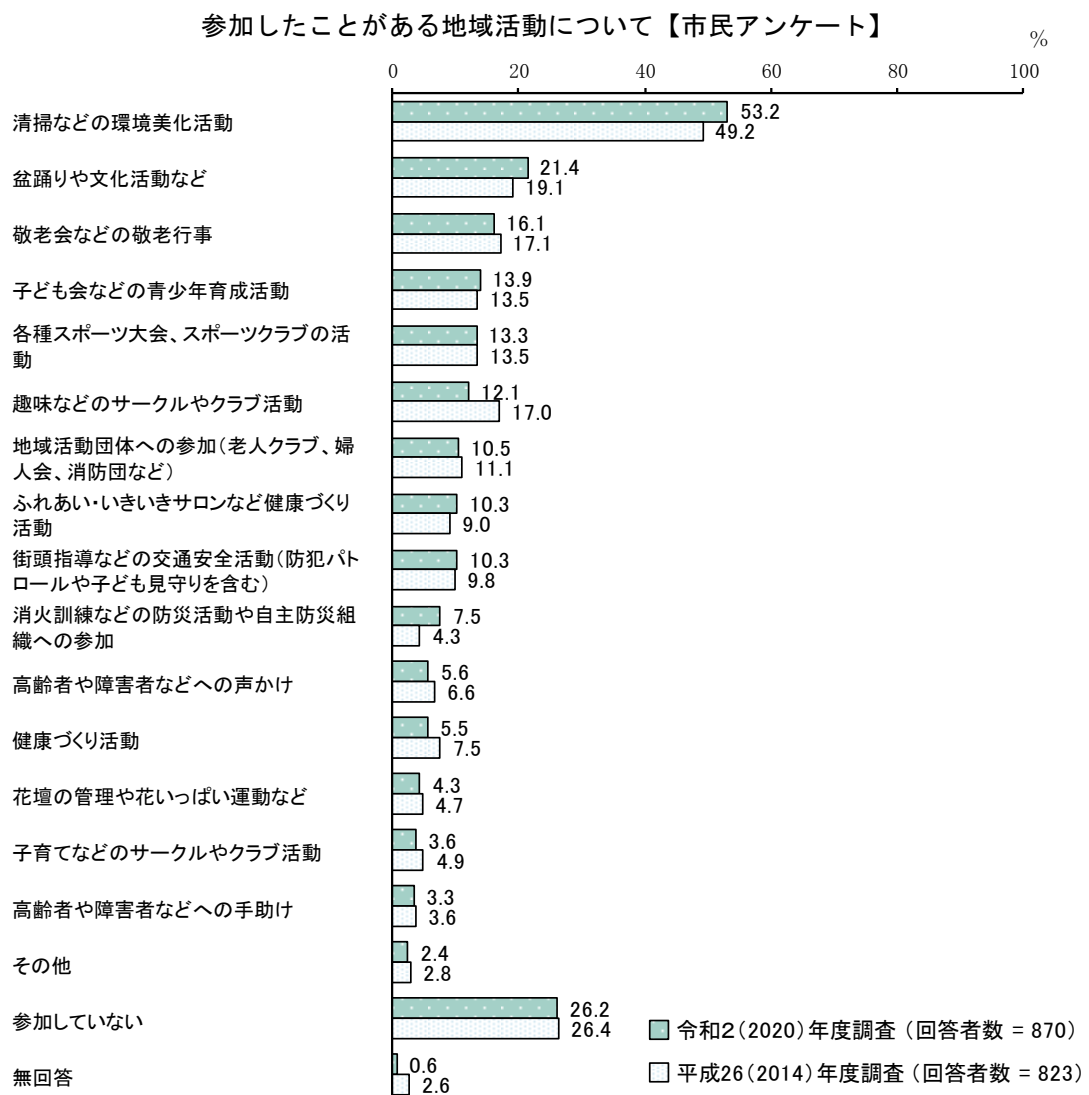
(4) 地域の交流の促進

【課題】

地域福祉を推進するためには、地域で暮らす一人ひとりが交流を深めることが重要です。そのため、だれもが気軽に参加できるような、世代や地域を超えた交流の推進が必要です。

アンケート調査結果では、参加したことがある地域活動は、「清掃などの環境美化活動」が5割と最も高く、「盆踊りや文化活動など」「敬老会などの敬老行事」「子ども会などの青少年育成活動」と続いています。

世代を横断的に活動する既存の地域活動の活性化を図ること、個々の活動同士の連携を行うこと、また新しい多世代が交流する活動等を実施することで、世代間交流をさらにすすめていく必要があります。



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域活動団体が取り組む交流活動を支援するとともに、交流の場として地域の既存資源を活用し、地域をまたいだ交流活動について啓発することで、地域の交流を促進します。

- 地域における交流事業への支援に努めます。
- 既存の公共施設等を交流の場として有効活用を検討します。
- 地域間交流の促進について啓発を行います。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

地域にはサロンなど地域住民の交流を図る企画や、地域間での交流が行われています。参加する人は新たな仲間ができることを楽しみにしています。地域住民一人ひとりが誘い合って参加してみましょう。

- 地域の交流活動への関心を高めましょう。
- 地域の身近な人との交流を大切にしましょう。
- 地域の交流活動に気軽な気持ちで参加してみましょう。
- 地域の交流活動に隣近所の人を誘ってみましょう。
- 地域の交流活動については、子どもが小さい時から家庭で教えましょう。
- 地域間交流に積極的に参加し、地域間の交流を深めてみましょう。

地域全体で取り組むこと

地域の交流行事や地域間交流の場は、地域福祉の活性化を促し、地域住民が顔を合わせることができる場として重要な役割を担っています。多くの人に参加してもらうために積極的な広報活動を行ってみましょう。

- 回覧板などを活用して地域に積極的に広報しましょう。
- 子どもと高齢者を対象とした世代間交流など、様々な交流の場を企画してみましょう。
- 地域住民が顔を合わせることができる機会を増やしてみましょう。
- 祭りなど地域の行事の活性化と継承に努めましょう。
- 運動会や祭りなどの行事を子ども会や老人会などの団体がみんなで一緒に開催して交流を図っていきましょう。
- 美化運動や地域清掃などの地域活動の改善を図り、若者をはじめ、町内行事や校区行事に多くの人に参加するように努めましょう。
- 福祉関係団体の交流会を通じて、情報交換と理解を深めましょう。
- 地域住民により身近な場所での交流活動を実施しましょう。
- 既存の公共施設等を活用した、地域間の交流の場を企画しましょう。
- 地域同士の相互扶助により、地域福祉に取り組んでみましょう。

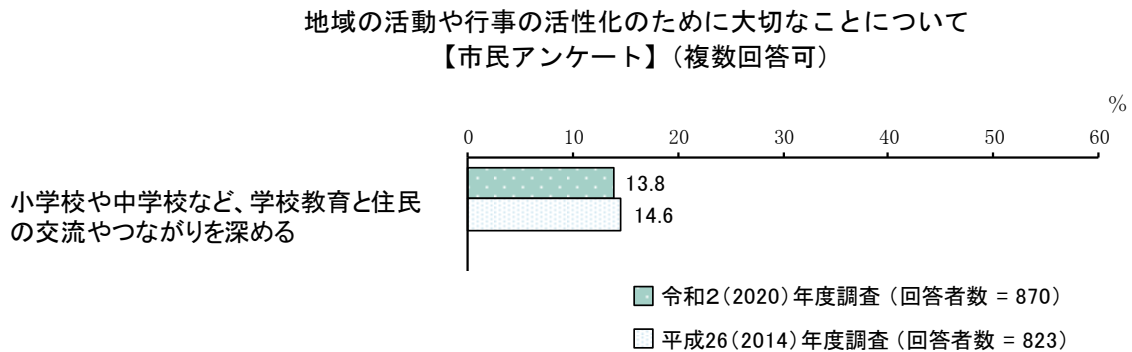
(5) 学校と地域との連携促進

【課題】

地域と学校が連携し、地域づくりに取り組むことは、子どものうちから地域の人との交流を深めるとともに、子どもたちのこころ豊かな成長につながります。

アンケート調査結果では、地域の活動や行事の活性化のために大切なことについて、「小学校や中学校など、学校教育と住民の交流やつながりを深める」の割合が1割半ばとなっています。

今後も、学校と地域との連携に取り組み、子どものうちから地域での支え合いのこころを育むことが重要です。



【今後の方向性】

市が取り組むこと

学校教育の一環として、地域住民も参加した地域福祉活動に取り組むとともに、地域と協力した子どもの見守り活動を推進し、学校と地域の連携を深めます。

- 学校教育を通じた地域福祉の推進を図ります。
- 子どもを犯罪などの被害から守るための活動を促進します。
- 地域教育ネット、コミュニティ・スクールなどを活用して学校と地域の連携を促進します。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

学校行事などに積極的に参加することは、子どもの成長を見届けるだけでなく、地域住民にとっても大きな活力になります。

- 学校行事に参加してみましょう。
- 子どもが頑張っている姿を見てあげましょう。
- 子どもの見守り活動等に参加しましょう。

地域全体で取り組むこと

学校と地域の連携が進むことは、より貴重な経験を積む機会が増えることで子どもの成長につながります。それぞれの行事において積極的に連携を図りましょう。

- 子どもを対象にした体験学習を開催し、直接体験できる機会を増やしてあげましょう。
- 子どもと高齢者を対象とした交流企画など、様々な交流の場を企画してみましょう。
- 子どもの見守り活動等と通じて、交流の機会を図りましょう。

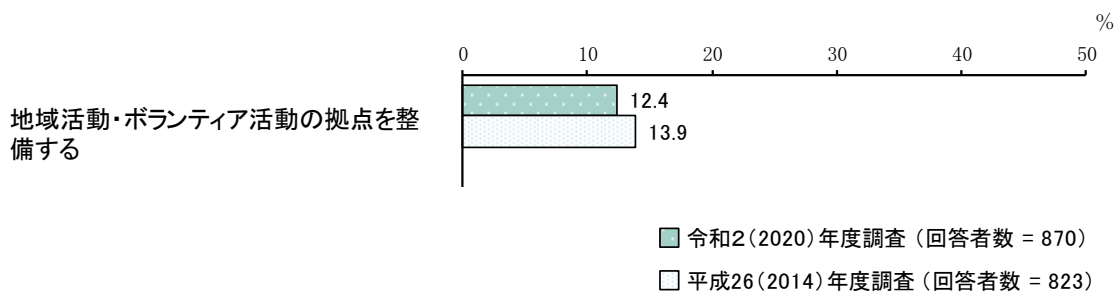
(6) 遊休施設や社会福祉施設などを活用した拠点の整備

【課題】

地域福祉活動を推進するには、活動の拠点となる場所を整備することが必要です。生活に身近な場所に活動拠点があることは、移動に困難が伴いやすい高齢者の参加促進にもつながります。そこで、既存の資源を有効活用するため、遊休施設や社会福祉施設、公民館等を積極的に開放し、活動の拠点として活用しやすくすることが重要です。

アンケート調査結果では、市の健康福祉施策として、重要な取組だと思うものについて、「地域活動・ボランティア活動の拠点を整備する」が1割となっており、より地域の資源を拠点として有効活用できるような取組が必要です。

市の健康福祉施策として、重要な取組だと思うものについて
【市民アンケート】（複数回答可）



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域の既存資源を有効活用し、地域福祉活動の拠点としての利用促進を図るため、活動拠点をより利用しやすいものとなるよう、環境の整備に努めます。

- 福祉会館について、利用しやすいよう環境を整備します。
- 既存の公共施設の有効活用を検討します。
- 地域における活動拠点の充実のため、公共施設のバリアフリー化を推進します。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

地域活動を進めるうえで、遊休施設や社会福祉施設など、地域で活動できる場所を探してみましょう。

- 遊休施設や社会福祉施設など、地域で活動できる場所について探し、その整備に協力しましょう。
- 小規模人数の集まりであれば、自宅を利用することについても検討してみましょう。

地域全体で取り組むこと

地域にある社会福祉施設など、地域福祉の活動場所としての利用について話し合ってみましょう。また、事業者についても、できる限り地域に開放し、地域との連携を深めていくよう努めてみましょう。

- 既存の資源を活用した、地域住民により身近な場所での交流活動を実施しましょう。
- 社会福祉施設を活動場所として利用できるよう、事業者と話し合ってみましょう。
- 地域のイベントなどの際は、事業者はなるべく施設を開放するよう努めましょう。

(7) 地域の子どもの地域全体で育てる環境づくり

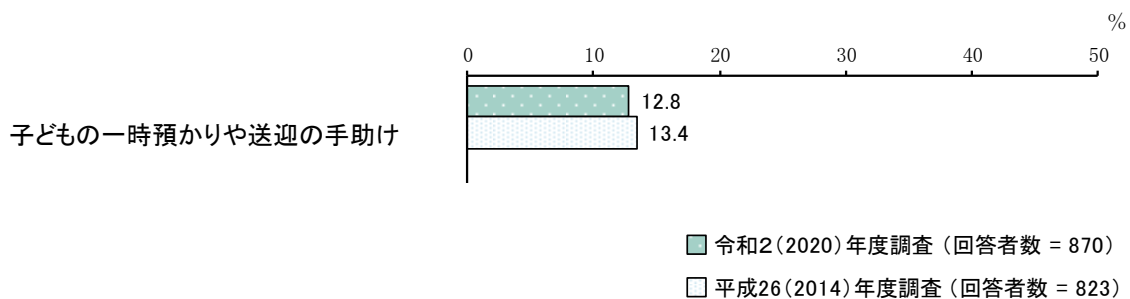
【課題】

社会情勢の変化に伴い、核家族化や共働き世帯の増加など、家庭をめぐる状況は変化しています。また、家庭と地域の関係の希薄化により、地域で子どもを育てる、といった文化も失われつつあります。

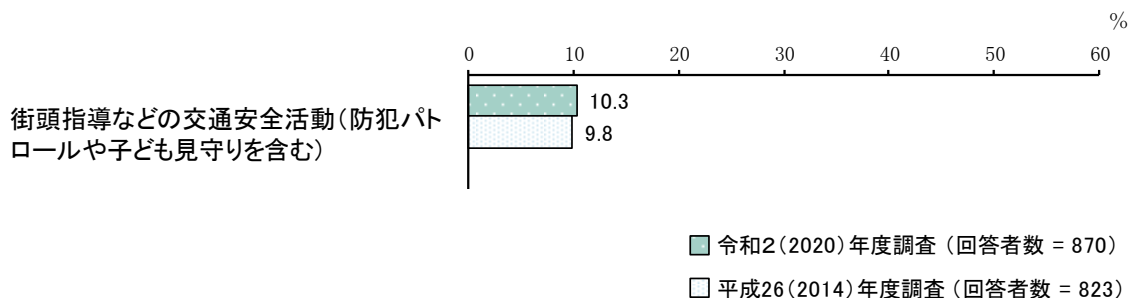
アンケート調査結果では、あればいいと思う地域での手助けについて、「子どもの一時預かりや、送迎の手助け」が1割半ば、参加したことがある地域活動について、「街頭指導などの交通安全活動（防犯パトロールや子ども見守りを含む）」が1割となっています。

今後も、地域における子どもの健やかな成長のため、社会に触れる機会を増やし、地域全体で育てていく環境づくりが必要です。

あればいいと思う地域での手助けについて【市民アンケート】（複数回答可）



参加したことがある地域活動について【市民アンケート】（複数回答可）



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域の将来を担う子どもを地域全体で見守り、育てていくために、地域での子どもを育てる活動の支援や環境づくりをすすめるとともに、子どもが安心して学び・遊ぶことができる環境づくりにも取り組みます。

- それぞれの地域で子どもを育てるための支援を継続します。
- 安全で安心して学校に通える環境づくりに取り組みます。
- 郷土の歴史や伝統、文化を後世に伝えるための環境整備、後継者育成を行います。
- あいさつ運動や地域住民による子どもの見守り活動を啓発します。
- 子育てについて助け合いを行うファミリー・サポート・センターの充実に努めます。
- 子どもたちが遊ぶ場所を増やすことを検討します。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

地域の子どもの成長を見守ってあげることが重要です。そのためにも、子どもに関心の目を向けてみましょう。

- 家庭であいさつの大切さを子どもたちに教えましょう。
- 大人も子どももあいさつする習慣を身に付けましょう。
- 良いことをすれば褒めてあげましょう。悪いことをしていれば注意しましょう。
- 子どもたちの通学時の見守りなどに積極的に参加しましょう。

地域全体で取り組むこと

地域の子どもが地域に愛着を持ってもらえるよう、環境づくりに努めましょう。

- 地域の子どもは地域で育てていきましょう。
- 地域の子どもと大人がともに参加し、楽しめる行事を開催しましょう。
- 地域の子どもに、地域の歴史や文化、良い所を教えてあげましょう。
- 福祉に関するイカルスを利用してみましょう。
- 地域での学習活動を積極的に支援して、地域で子どもを育てる機運を高めましょう。
- 子育て支援関係者等の交流の機会を設けるなど、地域全体で子どもを育てる環境をつくりましょう。
- 子どもの登下校時の見守りを充実しましょう。

(8) 交通弱者の支援

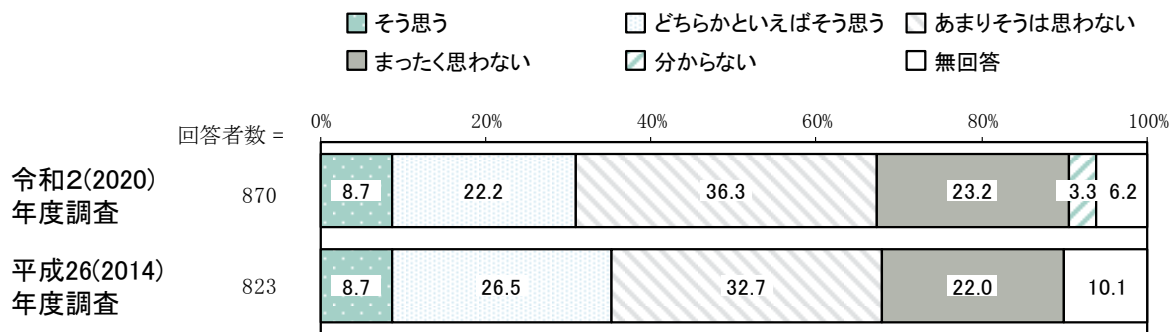
【課題】

地域で暮らす住民は、加齢とともに行動の範囲は狭まり、移動に伴う困難は様々な場面で起きやすくなります。また、身体に障害を抱える人においても、身近に公共交通機関がない場合、生活に支障が生じることにつながります。

アンケート調査結果では、道路や公共交通機関（鉄道、バスなど）の充実度について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて3割、「あまりそうは思わない」「まったく思わない」が合わせて約6割となっています。

地域の実情に応じた、利用しやすい移動支援の取組が求められています。

道路や公共交通機関（鉄道、バスなど）の充実度について【市民アンケート】



※「分からない」は、令和2（2020）年度調査で追加されたものです。

【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域で暮らすすべての人が、移動に伴う不都合が生じないように、移動の支援や地域が取り組む活動を支援します。

- 地域にあった効率的で利便性の高い移動サービスの確保に努めます。
- 地域が主体となって取り組む交通対策を支援する仕組みを検討します。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

一人ひとりが協力し、同じ方向であれば乗り合わせるなど心掛けてみましょう。

- 近所に住む、移動に困難が伴う人を把握しましょう。
- なるべく乗り合わせて行くよう心掛けてみましょう。

地域全体で取り組むこと

地域で公共交通の利用が困難な箇所について、対策を考えてみましょう。

- 地域で交通弱者に対する対策について考えてみましょう。
- 地域で移動に困難が伴う人を共有し、助け合いましょう。
- 高齢者などの車に乗れない人への対応として、近所で集まって買い物に行くことで、移動や買い物の手助けをしましょう。

基本目標 3 地域福祉の推進に取り組む団体の応援

(1) 岩国市社会福祉協議会の活動支援

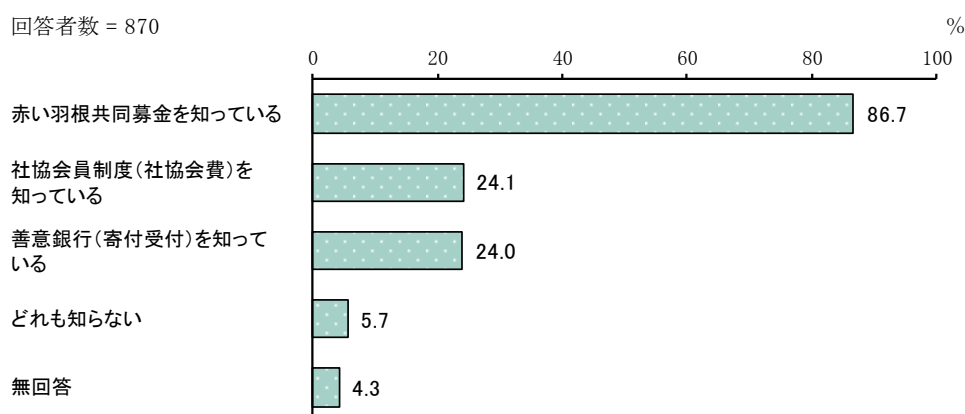
【課題】

岩国市社会福祉協議会は、地域の住民やボランティア団体及び福祉員など、様々な関係機関の参加・協力のもと、地域における社会福祉の向上と福祉活動を推進する、中心的な役割を果たしています。

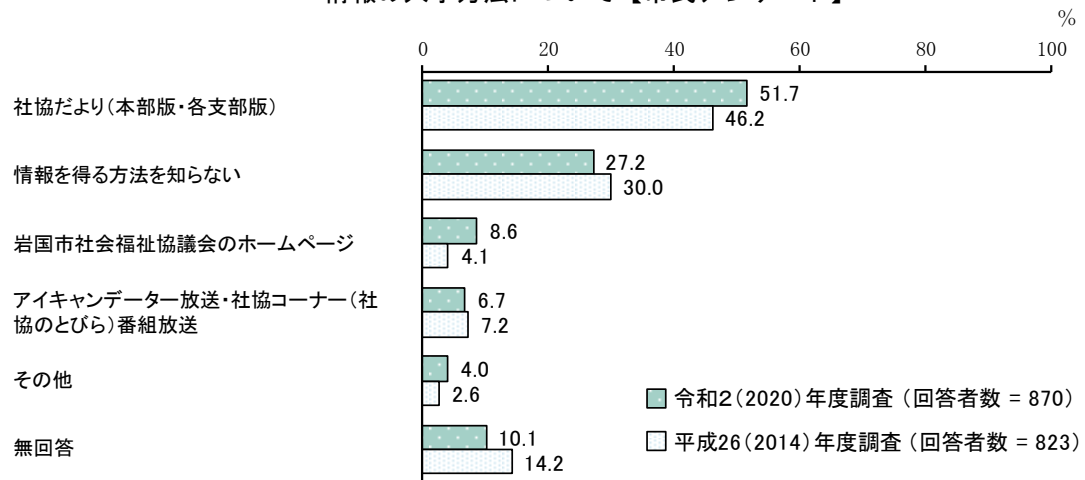
アンケート調査結果では、岩国市社会福祉協議会の事業運営に必要な財源確保の取組の認知度について、「赤い羽根共同募金」が8割半ばと最も高く、次いで「社協会員制度（社協会費）」「善意銀行（寄付受付）」が2割半ばとなっています。また、社会福祉協議会の福祉サービスや地域福祉活動の情報の入手方法について、「社協だより（本部版・各支部版）」が5割と最も高く、次いで「情報を得る方法を知らない」が2割半ばとなっており、平成 26（2014）年度調査と比較すると、「社協だより（本部版・各支部版）」が増加しています。

岩国市社会福祉協議会について様々な手段を用いた積極的な情報提供をさらに進めるとともに、地域福祉活動を推進するため、市全体で活動を支援することが重要です。

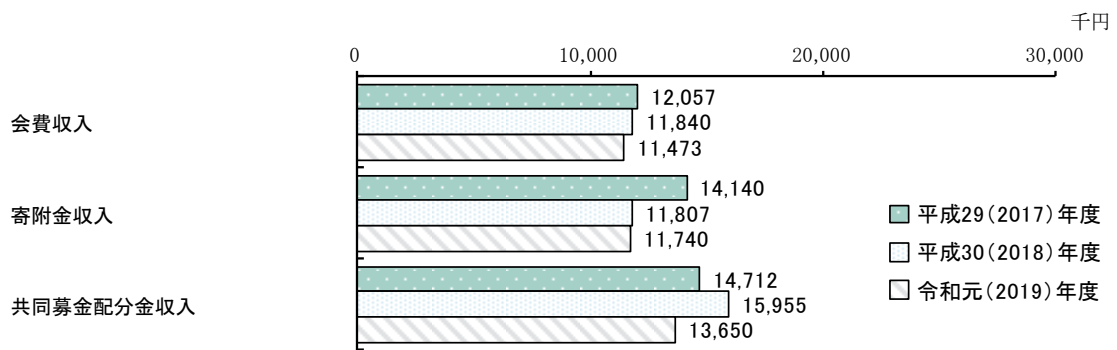
岩国市社会福祉協議会の事業運営に必要な
財源確保の取組の認知度について【市民アンケート】



社会福祉協議会の福祉サービスや地域福祉活動の
情報の入手方法について【市民アンケート】



岩国市社会福祉協議会の民間財源収入の推移



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域福祉活動において、重要な役割を果たす岩国市社会福祉協議会の活動を支援し、情報提供を推進します。

- 岩国市社会福祉協議会の事業を支援することにより、社会福祉協議会の本来の目的である地域福祉の推進を図ります。
- 社会福祉協議会の地域福祉活動について、住民への情報提供に努めます。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

- 岩国市社会福祉協議会が取り組む活動に参加してみましょう。
- 地域における岩国市社会福祉協議会が果たす役割を理解しましょう。
- 岩国市社会福祉協議会の活動内容について理解しましょう。
- 岩国市社会福祉協議会会員に登録しましょう。
- 岩国市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録してみましょう。
- 社会福祉協議会が実施する事業を理解し、地域福祉活動へ参加協力しましょう。
- 共同募金に協力しましょう。

地域全体で取り組むこと

- 岩国市社会福祉協議会が取り組む活動に地域全体で協力していきましょう。
- 地域福祉活動について、住民への情報提供に努め、積極的な参加を図りましょう。
- 岩国市社会福祉協議会と連携し、地域福祉の取組強化を図りましょう。
- 社会福祉協議会による地域福祉活動に地域住民と各種団体が連携して協力しましょう。
- 共同募金の協力について、周知を図りましょう。

(2) 自治会等の地域福祉にかかわる団体の活動支援

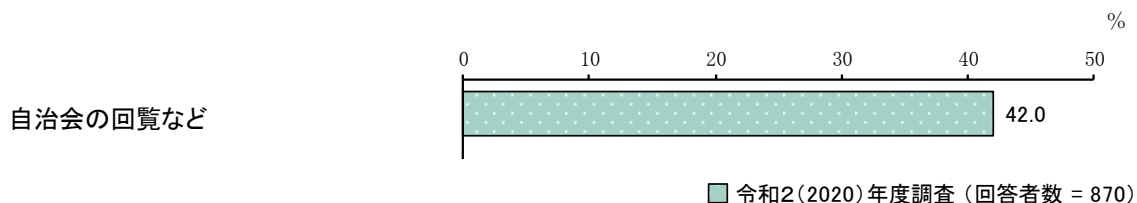
【課題】

地域とのつながりの希薄化が進み、本市においても自治会加入率は減少傾向にあります。自治会活動は、地域での助け合い・支え合いの基盤として重要な役割を果たすことから、一人ひとりが地域と関わり、より暮らしやすい地域づくりのため、自治会活動の継続的な支援を行うことが必要です。加えて、老人クラブや地区社会福祉協議会など、地域福祉に関わる様々な団体が一体となって地域における問題を解決できるよう、活動支援を行うことが重要です。

アンケート調査結果では、福祉制度の情報源について、「自治会の回覧など」が4割となっています。また、地域の活動や行事が、地域でもっと活発に行われるようにしていくために大切なことについて、「地区社協・町内会・自治会・子ども会・老人クラブや婦人会等の活動を活発にする」が1割半ばであり、平成26(2014)年度と比較して減少しています。

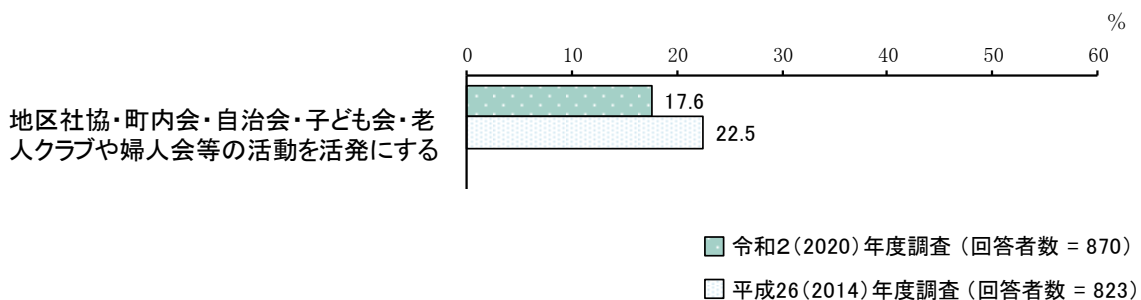
今後も自治会などへの参加を啓発し、活動を支援することが必要です。

福祉制度の情報源について【市民アンケート】



※平成26(2014)年度調査では項目がありませんでした。

地域の活動や行事が、地域でもっと活発に行われるようにしていくために大切なことについて【市民アンケート】(複数回答可)



【今後の方向性】

市が取り組むこと

市民の身近な地域活動団体である自治会などへの参加を促し、地域に根差した運営や活動を支援することで、活動の促進を図ります。

- 転居者や転入者に対し、自治会加入促進のチラシを配布します。
- 広報紙などで自治会の加入について啓発を行います。
- 自治会運営や主体的な活動を応援します。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

地域には、親睦を図る場として最適な自治会活動や、地域住民にとって最も身近な生活圏域で福祉によるまちづくりに取り組む地区社会福祉協議会などの活動団体があります。隣近所で誘い合うなど、住民一人ひとりが地域とのふれあいを大切にし、気軽な気持ちで地域活動に参加してみましょう。

- 地区社会福祉協議会など地域福祉に取り組む団体の活動内容について知りましょう。
- 地区社会福祉協議会などの団体が取り組む地域福祉活動に積極的に参加しましょう。
- 地域で貢献できることを考え、行動しましょう。
- 自治会に加入し、自治会活動に参加してみましょう。
- 自治会活動に家族や隣近所の住民と誘い合ってみましょう。

地域全体で取り組むこと

自治会への加入促進について、地域全体で取り組んでいきましょう。また、自治会活動が促進される方法について考えてみましょう。

- 積極的な広報活動により地域住民の参加を促進しましょう。
- ひとりでは難しくても、地域として貢献できること考え、地域福祉に取り組む団体の設立を考えてみましょう。
- 地区社会福祉協議会が未設置の地域では、設置を検討しましょう。
- 地域全体で地域住民への加入促進に取り組みましょう。
- 小規模・高齢化集落などで活動が難しい集落については、近くの集落と協力してみましょう。

(3) 民生委員・児童委員及び福祉員の活動支援

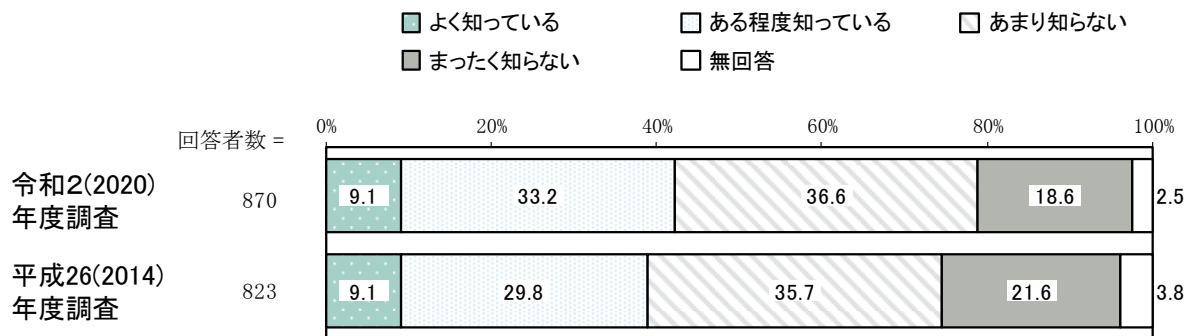
【課題】

社会状況の変化に伴い、地域が抱える課題も複雑化・多様化し、高齢者世帯をはじめとする多くの人が支援を必要としています。そのような人に対して、民生委員・児童委員及び福祉員が地域の身近な相談相手となり、必要な支援につなげる等その役割は高まっています。

アンケート調査結果では、民生委員・児童委員の活動（役割）の認知度について、「あまり知らない」「まったく知らない」が合わせて5割半ばとなっています。

今後も、民生委員・児童委員、福祉員の活動の啓発や、活動の支援を継続することが必要です。

民生委員・児童委員の活動（役割）の認知度について【市民アンケート】



【今後の方向性】

市が取り組むこと

住民一人ひとりに寄り添い、地域課題の解決に取り組む民生委員・児童委員及び福祉員の活動の啓発に取り組むだけでなく、委員の質の向上や、より活動しやすい環境づくりに努め、支援を推進します。

○民生委員・児童委員及び福祉員の活動について、広報紙などを利用して啓発を行います。

○研修などにより、民生委員・児童委員及び福祉員のスキルアップを図ります。

○民生委員・児童委員及び福祉員が働きやすい環境づくりについて、支援を行います。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

民生委員・児童委員及び福祉員がだれなのか把握しておきましょう。また、民生委員・児童委員及び福祉員の仕事は、地域住民の協力によって負担が大きく変わります。その取組を理解し、一人ひとりが協力していきましょう。

○自分の地区の民生委員・児童委員及び福祉員を知っておきましょう。

○民生委員・児童委員及び福祉員の取組について理解し、協力しましょう。

○近所で困っている人を見かけたら、民生委員・児童委員につなげましょう。

地域全体で取り組むこと

民生委員・児童委員及び福祉員の取組を地域全体で支援していくことが求められます。地域全体で支援し、地域で働きやすい環境づくりに取り組みましょう。

○民生委員・児童委員及び福祉員の取組について、地域全体で活動しやすい環境づくりに協力しましょう。

(4) NPOや市民活動団体の活動支援

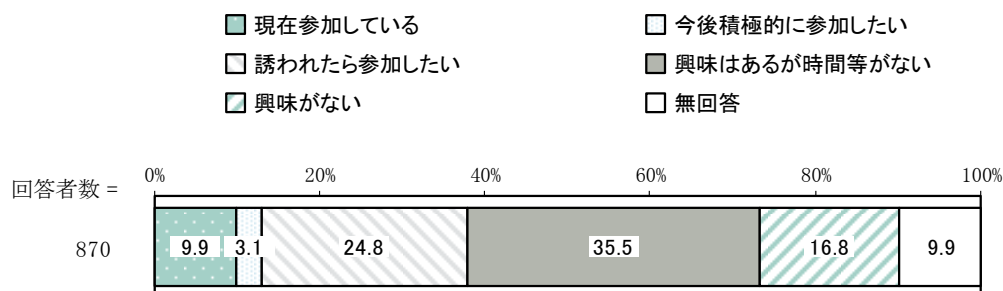
【課題】

NPO や、ボランティア活動などに取り組む市民活動団体は、それぞれの地域課題に
応じて、専門性を活用し、地域特性や市民ニーズを柔軟に把握し、解決に向けた活動
やまちづくり活動を行っています。複雑化する市民ニーズに対して柔軟に対応できる
ことから、地域福祉においても重要性が高まっています。

アンケート調査結果では、ボランティア活動への参加意向について、「現在参加して
いる」が約1割となっています。また、「今後積極的に参加したい」「誘われたら参加
したい」「興味はあるが時間がない」が合わせて6割となっています。

NPO や市民活動団体についての理解を深め、さらに活動しやすい環境づくりを進
め、支援することが重要です。

ボランティア活動への参加意向について【市民アンケート】



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域の様々な領域で活動する NPO や市民活動団体の活動の体制の整備と活動の充実を図り、その活動を支援します。また、地域課題に対して、連携して対応することで解決に取り組めます。

- 市民活動を推進する組織体制を整備し、市民活動の充実を図ります。
- NPO や市民活動団体の主体的な市民活動の支援を行います。
- NPO や市民活動団体との協働を推進します。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

NPO や市民活動団体について理解を深めてみましょう。その上で、地域で活動する市民活動団体などの取組に参加してみましょう。

- NPO や市民活動団体が発信する情報を把握してみましょう。
- 地域に対して、自分が力になれることを考えましょう。
- 市民活動講座に参加してみましょう。

地域全体で取り組むこと

地域福祉に取り組む NPO や市民活動団体の取組について理解を深め、協力していくことが求められます。

- NPO や市民活動団体は、活動の内容を積極的に発信します。
- NPO や市民活動団体の取組について、地域全体で協力して取り組みましょう。
- NPO やボランティア団体の育成に努めましょう。

(5) サロンの活動支援

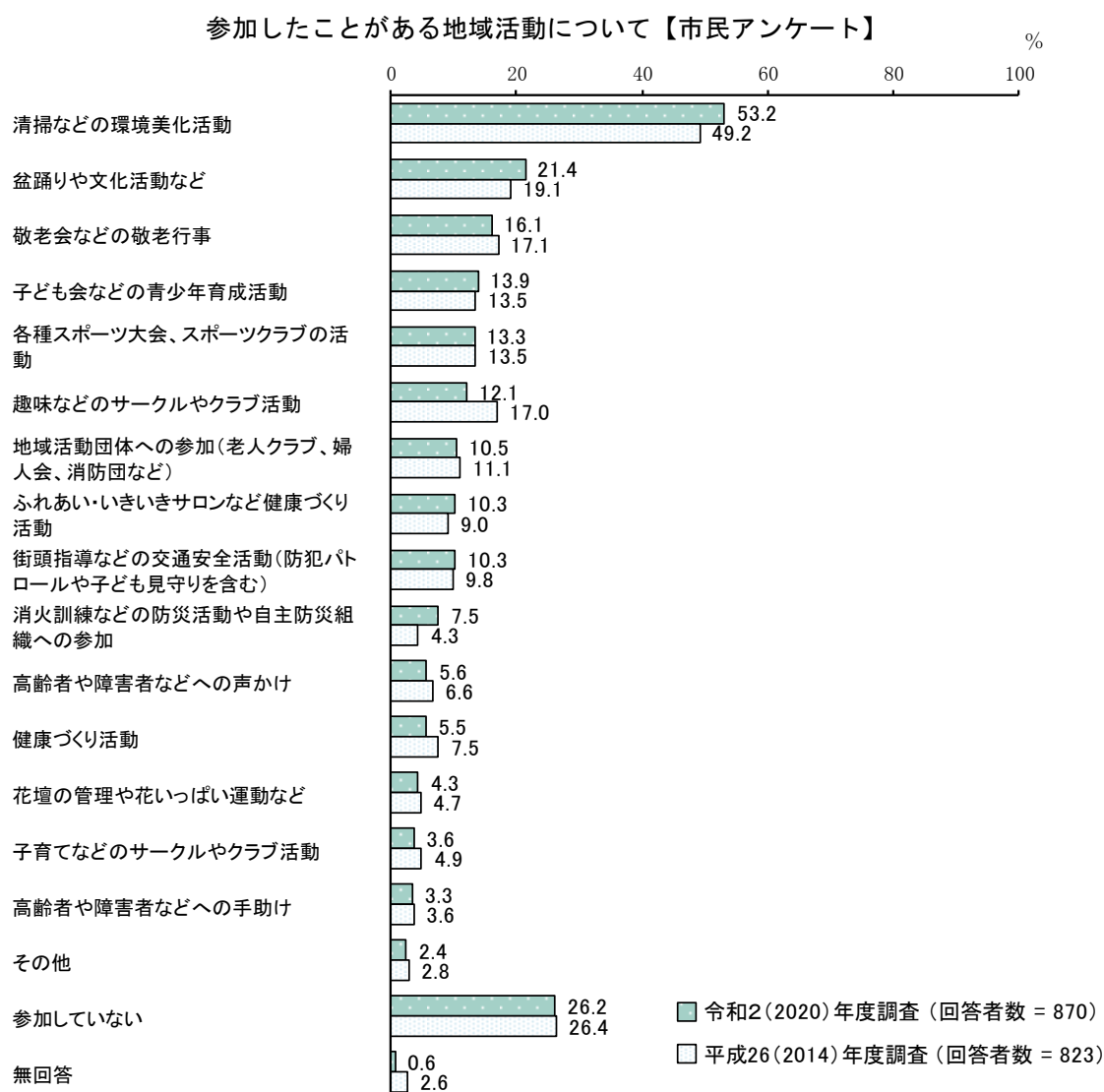
【課題】

ふれあい・いきいきサロンは、「仲間づくり」「出会いの場づくり」など、交流を促進し新たな生きがいつくりの場にもなります。

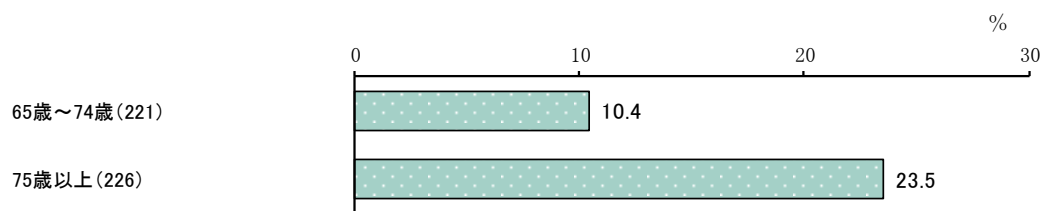
年齢を重ねるにつれライフスタイルは大きく変化するため、いつまでも生きがいを持ちつつ、健康で自立した生活をいかにして送るかが重要です。

アンケート調査結果では、参加したことがある地域活動について、「ふれあい・いきいきサロンなど健康づくり活動」が65歳～74歳で1割、75歳以上で2割となっています。

サロン活動がより気軽に参加しやすい場となるよう、利用の促進に取り組むとともに、活動の支援を行うことが重要です。



【年齢別「ふれあい・いきいきサロン など健康づくり活動」に参加した人】



※括弧内は回答者数



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域の「仲間づくり」や「出会いの場づくり」の場であるサロン活動を支援するとともに、高齢者の生涯学習活動の促進に取り組めます。また、地域の高齢者がいつまでも生きがいを持ち、自立した生活を送ることができる環境づくりのため、支援制度を充実し、地域での活動を促進します。

- 福祉に関するイカルスの利用を促進します。
- サロン活動等を促進するための支援を行います。
- ふれあい補償制度の充実を図ります。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

地域の交流の場として、サロン活動に参加してみましょう。また、サロンではいろいろな企画が行われています。サロン活動を盛り上げるために、企画を提案してみましょう。

- サロン活動に気軽に参加してみましょう。
- サロン活動に隣近所の人を誘ってみましょう。
- サロンを通じて生涯学習に取り組みましょう。
- 企画を提案してみましょう。

地域全体で取り組むこと

地域でサロン活動への参加の促進を図りましょう。また、サロンの担い手育成について、地域全体で考えていきましょう。

- 掲示板や回覧板などにより、サロン活動への参加を促進してみましょう。
- サロンに気軽に参加しやすい雰囲気づくりに努めましょう。
- サロンの担い手について、地域全体で考えてみましょう。

基本目標 4 地域福祉の課題の解決に向けた相談支援体制の強化

(1) 包括的な相談支援体制の推進

【課題】

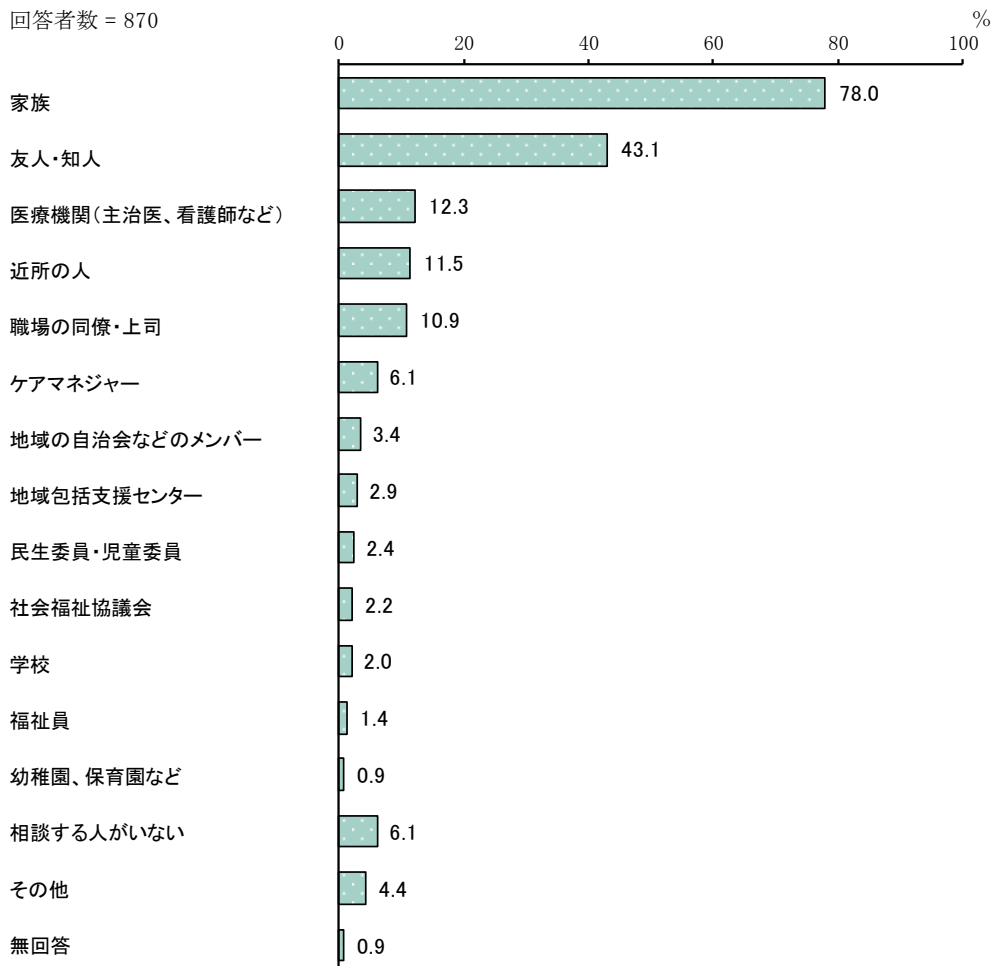
高齢化や世帯の小規模化が進み、地域住民が抱える不安や悩み事は複雑化・多様化しています。また、地域のつながりの希薄化も問題となり、助け合いにより解決してきた問題が、地域から孤立してしまうことによって、支援を必要とする人に適切な支援が届かないといった問題が起きています。

アンケート調査結果では、近隣で困りごとなどを相談できる人の有無について、「家族」が約8割と最も高く、次いで「友人・知人」が4割、「医療機関（主治医、看護師など）」が1割となっています。一方で、「相談する人はいない」が6.1%となっており、相談できずに抱え込んでしまう人が一定数いることがうかがえます。

支援が必要な人に適切な支援が届くよう、包括的な相談支援体制を整備するとともに、関係機関・地域団体が連携して課題の解決に取り組むことが必要です。

近隣で困りごとなどを相談できる人の有無について【市民アンケート】

回答者数 = 870



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域や住民が抱える複合的な課題の解決のため、相談窓口を周知するとともに、身近な地域での相談支援体制を整備し、関係機関との連携を強化します。アウトリーチも含めた支援により、包括的な相談支援体制を整備します。相談員の資質の向上にも努め、相談支援体制の強化に取り組みます。

- 相談機関や地域の相談窓口の周知を図ります。
- 市民が身近なところで相談できる体制の整備を図ります。
- 複雑化した問題に対して、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の関係部署が協議を行い課題の解決に繋がります。
- 相談に適切に対応するための職員の資質向上に努めます。
- 窓口で相談を受けるとともに、必要な場合は家庭を訪問し、相談・支援を行います。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

困ったときに一人で悩まないことが重要です。日ごろから相談できる窓口や相談できる人を確認しておきましょう。

- 専門的な相談窓口を確認しておきましょう。
- 地域で相談できる人を見つけておきましょう。
- 身近な人が悩みを抱えていれば、相談窓口につなげましょう。
- 「福祉の支援を受けたい。」「福祉の制度の事を知りたい。」「新しい福祉の課題や解決策について相談したい。」など、困ったときや情報が欲しい時は進んで相談窓口を活用しましょう。

地域全体で取り組むこと

地域住民が相談しやすいよう相談窓口の周知を図ることや、相談体制の環境整備に取り組みましょう。

- 民生委員・児童委員、福祉員など地域で相談できる窓口の周知を図りましょう。
- 福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない人に相談窓口を教え合う等、福祉に関する情報を共有しましょう。
- 地域住民の相談に対して、地域全体で取り組むための推進体制を整備しましょう。
- 地域の団体やグループに属することで情報を得やすくしましょう。

(2) 様々な悩みや生活上の困難を抱える人への支援

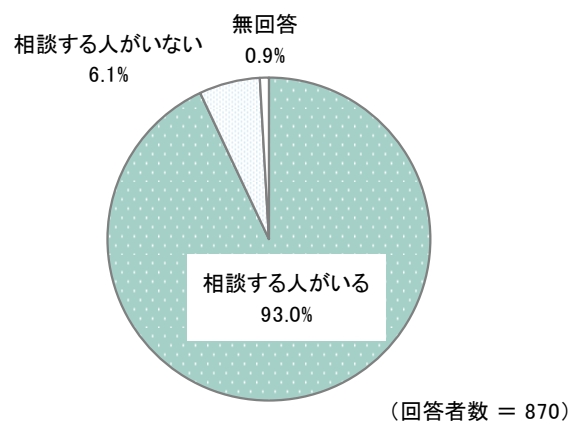
【課題】

生活形態が多様化し、経済的困窮やひきこもり等、何らかの支援が必要にもかかわらず福祉サービスを受けていない、という制度の狭間の課題が表面化しています。地域での解決が難しい問題に対しては、公的な支援とともに自立を助けることが必要です。

アンケート調査結果では、近隣で困りごとなどを相談できる人がいない割合は、6.1%となっています。また、地域の方にひきこもり状態の人がいると回答した割合が各年代で1%前後となっています。

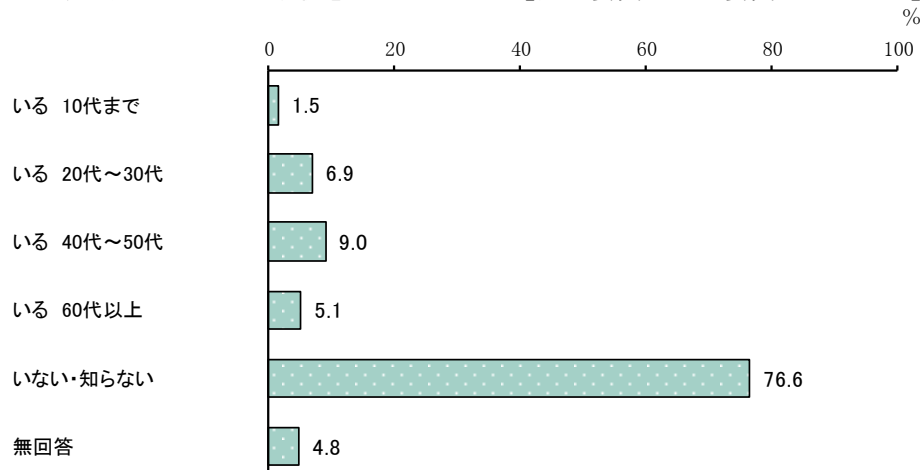
制度の狭間にいる人だけでなく、高齢者、障害者、子どもなど、地域で支援を必要としている人の抱える課題は複合的で複雑なものとなっています。だれもが安心して地域で暮らせるよう、支援が必要な人に対し、それぞれの状況に応じて適切な支援が行き届くよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域で助け合い、支え合うことができる体制の整備が必要です。

近隣で困りごとなどを相談できる人の有無について【市民アンケート】



※「その他」は相談する人がいるに含みます。

地域の方にひきこもり状態の人がいるか【民生委員・児童委員アンケート】



【今後の方向性】

市が取り組むこと

制度の狭間の課題により支援を受けていない人に対し、その人の実情に寄り添った、適切な支援を図り、地域のだれもが安心・安全に暮らせる社会を目指します。また、他機関の専門職や庁内での連携により、複数の分野や様々な領域で困難を抱えた人にアクセスできる仕組みを構築します。

- 生活困窮者の生活課題の解決に向けて、本人の状況に応じた支援を行います。
- ひきこもり中の人に対し本人の状況に応じた支援を行えるよう検討します。
- 犯罪や非行をした人たちの社会復帰を図り、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。
- 自殺対策への包括的な支援を推進します。
- 再犯防止に関わる様々な活動を推進します。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

- 支援を必要としている人の気持ちに寄り添いましょう。
- 地域では様々な悩みを抱えた人がいるということを理解しましょう。
- 地域で支援を必要としている人への声かけ、見守りを行いましょう。
- 地域で支援を必要としている人を、相談窓口につなげましょう。
- 身近な相談窓口などの情報を教え合いましょう。

地域全体で取り組むこと

- 支援を必要としている人を、地域全体で見守り、適切な支援へとつなげましょう。
- 地域にいる様々な悩みを抱えた人への理解を深める行事を開催しましょう。
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人を周知しましょう。
- 地域で支援を必要としている人を、民生委員など適切な相談者などへつなげましょう。
- 地域で支援を必要としている人に、地域での情報提供や相談支援を充実しましょう。
- 再犯防止に関して、地域での理解を促進しましょう。

(3) 福祉に関する情報発信の充実

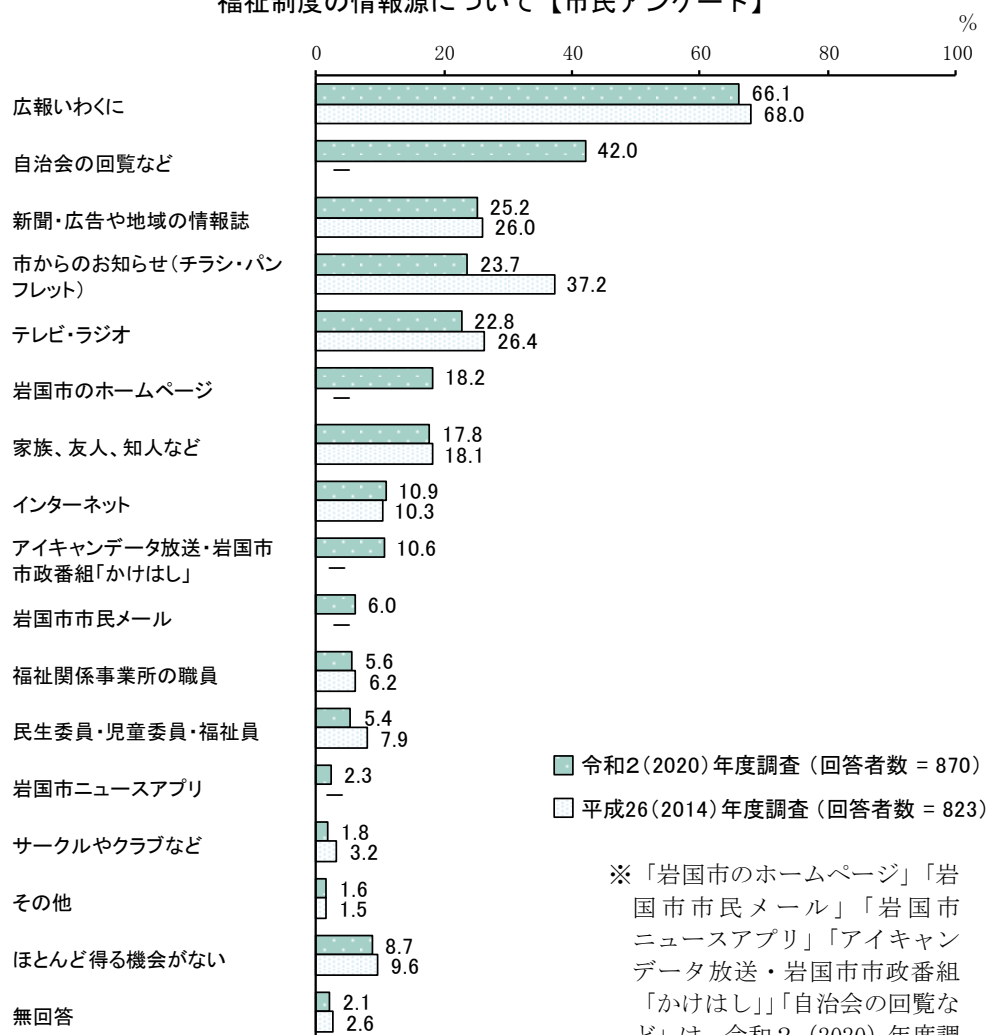
【課題】

情報化社会が進行し、ＩＣＴ（情報通信技術）の発展により、新しい情報を様々な手段で手軽に入手できるようになりました。

アンケート調査結果では、福祉制度の情報源について、「広報いわくに」が6割半ばと最も高く、次いで「自治会の回覧など」が4割、「新聞・広告や地域の情報誌」が2割半ば、「インターネット」が1割程度となっています。

地域に住むすべての人に、福祉に関するわかりやすい情報が届くよう、多様な手段を活用した情報提供を進めるとともに、福祉に関わる人にも適切な情報提供を心がける必要があります。

福祉制度の情報源について【市民アンケート】



■ 令和2(2020)年度調査 (回答者数 = 870)
□ 平成26(2014)年度調査 (回答者数 = 823)

※「岩国市のホームページ」「岩国市市民メール」「岩国市ニュースアプリ」「アイキャンデータ放送・岩国市市政番組「かけはし」」「自治会の回覧など」は、令和2(2020)年度調査で追加されたものです。

【今後の方向性】

市が取り組むこと

市民のニーズを的確に把握し、様々な情報媒体を用いて、より充実した情報を素早く提供するとともに、情報提供についての周知を図ります。また、福祉の担い手に対しても適切な情報提供を行うとともに、福祉サービスの利用のしやすさにも配慮した、情報発信の充実を行います。

- 幅広い情報収集に努め、迅速に必要な情報提供を行います。
- 社会福祉制度の情報を「広報いわくに」や地域の回覧板、市ホームページや市政番組など様々な媒体を活用して発信し、より一層の充実に努めます。
- 福祉の総合情報サイトとして「ふれあいeタウンいわくに」のホームページの普及強化を図ります。
- 民生委員・児童委員への適切な情報提供を行い、福祉サービス全般の知識の向上を図るための研修を継続して実施します。
- 福祉サービスなどの支援が必要な人やその家族に対し、わかりやすく公的支援制度（サービス内容）を説明するための工夫をしていきます。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

- 地域の情報や社会福祉に関する情報を日ごろから確認しておきましょう。
- 掲示板や回覧板、広報紙などに目を通し、情報の把握に努め、身近な人と共有しましょう。
 - 本市ホームページや、岩国市社会福祉協議会などのホームページを活用してみましょう。
 - 知りたいことや必要なことは何でも地域や行政機関に聞くようにし、積極的に情報をつかむようにしましょう。

地域全体で取り組むこと

- 地域の情報を積極的に発信して、地域の情報の周知を図りましょう。
- 掲示板や回覧板を活用してみましょう。
 - 民生委員・児童委員を通して、福祉サービスの情報の周知を図りましょう。
 - 福祉サービスの制度や情報を地域の中で理解、共有できるよう、出前講座等を活用するなど市に働きかけましょう。

(4) 地域の情報の共有

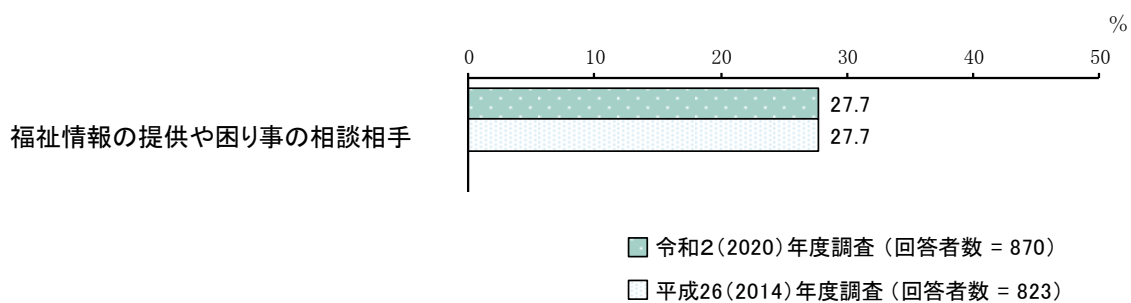
【課題】

住民一人ひとりに応じて適切な福祉サービスを提供し、地域で支援していくためには、関係機関はもちろん関係団体や地域住民との情報共有が不可欠です。しかし、個人情報情報の取扱いは厳しく、収集・共有が難しくなっています。

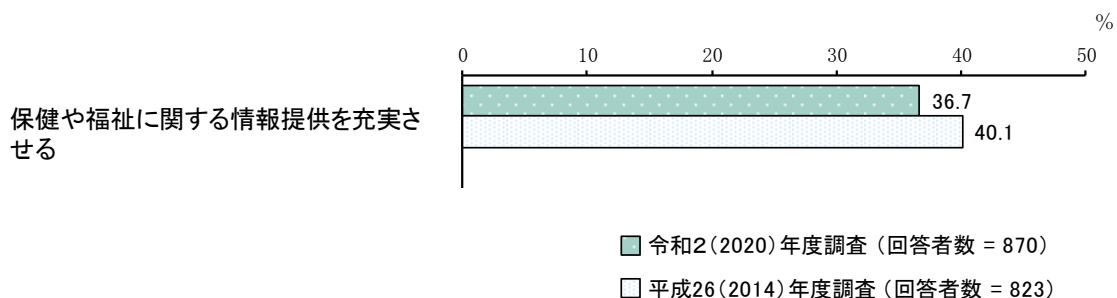
アンケート調査結果では、あればいいと思う地域での手助けについて、「福祉情報の提供や相談相手」が約3割となっています。また、市の健康福祉施策として、重要な取組だと思えるものについて、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」が3割半ばとなっています。

地域福祉における情報共有のあり方を検討し、地域福祉を推進するために活用していくことが重要です。

あればいいと思う地域での手助けについて【市民アンケート】（複数回答可）



市の健康福祉施策として、重要な取組だと思えるものについて
【市民アンケート】（複数回答可）



【今後の方向性】

市が取り組むこと

一人ひとりに応じて、地域全体で適切な支援を行うため、地域の団体と連携し、情報共有の必要性を啓発するとともに、関係機関とも連携を図り、情報の共有化を推進します。

- 地域の団体と連携して、情報を共有していくことの必要性について啓発に取り組めます。
- 個人情報に関する法律を遵守しながら地域で必要な情報について共有していくため、関係機関との情報の共有化を図ります。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

地域福祉が進むためには、公益となる必要な情報の共有について理解していくことが必要です。住民一人ひとりが、地域で必要な情報を共有することの必要性について理解を深めましょう。

- 地域の身近な人と、福祉に関する情報を共有しましょう。
- 地域で必要な情報を共有することについて、理解に努め、協力しましょう。

地域全体で取り組むこと

地域福祉を円滑に進めるため、プライバシーには配慮しつつも、必要な情報について共有していきましょう。

- 地域住民に対し、必要な情報を共有することについて趣旨と必要性を説明し、理解に努めましょう。
- 会合などで地域の公益につながる情報は積極的に提供し、情報の共有に努めましょう。
- 福祉関係団体の交流会を積極的に開催し、より密な連携を図れるよう、情報交換と理解を深めましょう。
- 福祉サービスの制度や情報を地域の中で理解、共有できるよう、出前講座等を活用するなど市に働きかけましょう。

基本目標 5 安全・安心に暮らせる環境づくり

(1) 災害時要援護者の支援体制

【課題】

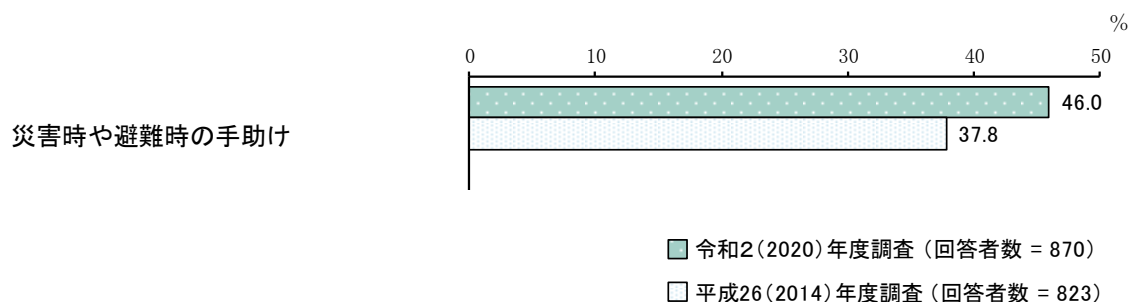
異常気象による被害が頻発する中、災害・防災への関心は高まっています。

地域には高齢や障害等の理由により、災害時に支援を必要とする人がいます。地域のつながりの希薄化が進み、災害時における支援体制の整備がさらに重要性を増しています。

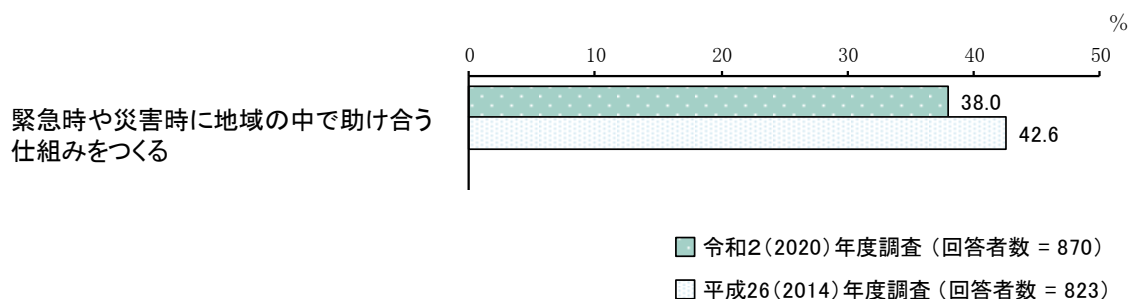
アンケート調査結果では、あればいいと思う地域での手助けについて、「災害時や避難時の手助け」が4割半ばと、平成26(2014)年度と比較して約1割増加しています。

また、市の健康福祉施策として、重要な取組だと思うものについて、「緊急時や災害時に地域の中で助け合う仕組みをつくる」が約4割となっていることから、防災活動や災害時の支援体制を整備し、地域での防災の取組についても支援することが必要です。

あればいいと思う地域での手助けについて【市民アンケート】(複数回答可)



市の健康福祉施策として、重要な取組だと思うものについて
【市民アンケート】(複数回答可)



【今後の方向性】

市が取り組むこと

非常時において、地域で支援を必要とする人への支援体制の整備として、地域での防災活動を支援し、災害時要援護者についても周知を図ります。また、非常事態における情報提供についても普及を図ります。さらに、関係機関と連携した災害の避難体制についても充実を図ります。

- 災害時要援護者の避難体制を整備します。
- 災害時要援護者の登録を進めていきます。
- 「岩国市市民メール」・「岩国市民ニュースアプリ」の登録者数を増やします。
- 自主防災組織の活動を支援します。
- 関係機関と連携して、段階的に福祉避難所等の施設の充実及び活用を図ります。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

一人ひとりが災害に対する意識を高めていくことが重要です。そのためにも、日ごろから災害に対する事前準備をしておきましょう。

- 災害時に自分がすべきことについて日ごろから意識し、できることに取り組みましょう。
- 災害時に自分の命や財産は自分自身で守るということを自覚しましょう。
- 隣近所で援護が必要な人について、日ごろから把握しましょう。
- 避難時に特別な配慮が必要な人は、事前に地域の人に伝えておきましょう。
- 平常時においても、支援を必要とする高齢者や障害者などに対する「見守り」や「声かけ」に努めましょう。
- 災害時要援護者の登録対象者は、趣旨を理解のうえ登録しましょう。
- 「岩国市防災メール」・「岩国市民ニュースアプリ」に事前に登録し、身近な人にも勧めましょう。
- 地域で取り組む防災訓練などに積極的に参加し、災害時の避難場所や丈夫な建物なども日頃から把握しておきましょう。

地域全体で取り組むこと

地域で災害に対する避難支援体制などを整備しておきましょう。

- 緊急時連絡網を作成しましょう。
- 日頃から見守りや声かけをしましょう。
- 一人暮らしの高齢者をはじめとした災害時要援護者がどこにいるかを日頃から把握しておきましょう。
- 地域で定期的に防災訓練などを実施しましょう。
- 自分の地域の実情に合った防災マップをつくりましょう。

(2) 多様な福祉サービスの確保・質の向上

【課題】

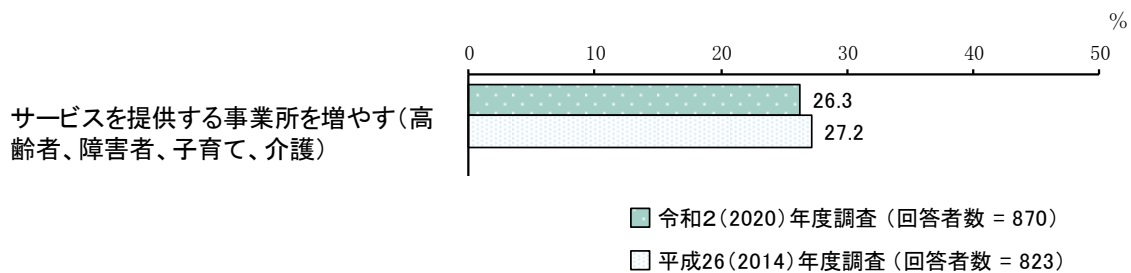
市では介護サービスや障害者を対象としたサービス等、様々な福祉サービスを提供しています。市内における要支援及び要介護認定者数や障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、これまで以上に福祉サービスのニーズの高まりが予想されます。

アンケート調査結果では、市の健康福祉施策として、重要な取組だと思うものについて、「サービスを提供する事業所を増やす（高齢者、障害者、子育て、介護）」が2割半ばとなっています。

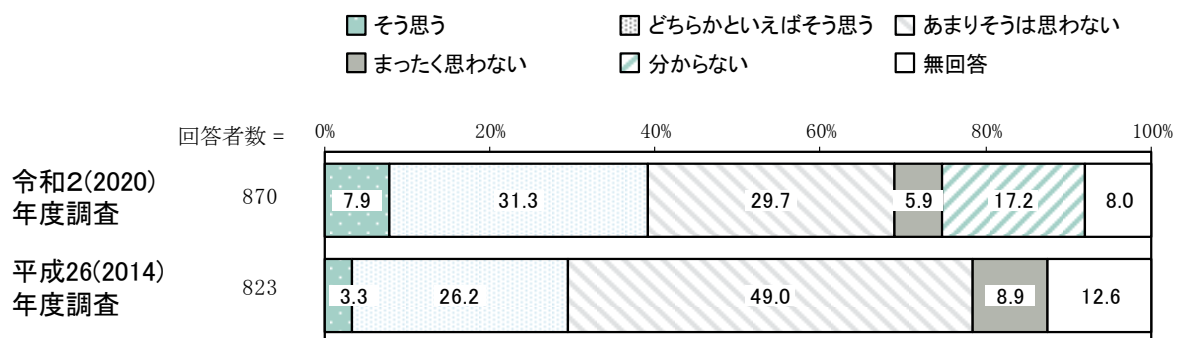
また、福祉施設や福祉サービスの充実度について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて約4割、「あまりそうは思わない」「まったく思わない」が合わせて3割半ばとなっており、平成26（2014）年度と比較して「どちらかといえばそう思う」が1割増加、「あまりそうは思わない」が約2割減少しています。

市民の福祉サービスへの満足度は高まりつつありますが、多様化する福祉ニーズに対応するため、福祉サービスのより一層の充実を図る必要があります。

市の健康福祉施策として、重要な取組だと思うものについて
【市民アンケート】（複数回答可）



福祉施設や福祉サービスの充実度について【市民アンケート】



※「分からない」は、令和2（2020）年度調査で追加されたものです。

【今後の方向性】

市が取り組むこと

多様化する市民の福祉ニーズに対応するため、多様な福祉サービスの充実と質の向上を図り、地域における様々な人が共に生きる環境の整備に取り組めます。

- 在宅生活を支援するサービスの量的・質的な充実に努めます。
- 就労継続支援事業所等での共生の場整備の好事例について、周知に努めます。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

福祉サービスについて知り、必要であれば利用してみましよう。

- 福祉サービスに関する情報を確認し、自分にあった福祉サービスを選択しましょう。
- 福祉サービスのニーズを、サービス事業所や市に伝えましよう。
- 福祉サービスの担い手として活動へ参加しましよう。

地域全体で取り組むこと

福祉サービスについて地域住民で共有しましよう。

- 福祉サービス利用者のニーズについて、サービス事業所や市などへ情報提供しましよう。
- 福祉サービスの内容や提供事業者に関する情報などを地域住民で共有できるような場づくりを進めましよう。

(3) ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくり

【課題】

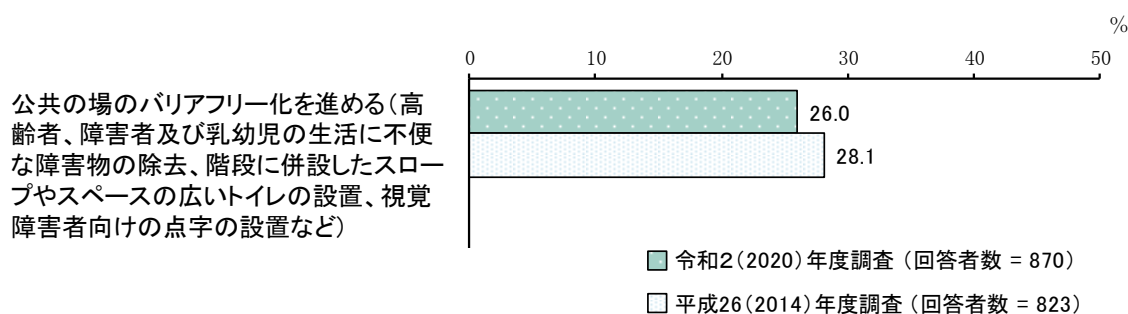
地域では、子どもから高齢者、男性・女性、障害者、妊産婦等、様々な人が生活しており、だれもが安心して生活できるまちづくりが重要です。はじめから障壁（バリア）が存在せず、すべての人にとって利用しやすいデザイン、というユニバーサルデザインの概念に基づいた施設や製品を、生活の中で頻繁にみることができます。

また、バリアフリーとは日常生活において支障となる障壁（バリア）を取り除くという考え方に基づいており、点字ブロックやスロープ、ノンステップバスなどが挙げられます。

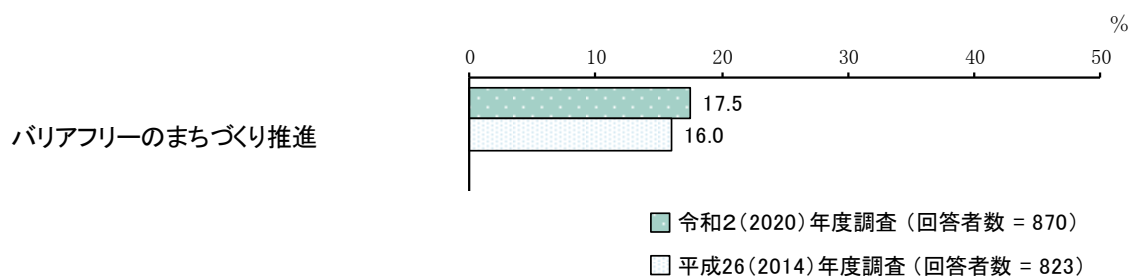
アンケート調査結果では、市の健康福祉施策として、重要な取組だと思うものについて、「公共の場のバリアフリー化を進める」が2割半ば、また、岩国市社会福祉協議会に取り組んで欲しい、また力を入れて欲しい活動について、「バリアフリーのまちづくり推進」が約2割となっています。

市でもユニバーサルデザイン、バリアフリー化の取組を進めていきます。

市の健康福祉施策として、重要な取組だと思うものについて
【市民アンケート】（複数回答可）



岩国市社会福祉協議会に取り組んで欲しい、また力を入れて欲しい活動について【市民アンケート】（複数回答可）



【今後の方向性】

市が取り組むこと

地域で暮らすすべての人が不自由なく、自立して生活できるよう地域のバリアフリー化を推進し、相互理解を深めるためにこころのバリアフリーについての取り組みを推進します。

- 公共施設や道路などにおいて、点字ブロックや段差解消などの整備を行います。
- 民間施設の指導、啓発を行います。
- 障害のある人の地域生活が円滑に進むよう、市民の障害に対する正しい理解を促進します。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

ユニバーサルデザインやバリアフリーに対する理解を深め、日常生活において配慮してみましょう。また、こころのバリアフリーを心掛けましょう。

- バリアフリーやユニバーサルデザインについて、理解を深めましょう。
- ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する研修会などに参加してみましょう。
- 日常生活においても、ユニバーサルデザインやバリアフリーを反映してみましょう。
- こころのバリアフリーを意識し、困っている人がいたら手伝ってあげるなど、人を思いやる気持ちを持ちましょう。
- 地域での不便な箇所などについて、身近な人と情報を共有しましょう。

地域全体で取り組むこと

地域内でユニバーサルデザインやバリアフリーが必要な箇所について検証し、地域のまちづくりに反映していきましょう。また、地域全体でこころのバリアフリーの促進に努めましょう。

- バリアフリー、ユニバーサルデザインについて、地域で話し合いましょう。
- 地域で不便な箇所などについて把握し、検証してみましょう。
- 改善が必要な箇所について、関係機関に連絡していきましょう。
- 地域全体で、こころのバリアフリーを心掛けましょう。

（４）権利擁護事業、成年後見制度の普及促進

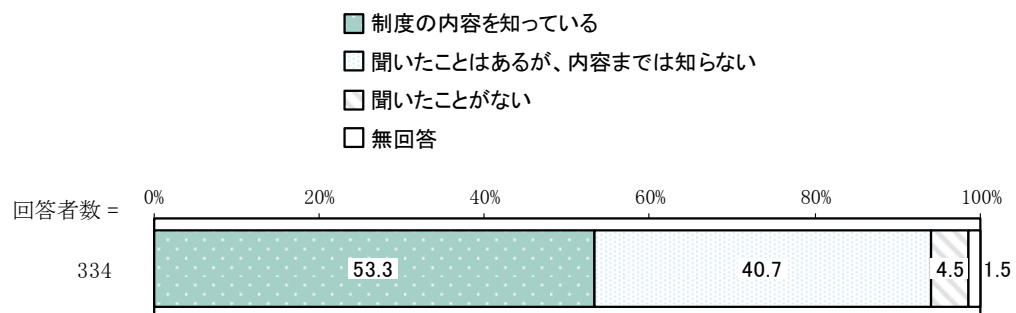
【課題】

市内には多くの高齢者や障害のある人が生活されており、今後も日常生活の援助、財産管理、福祉サービスの利用援助など、権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが想定されます。

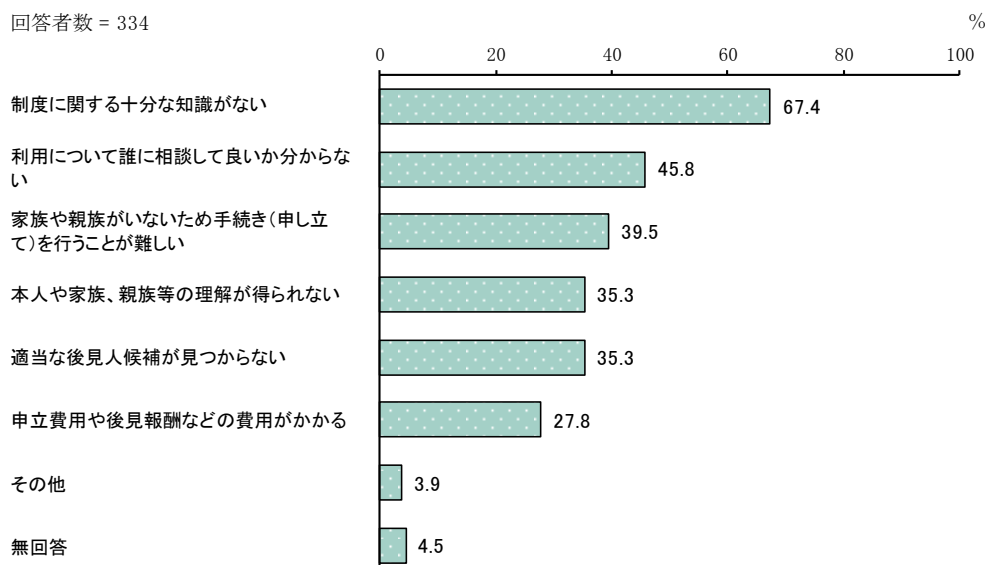
しかし、アンケート調査結果では、成年後見制度の認知度について、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が約４割、「聞いたことがない」が１割未満となっています。また、民生委員・児童委員アンケート調査結果では、成年後見制度の利用促進に向けての課題について、「制度に関する十分な知識がない」が７割と最も高く、次いで「利用について誰に相談して良いか分からない」が４割半ば、「家族や親族がいないため手続き（申し立て）を行うことが難しい」が４割となっています。

今後はさらに、権利擁護に関する制度の周知を図るとともに、制度の利用の際に、わかりやすい情報提供を心掛け、制度の利用促進に取り組む必要があります。

成年後見制度の認知度について【市民アンケート】



成年後見制度の利用促進に向けての課題について【民生委員・児童委員アンケート】



【今後の方向性】

市が取り組むこと

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、成年後見制度をはじめとした福祉制度の普及啓発を図り、社会的に弱い立場におかれた人の権利を守るための取組を推進します。

- 広報紙や相談支援の場などで、制度の普及啓発を図ります。
- 様々な機会を捉え、各種福祉制度や人権に係わる周知を図っていきます。
- 高齢者、障害者及び児童の虐待防止に向けた取組を強化します。
- 親族からの成年後見申立ての支援や、申立てする親族がいない場合などの市長申立てを行います。

住民一人ひとりが心掛けること、又は取り組むこと

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度は、将来的にその必要性が高まるものと予測されます。制度内容について理解を深めましょう。

- 本市や岩国市社会福祉協議会のホームページなどを通じて、制度内容の理解を深めましょう。
- 認知症高齢者や弱い立場にある人に対する虐待等、人権に係わる問題を正しく理解し、行動できるよう努めましょう。
- 身近に権利擁護に関する支援を受けられず困っている人がいれば、相談機関につなげましょう。

地域全体で取り組むこと

地域の高齢者などが集まる際に、制度について情報提供に取り組みましょう。

- サロンなど高齢者が集まる場所で、制度について情報を提供してみましょう。
- 制度利用が必要と思われる人について、行政機関に連絡しましょう。
- 人権に関する地域での学習の場を充実しましょう。
- 地域で高齢者や障害のある人を温かく見守り、異変に気づいたら市役所等に相談しましょう。
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、支援につなげましょう。



成年後見制度の利用を促進するための取組 (岩国市成年後見制度利用促進基本計画)

1 計画の背景

近年高齢化が急速に進み、認知症高齢者や単独・夫婦のみの高齢者世帯の増加も避けては通れない状況になっています。このような中、認知症や障害などによって判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難な人の権利や財産を守る手段として、成年後見制度が始まりました。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 (2016) 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律 (以下「利用促進法」という。) を施行し、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

本市においても、市民生活に密接する重要な成年後見制度についての施策を進めるため、積極的に取り組むものです。

2 計画の趣旨

成年後見制度とは、認知症高齢者や障害のある人など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

本市では、親族からの成年後見申立ての支援や、申立てする親族がいない場合などの市長申立てを実施しています。関連事業所へのアンケート調査結果では、制度や手続きが難しいとの意見が挙げられています。また、民生委員アンケート調査結果では、「成年後見制度」「市民後見人」への認知度は一定程度あるものの、市民アンケート調査結果では、認知度が低い状況です。

しかし、市内には多くの高齢者や障害のある人が生活しており、今後も、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

成年後見制度は、こうした人々の権利と利益を守る上で重要なものであり、制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

なおこの計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、岩国市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。また、地域福祉計画と一体的に策定していることから、計画期間は令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの 6 年間とします。

3 計画の策定体制

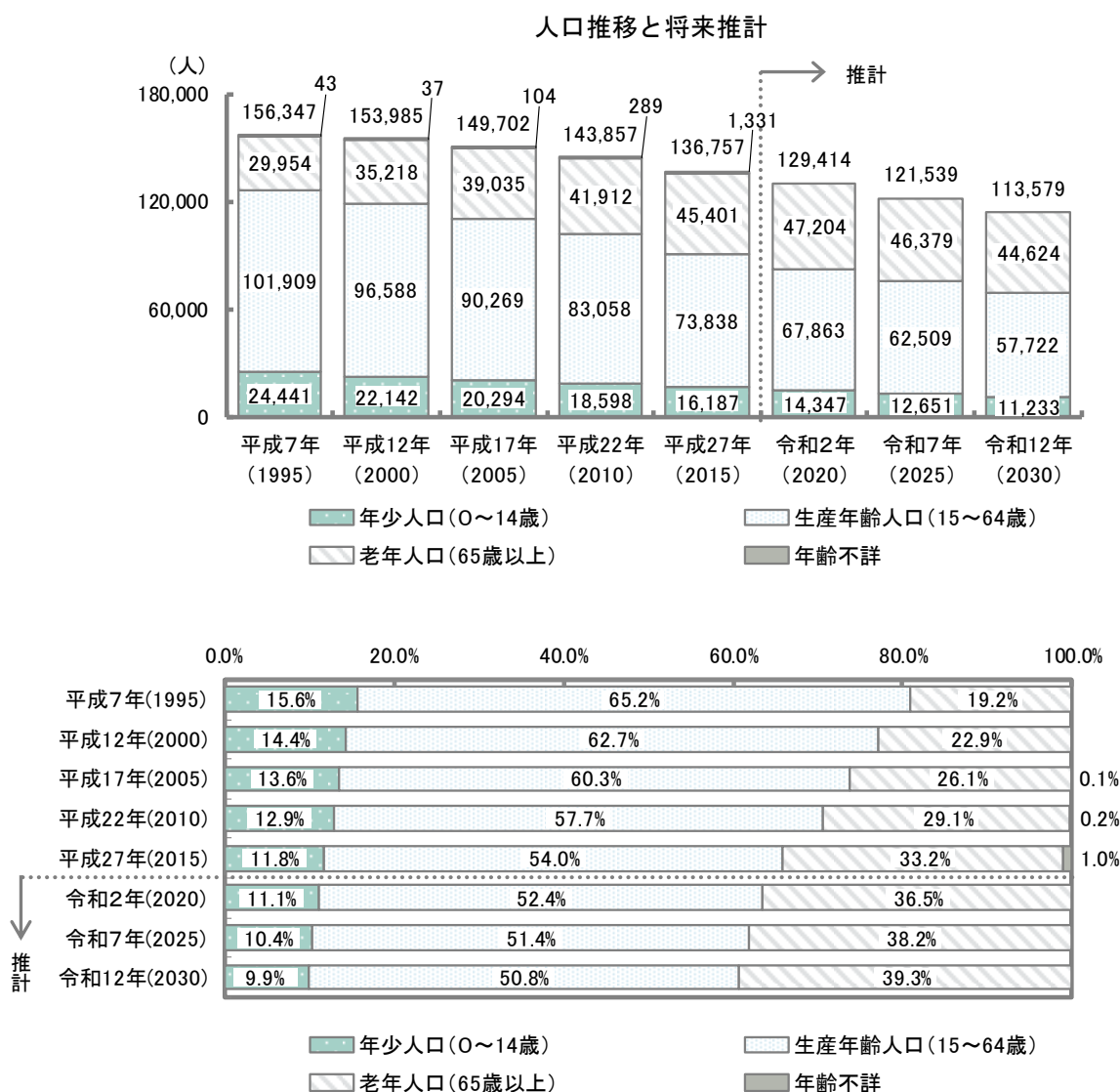
本計画は、平成 30（2018）年度に開催実施した成年後見制度利用促進連絡会議や、令和元（2019）年度に開催した成年後見制度利用促進に関する検討会議にて、成年後見制度にかかわる法律・福祉の専門職団体等や福祉団体の関係者に参加いただき、会議での意見・提案を参考に策定しました。

また、成年後見制度を必要としている人のニーズ把握を行うため、市内高齢者・障害者関連事業所及び医療機関に成年後見制度事業所等アンケート調査を実施しました。

4 岩国市の成年後見制度に関する現状

(1) 本市の人口推移と将来推計

本市の人口は減少を続け、令和 12（2030）年には 113,579 人になると予測されています。一方で、65 歳以上の高齢者人口の割合が急激に増加していくことが予測されます。



(2) 本市の成年後見制度の利用状況

本市における成年後見制度利用者数は、200 人前後で推移しています。

成年後見制度利用者数の推移

単位：人

	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
成年後見	170	173	164
保佐	32	27	27
補助	9	9	14
任意後見	0	0	0
計	211	209	205

出典：山口家庭裁判所（各年 6 月 27 日）

(3) 全国の認知症高齢者の推計

各年齢の認知症有病率が一定の場合の認知症高齢者の推計をみると、令和 12（2030）年には認知症高齢者の割合が 20.8%と高齢者の5人に1人が認知症となることが予測されています。

全国の認知症高齢者の推計

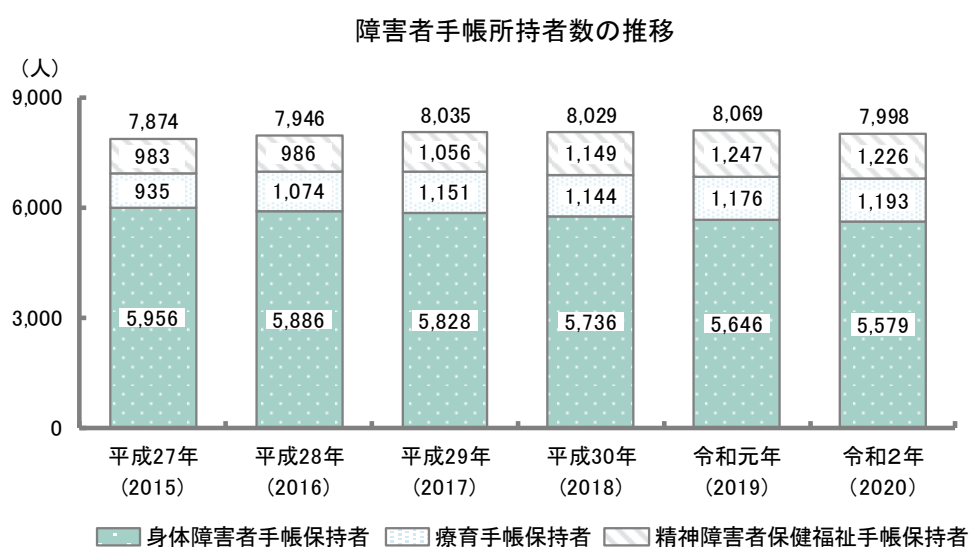
		平成 24 年 (2012)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)
各年齢の認知 症有病率が一 定の場合の将 来推計	人数 (万人)	462	517	602	675	744
	割合 (%)	15.0	15.7	17.2	19.0	20.8

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26（2014）年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授）による速報値

(4) 本市の障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は横ばい状態にあり、令和2（2020）年4月1日現在5,579人となっています。

また、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2（2020）年4月1日現在1,193人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和2（2020）年4月1日現在1,226人となっています。



資料：社会福祉の概要（各年度4月1日現在）

5 課題及び今後の方向性

基本目標 1 利用者に寄り添った制度の運用

【現状・課題】

本市では年々高齢化率の上昇がみられ、厚生労働省の将来推計からも今後認知症高齢者数の増加が予想されています。

また、療育手帳保持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数も、近年の障害者に対する施策が進んだことなどにより、増加傾向にあります。

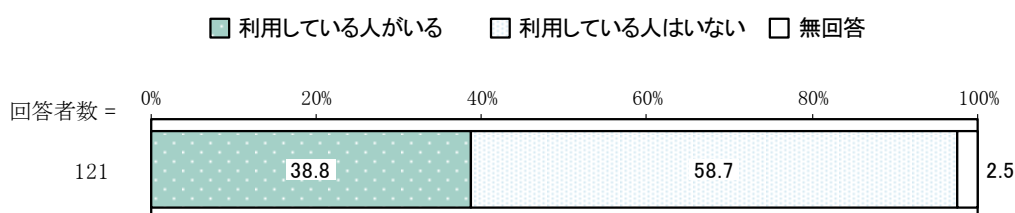
認知症高齢者や障害のある人等、判断能力が不十分であり、支援が必要な人の増加が予想され、成年後見制度利用の重要性が増していくと考えられます。

事業所アンケート調査によると、成年後見制度を利用している人がいる事業所の割合が38.8%、今後成年後見が必要と思われる人がいる事業所の割合が47.1%となっています。また、成年後見制度の利用を促進していくために必要なこと、問題になっていることについて、「後見人を選ぶまでの手続きが難しい(手続きに時間がかかる)」の割合が58.7%と最も高く、「成年後見制度が分かりにくい(制度が難しい)」「後見人を選ぶまでの費用を少なくしてほしい(申立て費用がかかる)」などの意見が挙げられています。

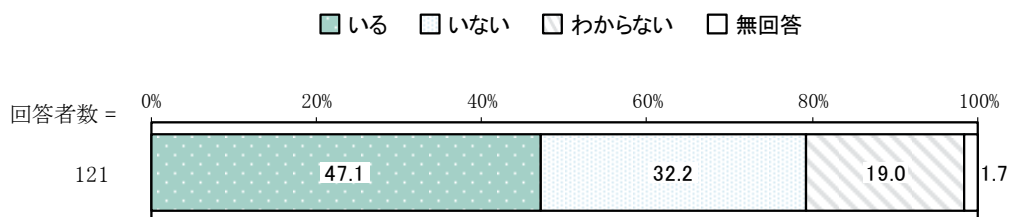
認知症などにより判断能力が衰えた人や将来の判断能力の低下に不安を抱く人のために、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度について広く周知を図ることが重要です。

成年後見人の活動は、財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、本人の意思を尊重することで、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の重視が必要です。このため、利用者に寄り添った支援を行うとともに、制度の早期利用を推進し、利用者が、自身の意思を尊重した支援が受けられるような取組が必要です。

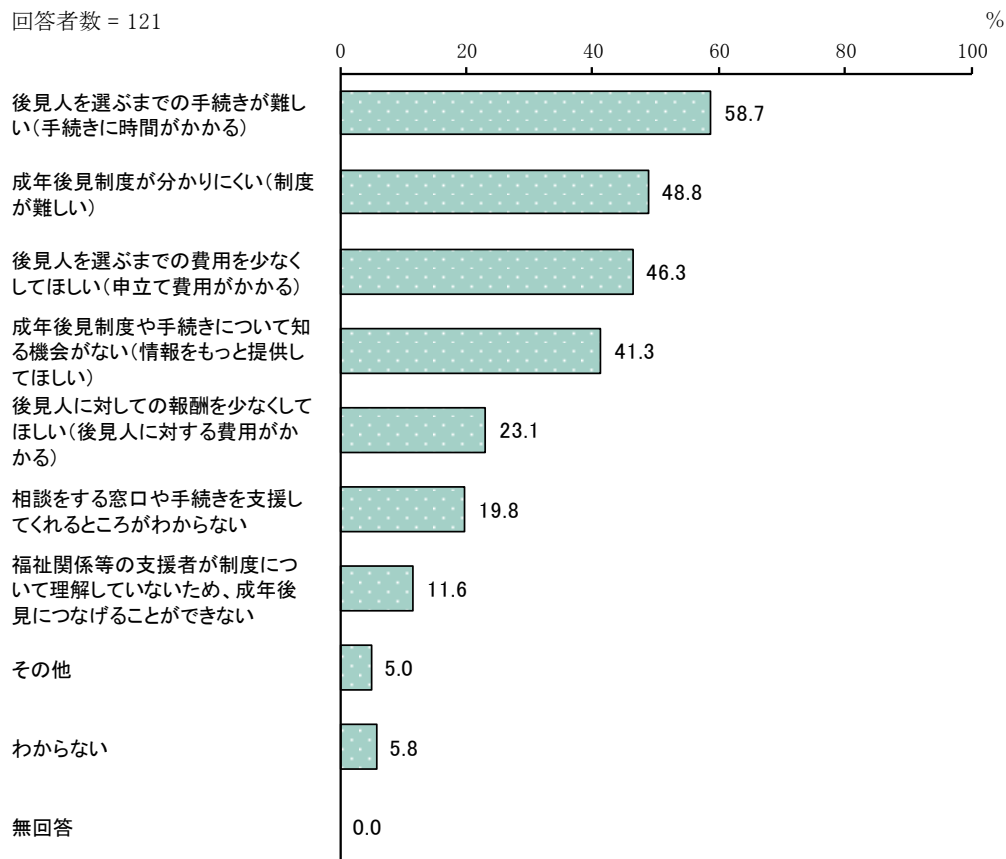
事業所における成年後見制度の利用状況について【成年後見制度事業所等アンケート】



事業所で今後成年後見が必要と思う人の有無について【成年後見制度事業所等アンケート】



成年後見制度の利用促進のために必要なこと、問題になっていることについて
【成年後見制度事業所等アンケート】



【市が取り組むこと】

- 制度利用者の意思決定支援・身上保護（心身・生活への状況への配慮）を重視した
後見活動が円滑に行われるよう、関係機関とともに後見人等への支援を行います。
- 相談窓口の充実を図り、関係機関との円滑な連携を図りながら、支援が必要な人の
早期発見及び早期対応に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業の周知や円滑な運用に努め、支援の必要な人が制度の利
用につながるよう、成年後見制度の利用支援及び対象者の経済的負担の軽減を図り
ます。



基本目標 2 地域で支える体制づくり

【現状・課題】

成年後見制度の理解不足により、必要とされている人への支援が十分に届いていない状況があります。

事業所アンケート調査によると、成年後見制度が必要と思われる人で、利用に至っていない原因について、「成年後見制度の利用を関係者で検討中のため」の割合が36.8%、「適当な後見人の候補者（家族・親族等）がいないため」と「家族や親族がいないため手続き（申し立て）を行うことが難しいため」の割合が21.1%となっています。

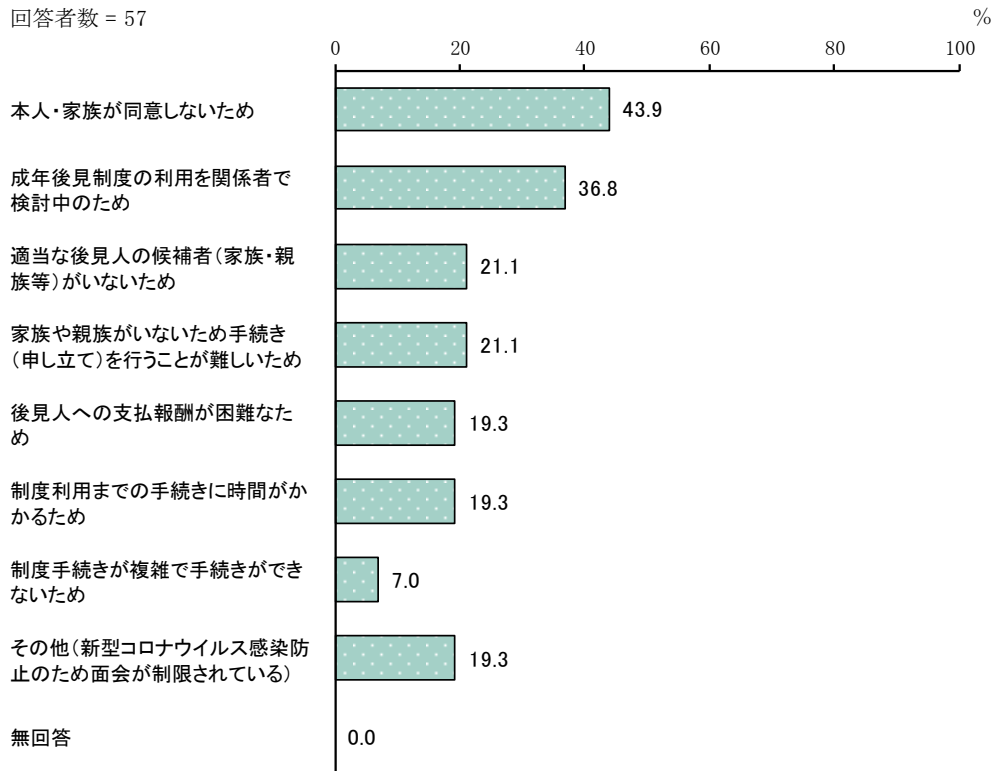
権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するためには、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理、コーディネート等を行う司令塔機能を持った中核機関の設置が必要です。

市民及び地域とともに、市、家庭裁判所、民間の団体等が連携・協力し、制度を必要とする人を利用につなげるための体制づくりが重要であることから、チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等）、チームを支援する協議会、中核機関、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等により、権利擁護支援のネットワークの構築が必要です。

成年後見制度が、利用者にとって安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であり、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要となります。

成年後見制度が必要と思われる人の利用に至っていない原因について
【成年後見制度事業所等アンケート】

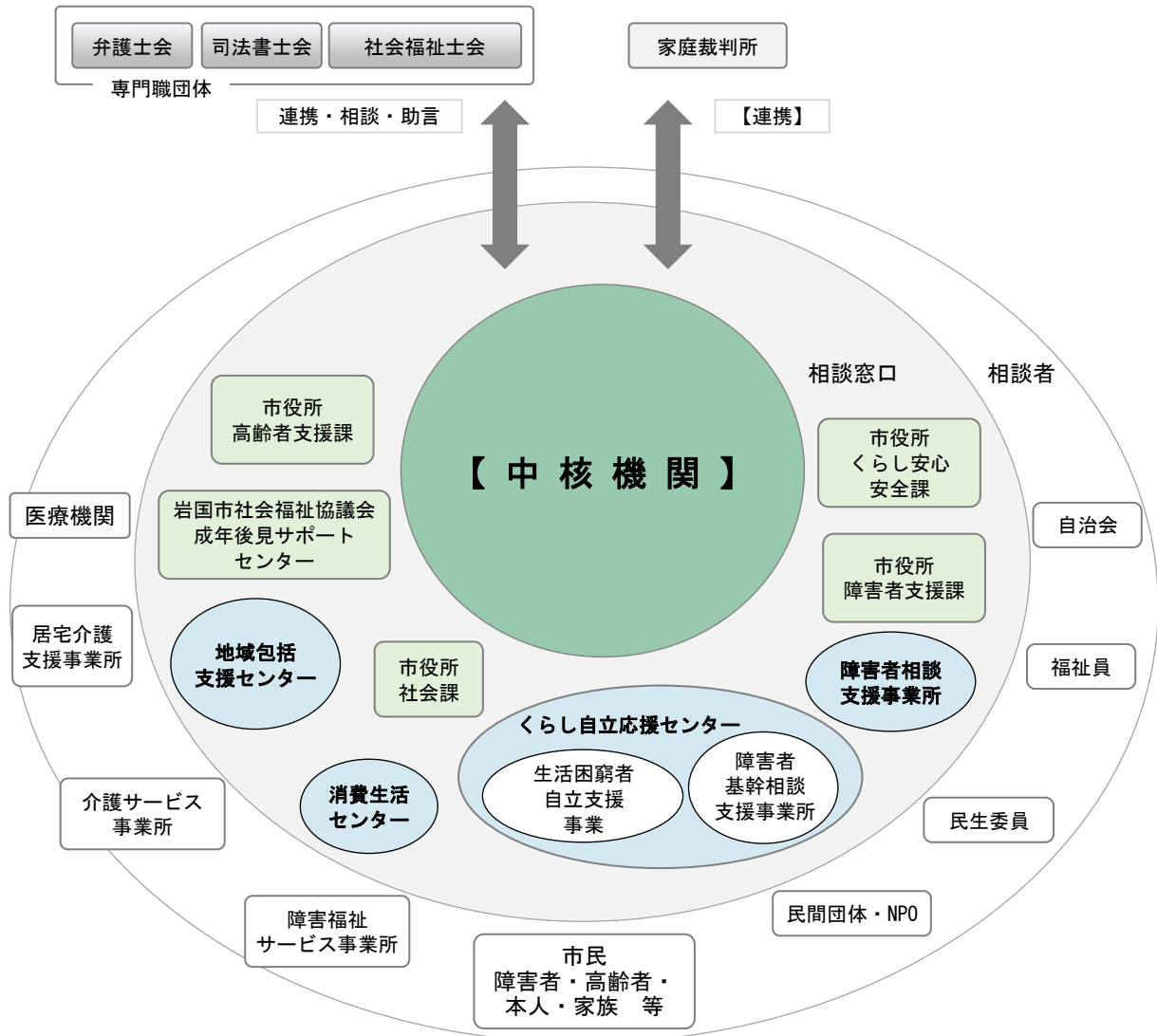
回答者数 = 57



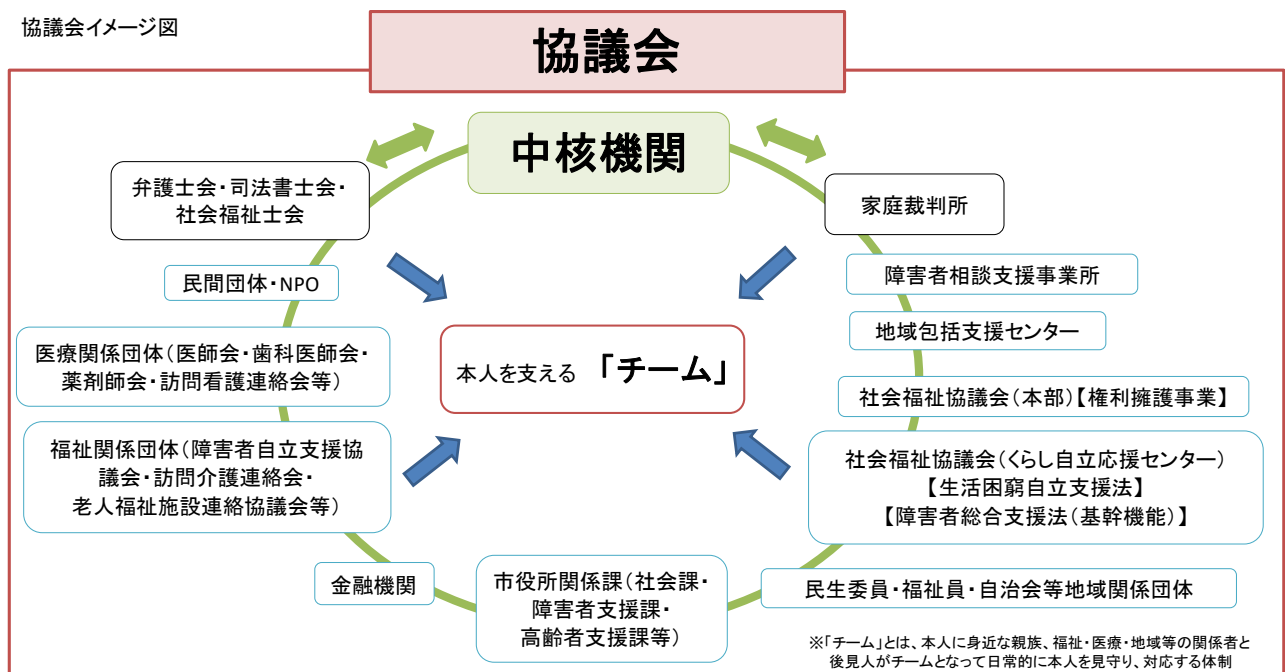
【市が取り組むこと】

- 地域・関係機関が連携協力を行い、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぎ、本人の意思や状況を把握し、継続的に見守りができる体制を作ります。
- 医療、福祉、司法および関係団体等が互いに連携し、成年後見制度の利用を促進するための「チーム」「協議会」「中核機関」で構成する、地域連携ネットワークの体制整備を進めます。
- 後見人の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めます。

岩国市中核機関イメージ図・関連図



協議会イメージ図



基本目標３ 制度の利用を促進するための周知・啓発

【現状・課題】

本市では、成年後見制度について、各種講座、ホームページなどでの周知、制度案内チラシの窓口配付、市報・市政番組等での広報、人権教育・啓発指導者養成講座における人権研修を実施していますが、周知が十分とはいえない状況にあります。

成年後見制度の認知度について、市民アンケート調査では「聞いたことはあるが、内容までは知らない」と「聞いたことがない」を合わせた割合が66.5%と高く、事業所アンケートでも「よく知らないが聞いた事がある」の割合が18.2%となっています。

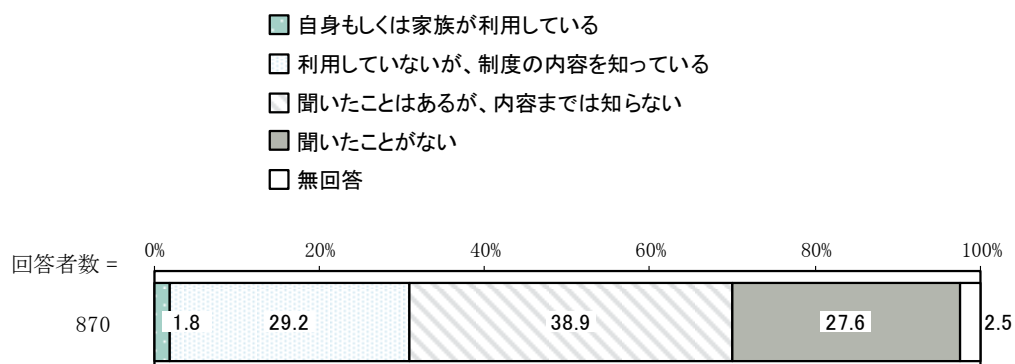
成年後見制度を利用する際に支援してほしいこと（困ること）について、市民アンケート、民生委員アンケートともに、「医療、介護や福祉サービスの手続きに関する事」「預貯金、保険、年金などに関する事」「生活費など日々の支払いに関する事」などが上位に挙げられています。

また、事業所アンケートでは、成年後見制度が必要と思われる人で、利用に至っていない原因について、「本人・家族が同意しないため」の割合が43.9%と最も高くなっています。一方、市が成年後見制度に関する研修を開催した場合、参加してみようと思う事業所が90.9%と高くなっています。

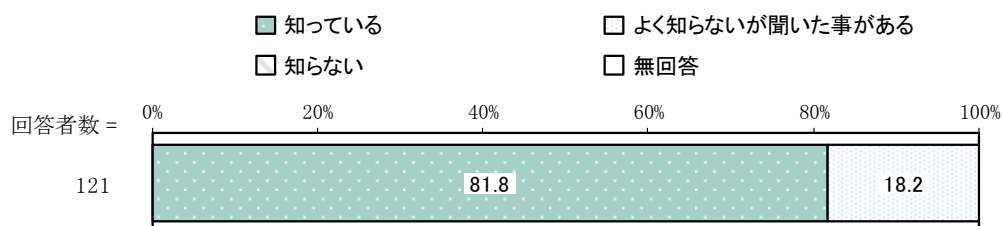
制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が、制度について知らない、理解が十分でない場合や、身寄りがない、親族の協力が得られない、または経済的理由などから、制度の利用につながらない場合があります。

成年後見制度は、高齢になっても障害を持っていたり、住み慣れた地域の一員として、尊厳を持って生活できる地域社会のために欠くことのできないものであるにもかかわらず、その認知度が十分とはいえない状況であるため、制度を広く周知し市民生活の中に定着させていくことが必要です。

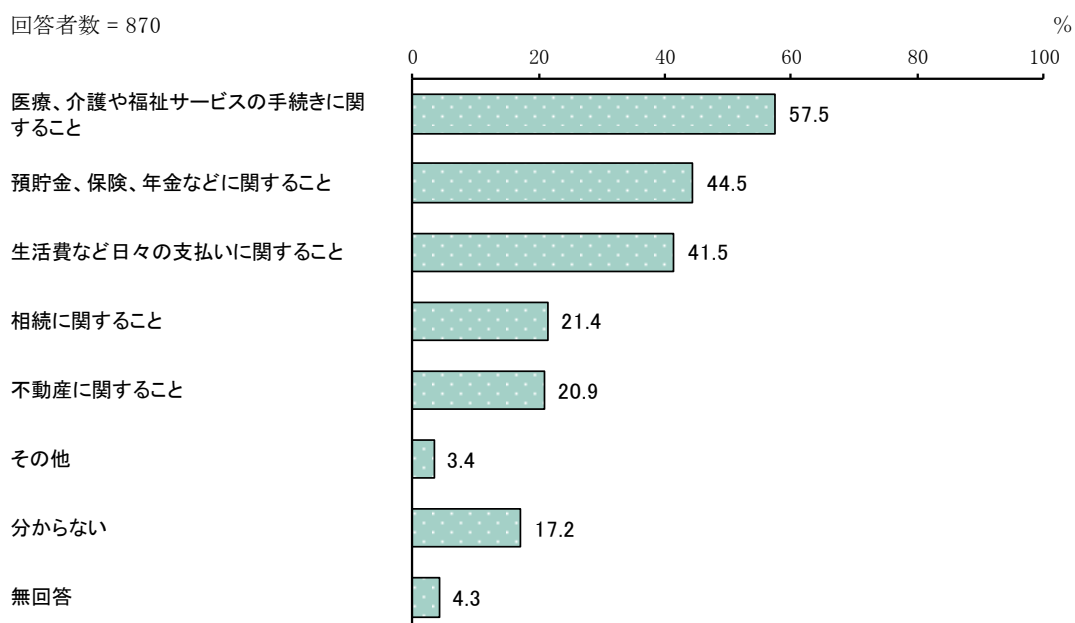
成年後見制度の認知度について【市民アンケート】



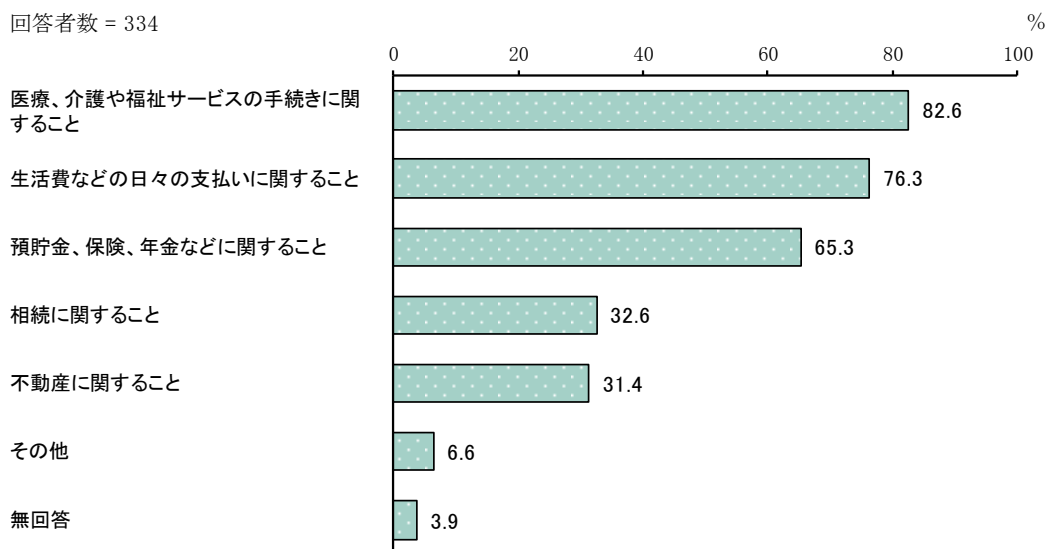
成年後見制度の認知度について【成年後見制度事業所等アンケート】



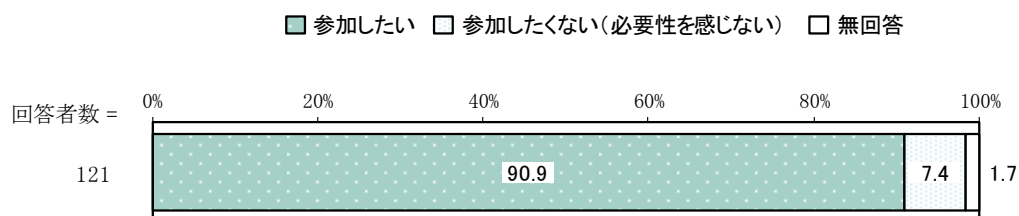
成年後見制度を利用する際に支援してほしいこと（困ること）について【市民アンケート】



成年後見制度を利用する際に支援してほしいこと（困ること）について
【民生委員・児童委員アンケート】



今後、市が成年後見制度に関する研修を開催した場合の参加意向について
【成年後見制度事業所等アンケート】



【市が取り組むこと】

- 制度の理解を図るために、多様な広報媒体等を活用して、情報発信を行います。
- 制度に対する意識を高め、制度利用の具体的なメリットを感じるように、地域住民向けの講演会等を開催します。
- 地域連携ネットワーク関係者や福祉関係者等の専門的知識の普及のため、関係機関を対象とした研修会等を開催します。
- 各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。
- 本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人を決める任意後見制度についても周知を行います。



再犯防止を推進するための取組 (岩国市再犯防止推進計画)

1 計画の背景

全国の刑法犯の認知件数は平成 14 (2002) 年をピークとして減少傾向にあり、平成 28 (2016) 年には、戦後最少の約 100 万件となる一方で、検挙人員に占める再犯者の比率(再犯者率)は約 50%に及ぶなど、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

こうした中、国では、平成 28 (2016) 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、都道府県及び市町村に国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯の防止等の施策の策定と実施の責務を有することが明示されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

また、山口県では平成 31 (2019) 年 3 月に安心・安全な県づくりと犯罪をした人等も包摂した地域共生社会の実現に向け、県が取り組む再犯防止の施策の方向性を明らかにするため、「山口県再犯防止推進計画」を策定しています。

本市においても、「岩国市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援する施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪をした人等が社会の一員として復帰することができるようにし、全ての市民が犯罪による被害を受けることのない、だれもが住み慣れたまちで安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 計画の趣旨

犯罪や非行をした人たちの中には、生きづらさを抱え、社会の中で孤立している人や、高齢者や障害のある人など福祉による支援や配慮が必要な人など、様々な困難や課題を抱えている人が多くいます。

そのような中で、犯罪や非行から立ち直ろうとしても、安定的な仕事や住居を確保することができず生活が不安定になってしまうことや、地域社会とつながることができないまま孤立してしまうこと、また行政からの必要な支援を受けるための情報を得られないことなどにより、社会復帰ができずに再び罪を犯してしまう人も少なくありません。

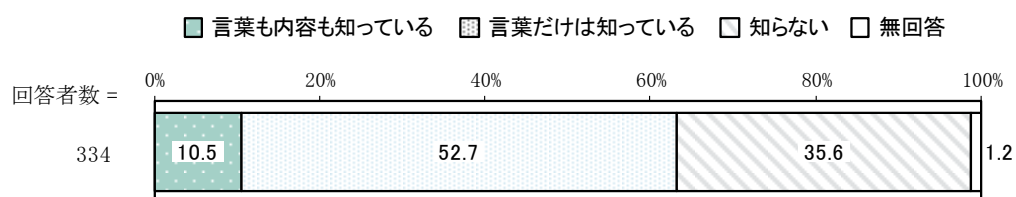
市民アンケート調査、民生委員・児童委員アンケート調査の結果では、再犯防止推進法の認知度が低い状況となっています。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を深め、また、市内で更生支援のために取り組んでいる民間協力者等との連携と支援を促進し、立ち直りをしようとする人に必要な支援をつなげていくことで、犯罪のない安全な地域社会を作ること推進していく必要があります。

私たちが暮らす地域には、さまざまな人が暮らしています。犯罪をした人等に限らず、すべての市民が、地域で孤立することなく、地域社会の一員として共に生き、支え合う社会の実現を図ることが大切です。

なおこの計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものであり、地域福祉計画と一体的に策定していることから、計画期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

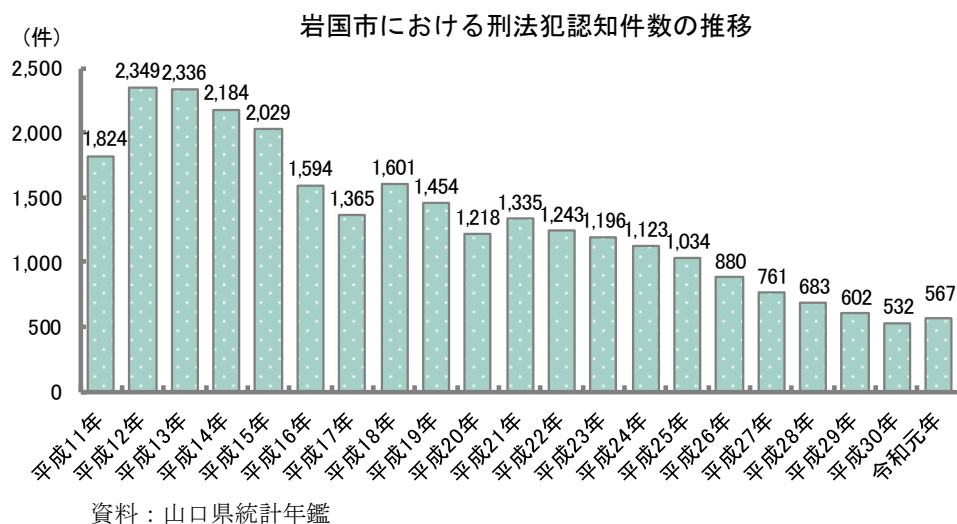
再犯防止推進法の認知度について【民生委員アンケート】



3 再犯防止をとりまく状況について

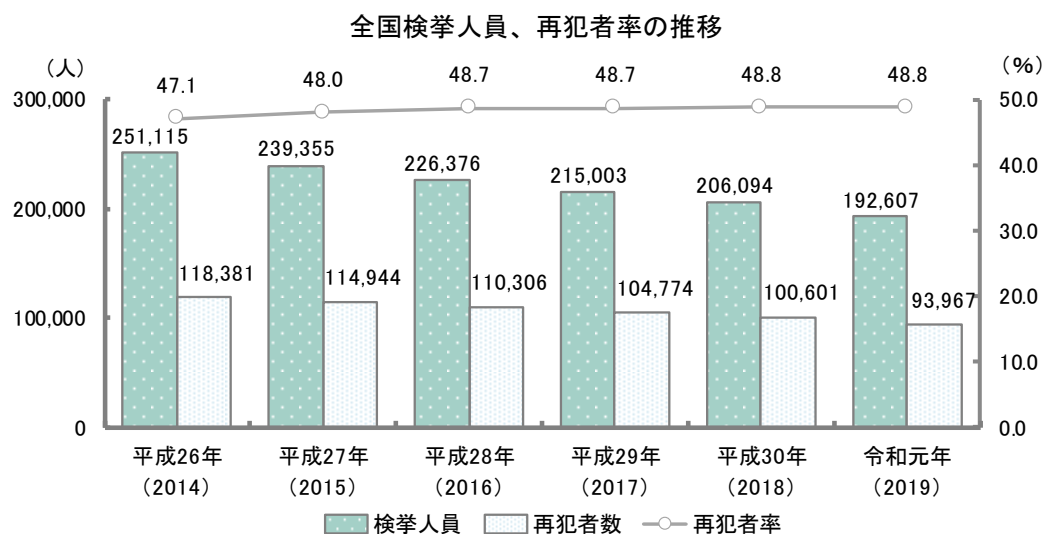
(1) 刑法犯認知件数の推移

本市の刑法犯認知件数は、平成12(2000)年に増加したものの、平成13(2001)年以降減少傾向となっていました。令和元(2019)年では増加に転じ567件となっています。



(2) 全国検挙人員、再犯者率の推移

全国の検挙人員は、年々減少しており、令和元(2019)年で192,607人となっています。また、再犯者率は増加傾向となっており、令和元(2019)年で48.8%となっています。



※犯罪白書は警察庁の統計による。

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

4 課題及び今後の方向性

基本目標 1 就労・住居の確保のための取組

【現状・課題】

国の再犯防止推進計画（以下「国計画」という。）では、刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯に結び付きやすいことが明らかになっています。

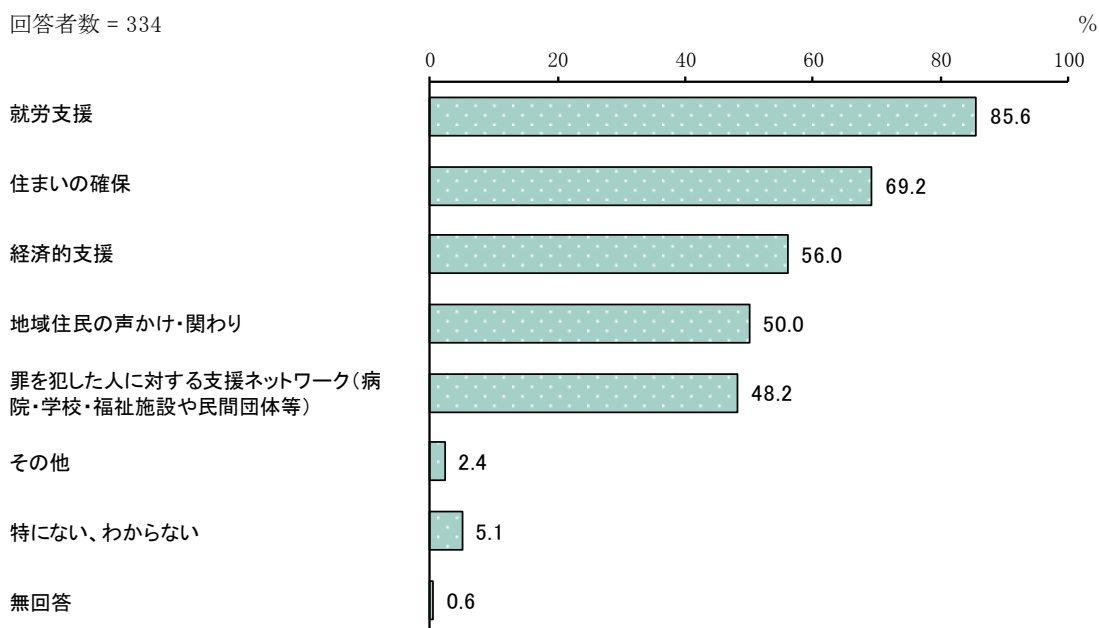
さらに、刑事施設を満期で出所した者のうち約5割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していることや、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。

再犯防止に対する支援についての民生委員・児童委員アンケート調査によると、罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援について、「就労支援」が85.6%と最も高く、「住まいの確保」が69.2%となっています。また同様に市民アンケートでも、「就労支援」が59.5%と最も高く、「住まいの確保」が36.9%となっています。

生活の安定のためのハローワーク等との連携による就労の確保や、地域社会における適切な住居の確保は再犯防止に向けた重要な課題です。

罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援について【民生委員アンケート】

回答者数 = 334



【市が取り組むこと】

- 非行少年や刑務所出所者等に対し、社会福祉協議会等の専門機関と連携した就労支援を行うとともに、精神的な不安や悩みを抱えた若者への就労的自立の為に相談支援に努めます。
- 企業等に対して、矯正施設出所者等の雇用や、自立及び社会復帰に協力する「新たな協力雇用主」の確保に向けた制度等の広報を行います。
- 地域社会において安定した生活を送るため、養護老人ホーム入所への相談や入所措置、市営住宅等の入居に関する情報提供など、定住先の確保の支援を行います。
- 保護観察対象者の市営住宅の入居条件緩和や、矯正施設出所者の市営住宅への優先入居については、国や山口県からの通知を踏まえ検討します。
- 市の建設工事競争入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇制度については、入札本来の目的に留意し、今後制度の内容を調査・研究していきます。
- 刑務所出所者等が市の会計年度任用職員として雇用の申し込みをされた場合、地方公務員法の規定に基づいた選考のうえ、業務可能な部署に応じた採用を行います。

【関係機関の取組に対する協力・支援】

岩国刑務所、山口保護観察所

保護観察対象者への就労支援として、受刑者が出所後にスムーズに社会復帰ができるよう、ハローワーク職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施します。

岩国刑務所

職業訓練として、受刑者に対し、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識や技能を習得させるための訓練を行います。

また、改善指導として、受刑者に自己の犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させることを目的とした指導を行います。

基本目標 2 保健医療・福祉サービスの利用支援

【現状・課題】

国計画では、高齢者（65 歳以上の者）が出所後 2 年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後 5 年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約 4 割の者が、出所後 6 か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

再犯防止に対する支援についての民生委員・児童委員アンケート調査によると、罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援について、「罪を犯した人に対する支援ネットワーク（病院・学校・福祉施設や民間団体等）」が 48.2%、「経済的支援」が 56.0%となっています。また同じく市民アンケートでも、「罪を犯した人に対する支援ネットワーク（病院・学校・福祉施設や民間団体等）」が 34.0%、「経済的支援」が 24.1%となっています。

高齢化が進んでいく現状の中で高齢者の再犯者も増加しており、一人暮らしや、地域で孤立しており福祉的な支援に繋がっていないなど、行政や地域の支援が必要と思われる人に対して、保健医療・福祉サービスなどの必要な支援に結び付けることが必要です。

また、高齢者や障害がある人等の再犯者は、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっており、出所後の福祉関係機関が連携した取組や、起訴猶予者等についても必要な福祉的支援に結び付けることが重要です。

高齢者や障害がある人等、適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉サービスによる支援に取り組むことが重要です。

【市が取り組むこと】

○高齢者や障害のある人等が必要とする福祉サービスにつながるように、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなどによる相談事業及び権利擁護の支援、制度等の情報提供を行い、サービスの利用につなげます。

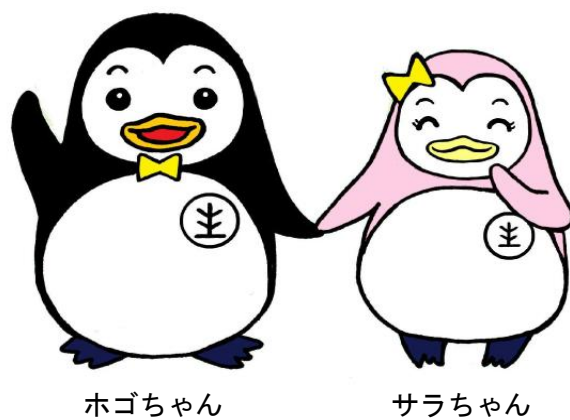
○刑務所受刑者に対し、岩国刑務所の実施する「社会復帰支援指導」に協力し、出所後の各種福祉の制度に関する講師の派遣を行います。

【関係機関の取組に対する協力・支援】

山口保護観察所、岩国刑務所

特別調整として、受刑者が釈放された後、速やかに公共の衛生福祉に関する機関、その他の機関による必要な介護、医療、年金、その他の各種サービスを受けることができるよう、出所後の生活環境の調整を行います。

更生保護マスコットキャラクターの「更生ペンギン」



基本目標 3 学校等と連携した修学支援及び非行の防止

【現状・課題】

非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化、貧困や格差の問題、虐待や発達課題、有害環境等、児童生徒を取り巻く様々な課題が複雑に絡み合っていると考えられます。

また、背景の一つには、自尊感情の低下ということも考えられ、生きていくうえで「自分は大切な存在だ」という自尊感情を高めることが大切です。それは他の人も自分と同じ大切な存在と考えることにもつながり、差別を許さない人権感覚をはぐくむことにもなります。このことから、将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応につながる取組を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、少年を取り巻く環境における適切な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにすることが必要です。

【市が取り組むこと】

○薬物乱用防止、情報モラルに関する教室を関係機関と連携して実施し、市立小中学校における非行の未然防止のための教育指導を行います。

○市立小中学校へスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣し、学校等と連携して児童生徒の状況に応じた修学支援や非行の未然防止に努めます。

【関係機関の取組に対する協力・支援】

岩国警察署

管内の小学校・中学校・高等学校と、非行少年等の動静などについて情報を共有し、非行防止、薬物乱用防止、情報モラルに関する教室への講師派遣を行います。

山口保護観察所

保護司や更生保護女性会と連携して、少年の再非行防止の指導や立ち直りを支援します。

山口少年鑑別所（法務少年支援センター山口）

地域援助業務として、少年鑑別所の専門的知識を生かし、非行に関する相談対応、心理検査、研修・講演、出前授業等を実施します。

基本目標 4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

【現状・課題】

再犯防止の取組は、更生保護行政を担う国と、住民に身近な県・市町村、保護司等民間協力者が相互に連携して取組を進めることが重要です。

国計画によると、地域における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会をはじめとした、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。また、更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動による、地域社会における「息の長い」支援が必要とされています。

今後も、更生保護ボランティア活動等に対する支援の充実を図るとともに、広報啓発活動を推進し、犯罪をした人等の地域での立ち直りに対する理解を促進することが必要です。

【市が取り組むこと】

○市民の間に、犯罪をした者等の立ち直りを支援する環境を醸成するため、パンフレットや市ホームページなどで更生保護ボランティアの活動に関する広報を充実します。また、人権相談などの際に更生保護サポートセンターを紹介します。

○社会を明るくする運動（チラシ配布、街頭キャンペーン等）や人権研修における啓発冊子の配布など、市民が再犯の防止と立ち直りの支援に対する理解を深め、関心を持つことにつながる広報・啓発を行います。

○岩国更生保護サポートセンターの運営費補助や岩国保護区保護司会への補助金の交付など、更生保護活動を行う岩国保護区保護司会の活動に対する支援を行います。

【関係機関の取組に対する協力・支援】

山口保護観察所

犯罪予防啓発運動の実施や更生保護ボランティアの活動促進を支援します。

岩国保護区保護司会、更生保護女性会

再犯防止、更生保護事業に対する市民の理解を得るための広報、啓発活動を行います。

岩国刑務所

矯正展の開催により、矯正行政への理解促進に努めます。

基本目標 5 関係機関・団体等との連携強化

地域での再犯防止活動の推進には、関係する機関や団体の連携強化がとても重要です。

(1) 岩国保護区保護司会

岩国市及び和木町の保護司で組織する団体で、犯罪や非行をした人の立ち直りを担っています。更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

【活動の取組】

- 「社会を明るくする運動」強調月間（7月）に、地域の関係機関と連携し、各地区での様々な広報活動をはじめ、年間を通して再犯防止や犯罪被害防止、更生保護活動に理解を求める取組を行っています。
- 保護司の各種研修を実施し、保護司の処遇活動に対する支援や職務に関して必要な資料及び情報の収集をしています。
- 行政や更生保護協力団体間の連携および調整をしています。
- 非行や罪を犯した人たちの、立ち直り支援の理解を得るための広報、啓発活動を行っています。

【活動の拠点】

岩国更生保護サポートセンター（岩国市三笠町）

山口県岩国総合庁舎内に、保護司の活動拠点として平成28（2016）年7月に開所しました。岩国・和木地区内における保護司間の情報交換、研修や他の更生保護協力団体との連携の場、更生保護活動に関する住民からの問い合わせや、情報提供の場として活用されています。



(2) BBS会

岩国地区には、現在2地区のBBS会があります。「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援しています。

「岩国地区」

保護司会と共催で、児童養護施設や里子たちへの力又一体験教室を行っています。

「由宇地区」

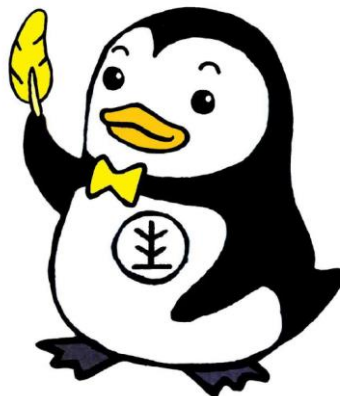
地区保護司会や更生保護女性会の事業に積極的に参加しています。

(3) 岩国地区更生保護協力事業主会

事業を営んでいる者の立場から、更生保護に対する理解を深め、罪を犯した人たちの更生に協力し、犯罪予防活動等の更生保護諸活動を支援していくことを目的にして平成15（2003）年に設立したボランティア団体です。犯罪や非行の前歴者というハンディを背負った人たちをも温かく迎え入れることの出来る地域社会づくりを推進するために、保護司会や関係機関と綿密な連携のもとに保護観察対象者を積極的に雇用することを目指しています。

(4) 岩国更生保護協会

更生保護事業の進展を図り、犯罪や非行のない明るい社会づくりに寄与することを目的として活動している昭和48（1973）年に設立したボランティア団体です。会費や民間篤志家からの寄付により運営し、岩国地区の保護司会や更生保護女性会等の活動に協力し、助成援助をしています。



(5) 更生保護女性会

岩国市内には、現在6地区の更生保護女性会があります。犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与する事を目的として、更生保護事業に進んで協力し、だれもが人として尊重され、心豊かに生きられる明るい社会づくりをめざして活動しているボランティア団体です。活動内容は、犯罪予防活動、子育て支援活動や社会奉仕活動など、幅広い活動を行っています。

【岩国地区】

- 更生保護事業への協力・援助を最重点目標に活動しています。
- 岩国刑務所での行事に多くの会員が係わり、盆踊りや浴衣の着付け指導、運動会や矯正展への参加・お手伝い等を行っています。
- 青少年健全育成活動への支援として、社会を明るくする運動や薬物乱用防止活動に積極的に参加しています。
- 子育て支援の一環として、岩国市こども館「にっこり」でのお手伝いや、来館したお母さんと子育ての対話の場を設けています。

【由宇地区】

- 平成18(2006)年の市町村合併を機に由宇町内での会員11名からスタートし、現在は24名で活動しています。
- 「由宇町ボランティア連絡協議会」、「老いも若きもゆうあいこども食堂」、「由宇地域協育ネット」などの団体に登録、活動しています。
- 年間の活動行事は、社会を明るくする運動、YOU・ゆう・フェスタ、福祉のつどい、中学校の美化活動に参加し、矯正施設や保護施設などへの研修視察を行っています。また、小学校で園芸委員会活動の授業に参加。花壇作りを通して児童に寄り添い共に交流を楽しんでいます。



【周東地区】

- 社会を明るくする運動の一環として、青少年の非行防止、薬物乱用防止活動等の啓発を街頭キャンペーン、パレードにて行っています。
- 子育て支援の取組として、「登下校時の見守り、あいさつ運動、読み聞かせ、」をそれぞれの地域で実施し、子どもたちと家庭、地域、小中学校との連携をとる活動を行っています。

【玖珂地区】

○年間を通し、こどもの館の花壇の環境美化、子どもの見守り、あいさつ運動を他団体と連携して継続的に行っています。

○幼稚園や保育園と連携し、園児と花植えの体験活動を行っています。



○小学校に学習支援ボランティアとして来校し、中・高校生ボランティア活動の支援、高齢者施設・学校に雑巾等を贈る活動を行っています。

○社会を明るくする運動では、児童・生徒の作文を募集し優秀作文の発表を行っています。

【美和地区】

○各学校の校門前であいさつ運動を展開しています。小学校は毎月初め、中学校は学校公開時に実施しています。

○夏休み中の防犯活動として小中学校の児童・生徒約300名に、「愛のはがき」を送っています。小学生の低・中・高学年、中学生それぞれに工夫を凝らした文面にして、非行防止と、ケガや事故もなく無事に2学期を迎えることを願って会員が手分けして作成し、8月初旬に一斉に投函しています。



愛のはがき

○保育園と中学校には会員が縫った雑巾を贈り、保育園・小中学校の運動会前には除草作業にも協力しています。

【本郷地区】

○小中学校と連携を密にして、児童・生徒の登校の見守りとあいさつ運動をしています。

○社会を明るくする運動では、校門前でキャンペーン用品を配布しています。



（６）岩国刑務所（所在地：岩国市錦見）

岩国刑務所は、中国地方で唯一の女子受刑者専門の刑務所です。



【施設の概要】

設 置：明治5（1872）年 「岩国監倉」設置
大正11（1922）年 「岩国少年刑務所」発足（監獄管制の改正）
平成元（1989）年 「岩国刑務所」（女子刑務所）として改組
収容定員：357名（女子）

【施設の特徴】

○女子施設としての特性を生かすために、洋裁作業を主力業種として衣服等の縫製及び手芸によるちりめん細工、サンドブラスト工法によるガラス工芸品としてのロックグラス、被せガラスランプ等の製造・販売をしています。



洋裁工場



ちりめん細工



カップグラス



被せガラスランプ

○地域の医療、福祉等の専門家と連携し、女子受刑者特有の問題に着目した処遇が実施されています。

○地域の方の協力を得ながら、思春期の子がいる受刑者が子育てについて学ぶ「子育て講座」や、高齢の受刑者が円滑に社会参加するためのコミュニケーションに関する講座等が実施されています。



子育て支援講座



高齢受刑者専門的トレーニング

（７）山口少年鑑別所（所在地：山口市中央）

山口少年鑑別所は、家庭裁判所等の求めに応じ鑑別対象者の心身の鑑別、在所者に対する観護処遇のほか、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。

【施設の概要】

設　　置：	昭和24（1949）年	「山口少年観護所」「山口少年鑑別所」発足
	昭和25（1950）年	「山口少年保護鑑別所」へ改称
	昭和27（1952）年	「山口少年鑑別所」へ改称
	平成27（2015）年	「法務少年支援センター山口」を併置
収容定員：	29名	

【施設の特徴】

- 在所者に対し、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、在所者の自主性を尊重しつつ、学習・文化活動・その他の活動が行われています。
- 非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識やノウハウを活用し、関係機関・団体との連携により、非行・犯罪の防止や青少年の健全育成に関する活動支援が行われています。



出前授業の風景

- 平成 30（2018）年 10 月に山口県警察との間で、少年の立ち直り支援に関する協定が締結され、非行などの問題を起こした少年について、本人と保護者の同意を得た上で、県警察からの情報の提供を受け、問題行動の分析と今後の対応策等を県警察にフィードバックするなど、双方の連携による、再非行の防止や立ち直り支援の取組が行われています。

(8) 岩国警察署

岩国警察署は、岩国市と和木町を管轄し、犯罪の予防・取締りをはじめとした幅広い警察活動に従事しています。

また、山口県警察本部生活安全部少年課所属の東部少年サポートセンターの少年警察補導員も在籍しており、同職員等と連携した少年非行防止・立ち直り活動等も推進しています。

【取組の内容】

○少年サポートセンターと連携して家庭訪問を行い、少年面接を通して再非行防止の指導を実施しています。

○少年サポートセンター及びハローワークと連携して非行少年の就職、就労の定着を図っています。

○少年相談員と連携して、少年の居場所作り活動を実施し、少年の立ち直りを支援しています。

○山口少年鑑別所（法務少年支援センター）に非行少年の心理検査等を依頼するなど適切な支援に向けて連携を図っています。

○管内の各小学校、中学校、高等学校において、非行防止、薬物乱用防止、情報モラルに関する各教室を開催しています。

○岩国市教育委員会や市内各小学校、中学校、高等学校の生徒指導担当教諭等と定期的に会議を開催するなど、非行少年の動静などについて情報共有を図っています。

○岩国健康福祉センターが開催する岩国地区薬物乱用防止対策連絡会議に出席し、薬物事犯の現状等について講話を行っています。

○薬物事犯で検挙された者に対し、取調べやパンフレットの差入れ等を通じて再犯防止を促しています。

○暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受入に賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めています。



（９）山口保護観察所

保護観察所は、非行や犯罪をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院を仮釈放になった者、保護観察付の刑の執行猶予となった者に対して保護観察を行う法務省の機関です。

【保護観察】

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うものです。

【保護観察の対象】

- 保護観察処分少年（非行により家庭裁判所から保護観察処分を受けた少年）
- 少年院仮退院者（非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院となった少年）
- 仮釈放者（懲役又は禁錮の刑に処せられ、仮釈放を許された者）
- 保護観察付執行猶予者（裁判所の判決により、刑の執行猶予とあわせて保護観察付の言渡しを受けた者）



山口地方合同庁舎 2 号館外観

【生活環境の調整】

刑務所や少年院などの矯正施設に収容されている者の、釈放後の住居や就労先などの帰住環境を整えることにより、円滑な社会復帰を目指すものです。

【犯罪予防活動】

犯罪をした者や非行のある少年の改善更生や社会復帰に対する地域社会の関心・理解を深め、地域社会がこれらの者を排除することなく、再び犯罪や非行に至るのを防ぎ、自立・改善更生を助ける運動です。全国規模で行われている啓発活動に、毎年7月を強調月間として、“社会を明るくする運動”があります。

【更生保護を支えている人々】

保護司、更生保護女性会員、更生保護施設、BBS会員、協力雇用主などの多くの民間ボランティアが更生保護の諸活動に携わっています。



計画の推進体制

1 計画の普及啓発

地域住民をはじめ、関係団体等に対して地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図るため、市ホームページによる普及啓発に取り組むとともに、「広報いわくに」や概要版の配布など様々な媒体を用いて、計画についての情報発信を行います。

2 みんなで計画を推進するために

本計画の基本理念である「だれもが住み慣れた地域で共に生き生きと暮らせるまちづくり」を達成するためには、市民一人ひとりが地域福祉を推進する主体となることが重要です。

また、個々の力だけでは解決が難しい課題に対しては、地域で暮らす人が協力し合うことで地域福祉を推進することが期待されます。地域で課題を共有することは、地域住民の主体的な活動への参画や行動意識の醸成など、地域の支え合い、助け合い活動の促進につながります。

さらに、市は市民や地域福祉活動団体などが行っている取組について、行政機関としての支援や連携等を進めることで地域福祉を推進し、地域共生社会の実現に向けて、市民・地域・市が協働して地域福祉の活動の輪を広げていきます。

3 計画の達成状況の点検・評価

地域福祉の取組の着実な推進にあたっては、福祉の担当部署のみならず、多くの庁内関係部署が関わることから、相互に連携を図りながら各事業における進捗状況の把握や取組に対する評価を行います。

計画の進捗状況や達成度等については中間評価を行い、岩国市地域福祉計画策定等検討会にその結果を報告し、計画のより効果的な推進に役立てていきます。また、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や国の福祉施策の動向に応じて、計画の見直しが必要な場合には所要の改定を行うこととします。

なお、計画最終年度には取組の進捗状況に加え、計画全体の最終評価を行い、次期計画に反映することとします。



参考資料

1 岩国市地域福祉計画策定等検討会参加者名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属団体	備考
相 川 智 幸	岩国・和木小学校校長会	教育関係団体
市 川 英 之	岩国市社会福祉協議会	福祉関係団体
江 見 享 子	岩国YMCA国際医療福祉専門学校	保健関係団体
◎水 鶏 口 陽 一	岩国短期大学	知識経験者
櫛 部 博 昭	岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会	福祉関係団体
小 谷 川 雅 代	岩国市PTA連合会	教育関係団体
杉 山 富 美 江	岩国市訪問看護連絡会	医療関係団体
角 貞 明	岩国市地区社会福祉協議会連絡協議会	福祉関係団体
竹 下 徹	徳山大学	知識経験者
中 廣 元	岩国市民生委員児童委員協議会	福祉関係団体
野 上 明 子	山口県社会福祉士会	
橋 本 尚 理	岩国保護区保護司会	その他団体
原 芳 之	岩国市認知症の人の見守り支援協議会	福祉関係団体
平 岡 龍 一 郎	岩国地区権利擁護委員	
宮 本 恒 美	岩国市福祉員連絡協議会	
山 本 忠 生	岩国市ボランティア連絡会	

◎ 座 長

2 岩国市再犯防止推進計画に係る専門部会参加団体

所属団体
法務省山口保護観察所
法務省広島矯正管区
岩国刑務所
岩国警察署
岩国保護区保護司会
岩国地区更生保護女性会

(順不同)

3 岩国市地域福祉計画策定等検討会開催要綱

令和元年 12 月 1 日

（目的）

第1条 この要綱は、岩国市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、有識者、住民等の意見、助言等を求めるため、岩国市地域福祉計画策定等検討会（以下「検討会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 検討会において意見、助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の点検及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画に関すること。

（検討会の構成）

第3条 検討会は、参加者 20 人以内をもって構成する。

2 市長は、次に掲げる者のうちから、検討会への参加を求めるものとする。

- (1) 知識経験者
- (2) 保健、医療、福祉、教育等の関係団体等から推薦された者
- (3) 公募による一般市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（運営）

第4条 検討会の参加者は、その互選により検討会を進行する座長を定めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、検討会に参加者以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第2条各号に掲げる事項のうち専門的事項に関する意見を求めるため、専門部会を開催することができる。

4 専門部会の参加者は、10 人以内をもって構成する。

5 市長は、前条第2項各号に掲げる者のうちから、専門部会への参加を求めるものとする。

6 第1項及び第2項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「検討会」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

（庶務）

第5条 検討会及び専門部会の庶務は、社会課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

4 計画の策定経過

日 付	名 称	内 容
令和2年6月19日	第1回岩国市地域福祉計画策定等検討会	(1) 岩国市地域福祉計画策定スケジュールの説明 (2) 岩国市地域福祉計画について (3) 市民アンケート調査内容の検討 (4) 第3次岩国市地域福祉計画の取組状況と評価の報告
令和2年6月 1日～ 6月30日	岩国市地域福祉の推進に関するアンケート調査（民生委員・児童委員、成年後見制度事業所等）	・岩国市在住の民生委員・児童委員 ・岩国市内の成年後見制度事業所等 （成年後見制度の利用の可能性のある高齢者、障害者等の入所施設等）
令和2年7月10日～ 8月 3日	岩国市地域福祉の推進に関するアンケート調査	・岩国市在住の18歳以上を無作為抽出
令和2年9月17日	第2回岩国市地域福祉計画策定等検討会	(1) 岩国市地域福祉の推進に関するアンケート調査の結果報告について (2) 岩国市地域福祉計画（素案）第1章～第2章について (3) 第4次岩国市地域福祉計画の体系・骨子（案）及び岩国市地域福祉計画（素案）第3章について
令和2年9月24日	岩国市再犯防止推進計画に係る検討会	(1) 岩国市再犯防止推進計画について (2) 地域福祉の推進に関するアンケートについて（再犯防止にかかる質問抜粋）
令和2年11月26日	第3回岩国市地域福祉計画策定等検討会	(1) 岩国市地域福祉計画（素案）第4章について ・地域福祉を推進するための取組 (2) 岩国市地域福祉計画（素案）第5章について ・成年後見制度の利用を促進するための取組 (3) 岩国市地域福祉計画（素案）第6章について ・再犯防止を推進するための取組
令和3年1月4日～ 2月4日	パブリックコメントの実施	・「岩国市地域福祉計画（案）」に対する意見募集
令和3年2月19日	第4回岩国市地域福祉計画策定等検討会	(1) 岩国市地域福祉計画の最終案について

5 用語解説

【あ行】

イカルス

市民が聞いてみたい、始めたいと思う講座を選んで、おためしで学べる出前講座。岩国市行政いろいろ情報提供（Iwakuni City Administration Reference & Utility Services）の略称（ICARUS）。

NPO

「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われている。Non Profit Organizationの略称。

【か行】

協働

自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力、連携すること。

共同募金

「社会福祉法」に基づく第1種社会福祉事業で、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限って行う寄附金の募集のこと。地域福祉の推進を図るため、その区域内の社会福祉事業者などに配分することを目的としている。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

緊急通報システム装置

一人暮らし及びこれに準ずる世帯の高齢者、重度身体障害者などが急病、災害時などの緊急事態を通報できる装置。

虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの身体的虐待だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

矯正施設

刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所・婦人補導院の総称。

矯正展

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の中央行事の一環として、刑務作業の現状と重要性を広く紹介し、矯正行政に対する国民の理解を得ることを目的として行われているもの。

刑事施設

自由刑（懲役・禁錮・拘留）の受刑者、刑事訴訟法の規定により逮捕留置・勾留される被疑者・被告人、死刑確定者などを収容する施設。刑務所・少年刑務所・拘置所の総称。

刑法犯

刑法、および暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦（強制性交等）・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。

権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要な全ての権利を保障するという考え方やその実践。

権利擁護事業

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用などに関わる相談や支援をすることで、その生活を支援する事業。

更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。

更生保護施設

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの。

更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

更生保護法人

更生保護事業を営む目的で、法務大臣の認可を受け設立された法人。更生保護事業とは、犯罪や非行をした人たちの改善更生を助けることを目的とした公益性の高い事業であり、継続保護事業、一時保護事業、連絡助成事業の3種類に大別される。

交通弱者

高齢者や障害者、又はへき地で生活する者など、日常生活において移動することに制約される者又は不便を感じる者。

個人情報

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人が識別できる情報も含む。

コミュニティ

共同の社会生活の行われる一定の地域又は集団。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域との結びつきが強く、人々の自主性と自らの責任において、より住みよい地域づくりを行う住民の集団を指す。

【さ行】

災害時要援護者

災害時において、避難や避難生活に、介護や補助など何らかの支援を要する者。

サロン

身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる活動の場。

市民後見人

一般市民による後見人。認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人に親族がいない場合、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や日常生活における契約などを本人の代理として行う人。

社会福祉協議会

「社会福祉法」に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等がある。

社会福祉施設

社会福祉関係の各法に基づいた、社会福祉事業を行うための施設の総称。

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

障害者自立支援法

障害者及び障害児が、地域で自立した日常生活又は社会生活を送ることができる社会を実現するための法律。

少年鑑別所

専門的知識及び技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行や犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省の施設。

少年サポートセンター

各都道府県警察に設置され、ボランティアや教職員と合同で、街頭補導や非行少年の立ち直り支援等に取り組む機関。

自主防災組織

地域住民による自主的な防災活動を行う任意の防災組織。

自立相談支援事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つ。生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口で、生活困窮者が抱えている課題を適切に評価・分析し、支援を行う。また、関係機関との連絡調整も行う。

身上保護

親権者が未成年の子の身体的・精神的な成長を図るために監護・教育を行うこと。また、後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。

生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性やその他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給やその他の支援を行うことを目的とした法律。

成年後見制度

物事を判断する能力が十分ではない者に対して、権利を守る者を選任することにより、法律的に支援する制度。

善意銀行

善意のお金、品物を寄付いただき福祉のために有効に活用する窓口。

【た行】

地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組み。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28（2016）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置付けられている。

地域ケア会議

地域包括支援センター等が主催し、地域住民、民生委員児童委員、福祉・保健・医療の専門家等が、住民の福祉等の課題について話し合い、解決方法等を検討する会議。

地域資源

地域に点在する人、場所、物及び地域で取り組んでいる活動を地域の特徴的な資源として捉えた総称。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日常生活圏域の中で、介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスを一体的かつ継続的に提供する体制のこと。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関。

篤志家

社会奉仕・慈善事業などを熱心に実行・支援する人。

特別調整

刑務所等に収容されている者のうち、高齢であり、又は障害を有し、かつ適当な帰住先がない者について、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるように必要な調整を行うこと。

【な行】

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のことで、認知症サポーター養成講座を受講した人。

ネットワーク

市民個人や集団と集団などの網状のつながりの意味。地域福祉活動は市民の誰もが幸せになることを目指すものだが、その推進を図るためには市民同士をはじめ関係機関・団体などとの能動的で活動的なネットワーク構築が欠かせない。

ノーマライゼーション

障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きるための社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。従来の福祉活動で行われてきた、社会的弱者を社会から保護・隔離する傾向を反省し、すべての障害者の日常生活の様式や条件を、通常の社会環境や生活様式に可能なかぎり近づけることを目指す。

【は行】

8050問題

ひきこもりの長期化等により、本人と親が高年齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来する。

バリアフリー

障害のある人や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととしても用いられる。

BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。

福祉員

地域住民から選出され、社会福祉協議会から委嘱を受けて福祉活動を行う福祉活動の推進者。

ふれあい補償制度

本市内に活動の拠点を置く市民団体が、市民活動中に不慮の事故により、参加者や第三者などへ損害を与えた場合や傷害を負った場合に適用される補償制度。

法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。

保護観察対象者

犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者が対象となる。

保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

ボランティア休暇

企業や自治体などが自発的な社会貢献活動を支援、奨励して、休暇を認める制度。

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、人種、障害の有無等にかかわらず、全ての人が利用しやすいように考えられたデザインのこと。

岩国市地域福祉計画

岩国市地域福祉計画（第四次）

岩国市成年後見制度利用促進基本計画

岩国市再犯防止推進計画

発行年月：令和3（2021）年3月

発行：岩国市

編集：岩国市 健康福祉部 社会課

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

TEL 0827-29-5072 FAX 0827-22-0181

E-mail syakaika@city.iwakuni.lg.jp